

Basic Plan
Tachikawa

2025-2030



Our new story in Tachikawa

A city full of charm where people gather and develop,
with preservation of beautiful virtues of the past while bringing in new ideas.

第1章 計画の位置づけ	5
第1節 位置づけ.....	6
第2節 長期総合計画とは.....	6
第3節 計画とSDGsの関係.....	8
第2章 計画の目的	11
第1節 計画の目的.....	12
第2節 計画期間.....	12
第3章 本市を取り巻く状況	13
第1節 人口の推移と見通し.....	14
第2節 財政状況の推移と見通し.....	20
第3節 公共施設と都市基盤（インフラ）の状況.....	24
第4章 行財政運営の基本方針	27
第5章 分野別計画	33
前期基本計画 政策体系.....	34
政策の見方.....	35
施策の見方.....	36
政策1 子ども・子育て.....	38
施策1 子ども・子育て政策の推進.....	40
施策2 子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援.....	42
施策3 途切れのない成長・発達支援.....	44
施策4 子どもの居場所づくりと育ちの推進.....	46
施策5 未就学児の子育てと仕事の両立支援.....	48
政策2 教育.....	50
施策6 学校教育の充実.....	52
施策7 特別支援教育の推進.....	54
施策8 学校教育環境の充実.....	56
施策9 学校給食の提供と食育の充実.....	58
施策10 教育行政の推進.....	60
政策3 保健・医療.....	62
施策11 健康づくりの推進.....	64
施策12 豊かな長寿社会の実現.....	66
施策13 介護保険制度の適正な運営.....	68
施策14 国民健康保険制度等の安定運営.....	70

政策4	社会福祉	72
施策15	福祉行政の推進	74
施策16	地域福祉の推進	76
施策17	障害福祉の推進	78
施策18	セーフティネットによる生活支援の充実	80
政策5	環境	82
施策19	持続可能な環境の保全	84
施策20	持続可能な資源循環の実現	86
施策21	廃棄物の適正処理の促進	88
施策22	下水道の管理	90
施策23	下水道の整備	92
施策24	下水ポンプ場の運営	94
政策6	都市づくり	96
施策25	良好な市街地環境の形成	98
施策26	建築基準行政の適正な実施	100
施策27	道路の管理	102
施策28	道路の整備	104
施策29	公園・水辺管理と緑の保全	106
政策7	産業まちづくり	108
施策30	活力ある産業の振興	110
施策31	都市と農業の共生	112
施策32	官民連携のまちの形成	114
施策33	多様な移動手段による活力ある都市活動の実現	116
政策8	市民の暮らし	118
施策34	市民活動と地域社会・多文化共生の推進	120
施策35	市民相談機能と消費生活の充実	122
施策36	ライフステージに応じた適切な手続き手法の提供	124
施策37	安心して暮らせる住環境の推進	126
施策38	市民にわかりやすい公正・公平で適正な課税	128
施策39	納税しやすい環境の整備と安定した税収の確保	130
政策9	危機管理	132
施策40	危機管理体制の充実と防犯対策の推進	134
施策41	防災体制の充実	136
施策42	コンプライアンスの推進	138

政策10	文化・スポーツ	140
施策43	文化芸術の振興	142
施策44	生涯学習社会の実現	144
施策45	図書館サービスの展開	146
施策46	立川のまち・くらしの記録	148
施策47	スポーツの推進	150
政策11	総合戦略	152
施策48	総合戦略の推進	154
施策49	行財政改革の推進	156
施策50	持続可能な財政運営の推進	158
施策51	適正な公共調達の実現	160
施策52	市政情報とまちの魅力の発信	162
施策53	公共施設マネジメントの推進	164
施策54	男女平等参画社会・多様性の推進	166
政策12	行政運営	168
施策55	職員の育成・確保および働きやすい職場づくり	170
施策56	デジタル環境の整備と維持管理	172
施策57	庁舎・公文書管理と例規整備	174
施策58	公共調達における品質の確保	176
施策59	公共施設の保全	178
施策60	公金の適正管理	180
政策13	収益事業	182
施策61	競輪運営による持続した収益の確保	184

コラム

- コラム 1 大きく変わる人口構成 19
- コラム 2 不交付団体であることの影響 22
- コラム 3 「子ども」の表記について 40

資料編	187
個別計画一覧	188
用語解説	192
施策体系	196
前期基本計画の施策とSDGsの対応表	202
第5次長期総合計画基本構想資料編（再掲）	204

第 1 章

計画の位置づけ

第1節 位置づけ

第2節 長期総合計画とは

第3節 計画とSDGsの関係



第1章 計画の位置づけ

第1節 位置づけ

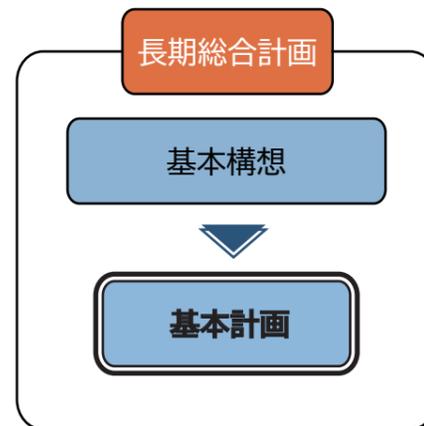
基本計画は、基本構想に掲げた「未来ビジョン」を具現化するため、分野ごとの施策を体系的に定め、現状や課題を明らかにし、施策ごとの基本的な方向性を示したものです。

第2節 長期総合計画とは

第5次長期総合計画は、本市における最上位に位置付けられる計画で、めざすまちづくりの「未来ビジョン」を定めた「基本構想」とそれを具現化するための施策の基本方針を示した「基本計画」を一体的に捉えた総称です。

(1) 基本構想

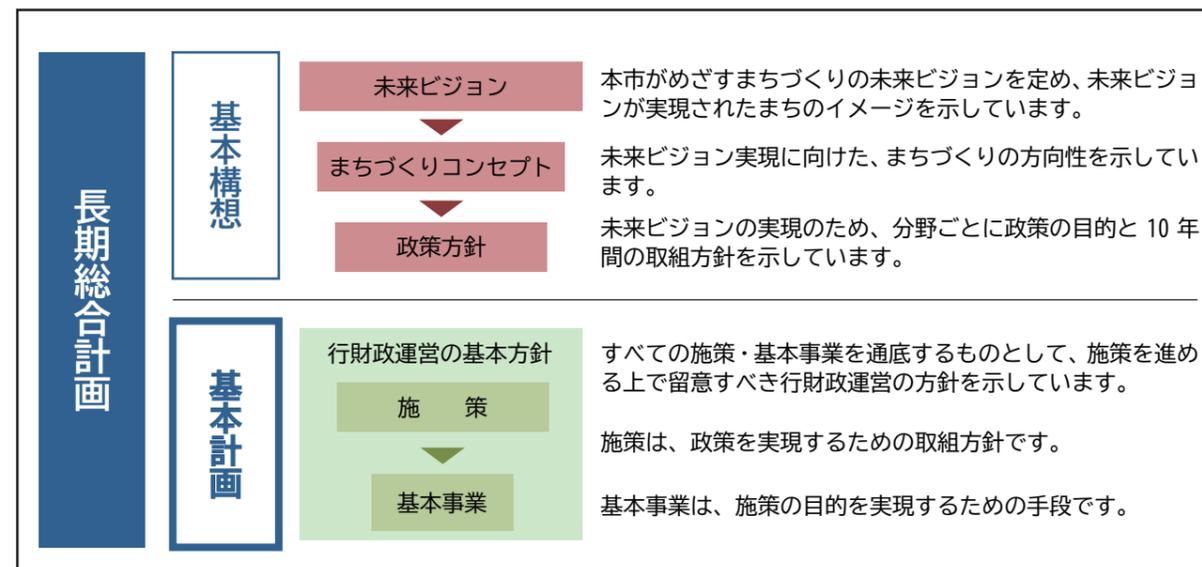
めざすまちづくりの「未来ビジョン」を示します。また、「未来ビジョン」の根底に流れる「基本理念」をあわせて示します。なお、基本構想については、長期総合計画審議会の答申に基づき市議会の議決を経て決定するものです。



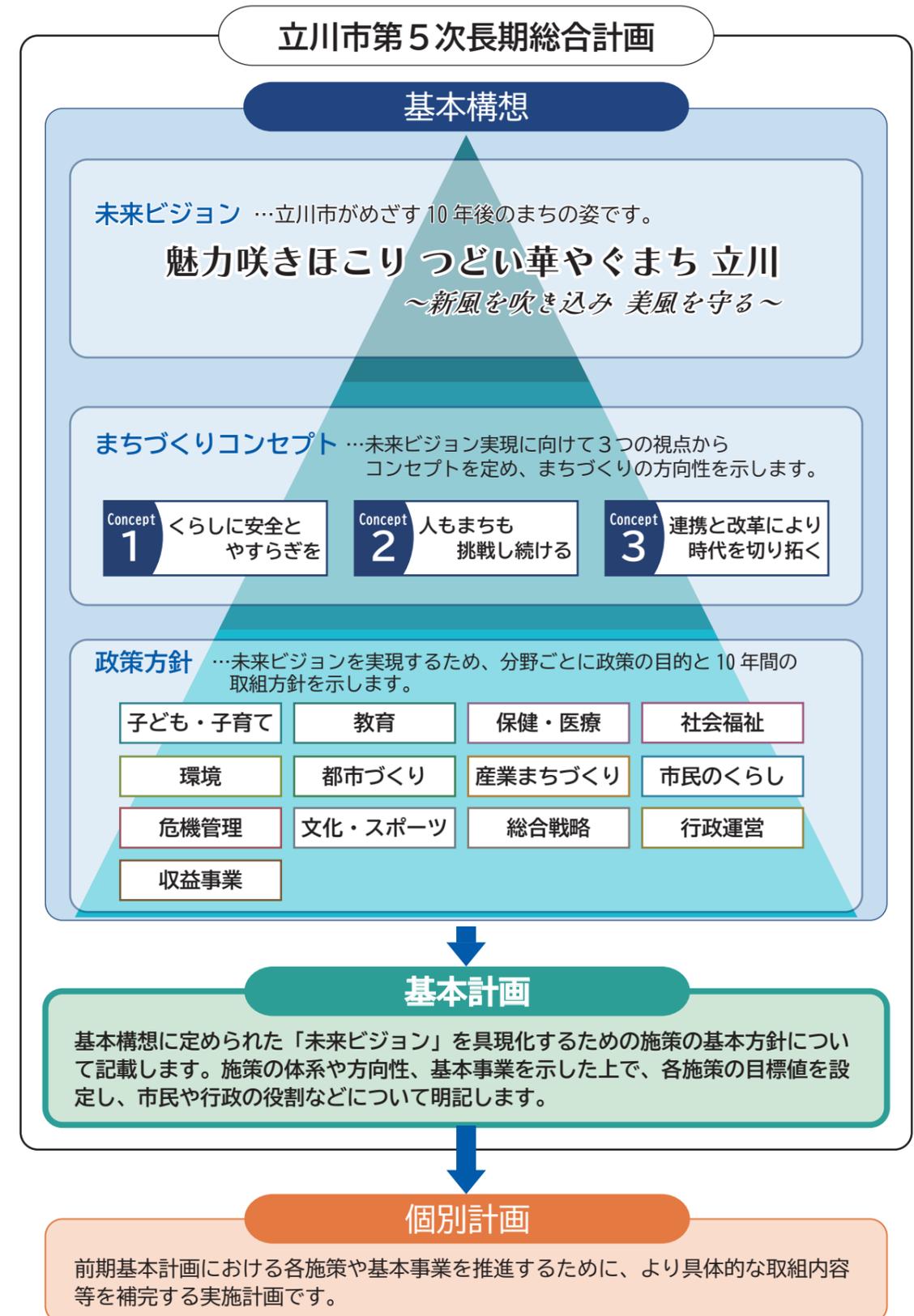
(2) 基本計画

基本構想に定められた「未来ビジョン」を具現化するための施策の基本方針について記載します。施策の体系や方向性、基本事業を示した上で、各施策の目標値を設定し、市民や行政の役割などについて明記します。

計画の構成



第5次長期総合計画基本構想位置づけ（再掲）



第3節 計画とSDGsの関係

基本計画は基本構想に掲げた「未来ビジョン」の具現化を目指すものであり、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）とその考え方や方向性は共通していると言えます。SDGsは、国際社会全体の目標ではありますが、その実現には基礎自治体も役割を果たすことが期待されており、本市においても基本計画に基づき取組を推進することで、SDGsの実現に貢献していきます。

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された国際目標です。「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 (2030) 年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

 <p>目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセントワーク）を促進する</p>	 <p>目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>	 <p>目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>
 <p>目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する</p>	

魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川 ～新風を吹き込み 美風を守る～

毎年、経営戦略を定め、
スピード感のある施策を展開し、
未来ビジョンを実現します。



行政経営のしくみ

第 2 章

計画の目的

第1節 計画の目的

第2節 計画期間



第2章 計画の目的

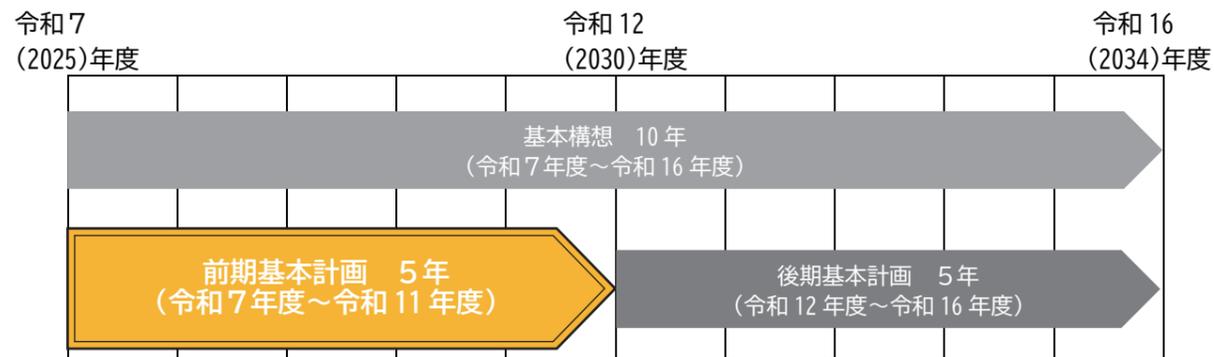
第1節 計画の目的

前期基本計画は、豊かな市民生活の実現と地域の発展を目指し、市民や地域団体、事業者等のさまざまな主体が協働し、未来につながるまちづくりを進めていくために策定します。

基本構想で示した未来ビジョン「魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川 ～新風を吹き込み 美風を守る～」を実現するため、13の政策と政策を実現するためのまちづくりの課題として61の施策に体系化し、施策の目的や方針、目標を明らかにしています。

第2節 計画期間

前期基本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。



第3章

本市を取り巻く状況

- 第1節 人口の推移と見通し
- 第2節 財政状況の推移と見通し
- 第3節 公共施設と都市基盤(インフラ)の状況

第3章 本市を取り巻く状況

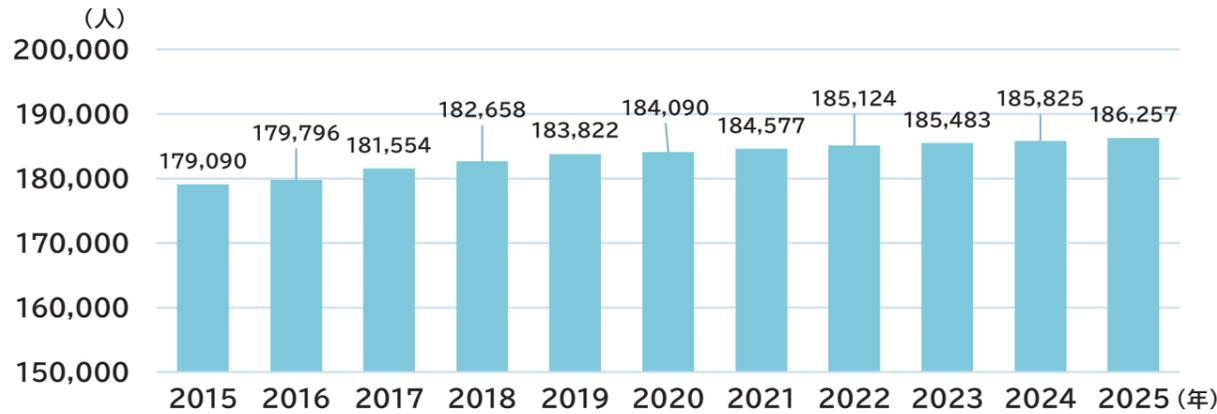
第1節 人口の推移と見通し

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

人口は増加傾向で推移しています。

平成 27 (2015) 年に 179,090 人であった総人口は一貫して増加しており、令和 5 (2023) 年には 186,257 人となり、7 千人以上増加しています。



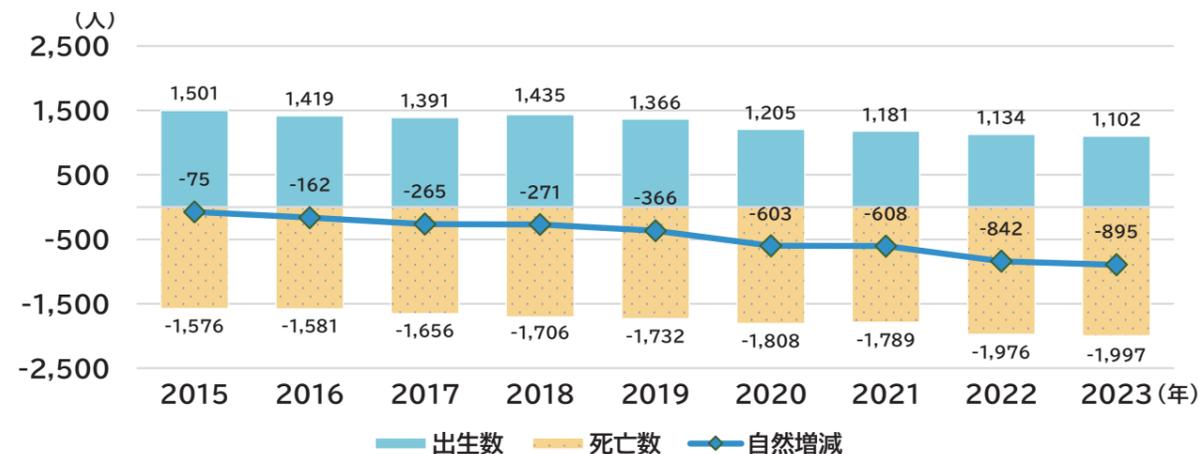
(出典：立川市「世帯と人口」)

(2) 出生数・死亡数及び自然増減の推移

死亡数が出生数を上回る「自然減」が続いています。

出生数は平成 27 (2015) 年に 1,501 人となって以降は、減少傾向で推移し、令和 5 (2023) 年には 1,102 人となっています。

一方、死亡数は平成 27 (2015) 年の 1,576 人から増加傾向にあり、令和 5 (2023) 年には 1,997 人となっています。平成 27 (2015) 年から令和 5 (2023) 年にかけて死亡数が出生数を上回っており、自然減が加速しています。

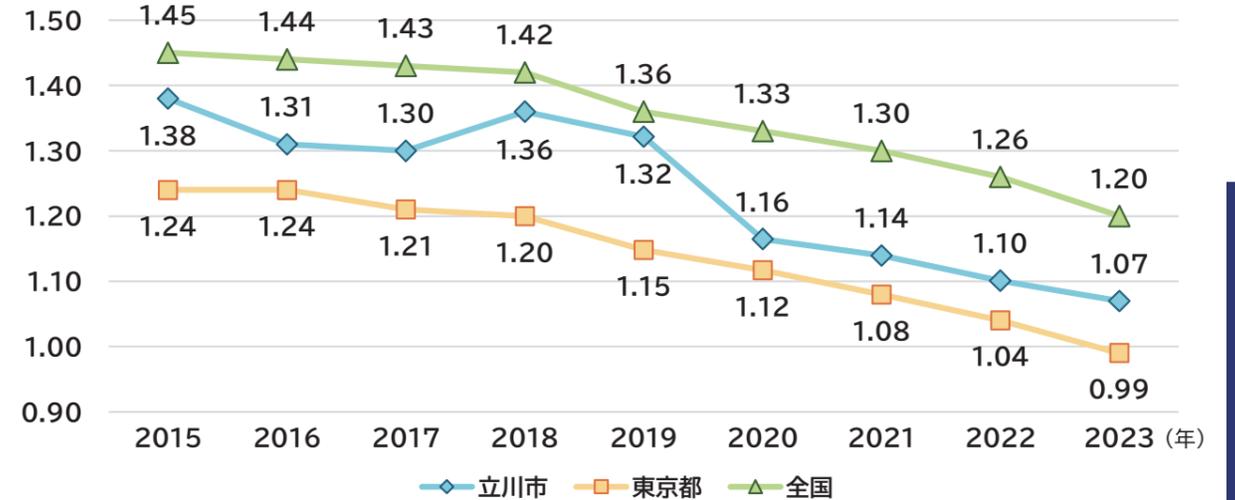


(出典：東京都「人口動態統計」)

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は減少傾向にあり、また全国平均を下回っています。

合計特殊出生率は、全国的な傾向と同様に平成 27 (2015) 年をピークに減少傾向にあり、令和 5 (2023) 年には 1.07 となっています。全国の平均値より低いものの、東京都の平均値は上回って推移しています。



(出典：東京都「人口動態統計」)

(4) 転入者数・転出者数及び社会増減の推移

転入者が転出者数を上回る「社会増」が続いています。

平成 27 (2015) 年以降、一貫して転入者数が転出者数を上回る社会増が続いています。平成 27 (2015) 年から令和 5 (2023) 年の間では、多い年で 1,624 人 (2016 年)、少ない年で 345 人 (2019 年) の社会増となっています。

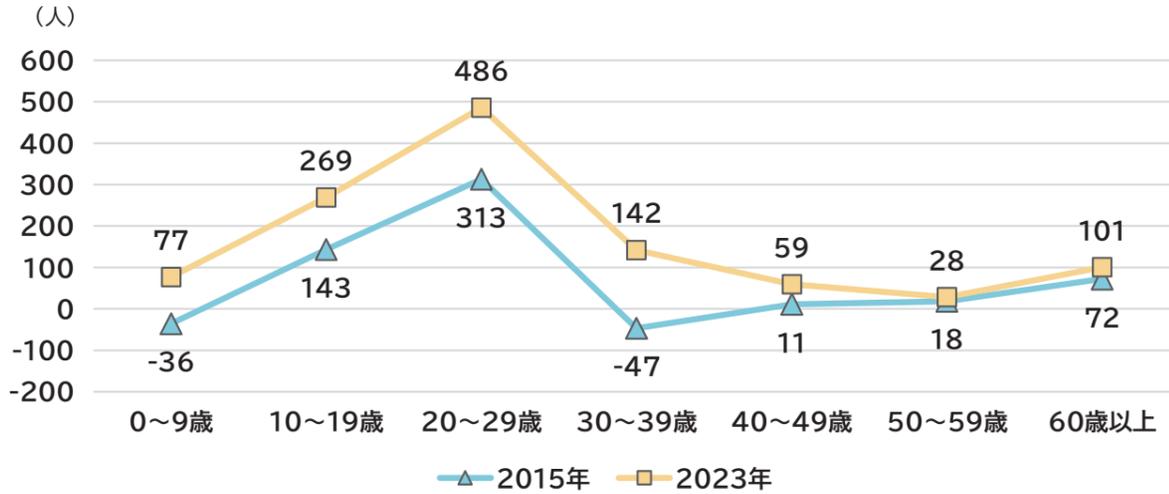


(出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」)

(5) 年齢別社会増減の推移

30代までの転入がとくに多くなっています。

20歳代の転入超過が顕著になっており、社会増の大きな要因となっています。また、平成27(2015)年を令和5(2023)年と比較すると、全ての年代で転入超過となり、とくに30歳代までの転入が多くなっています。

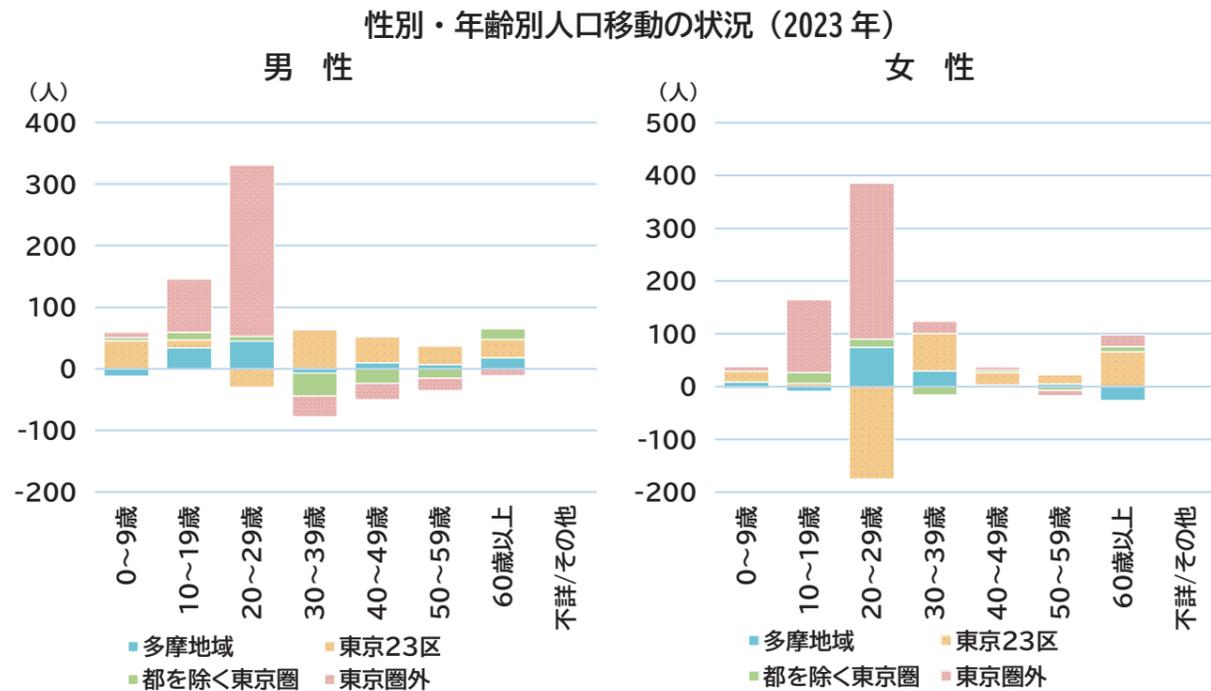


(出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」)

(6) 性別・年齢別人口移動の状況

男女ともに20代の転入が多くなっています。

東京圏(埼玉県や千葉県、東京都、神奈川県)を除いた地方部からの転入が多くなっています。一方、20歳代の女性は、東京23区への転出が多くなっています。

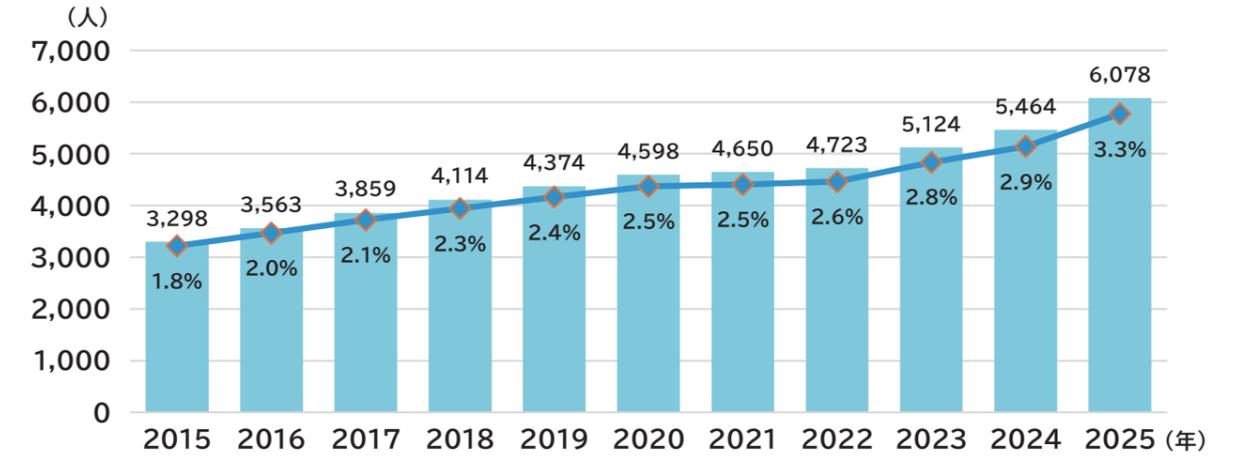


(出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」)

(7) 外国人人口の推移

外国人人口は近年微増傾向で推移しています。

外国人人口は平成27(2015)年の3,298人以降、計画期間中一貫して増加しており、令和7(2025)年には6,078人となり、総人口に占める割合は約3.3%となっています。



(出典：立川市「世帯と人口」)

2 人口の見通し

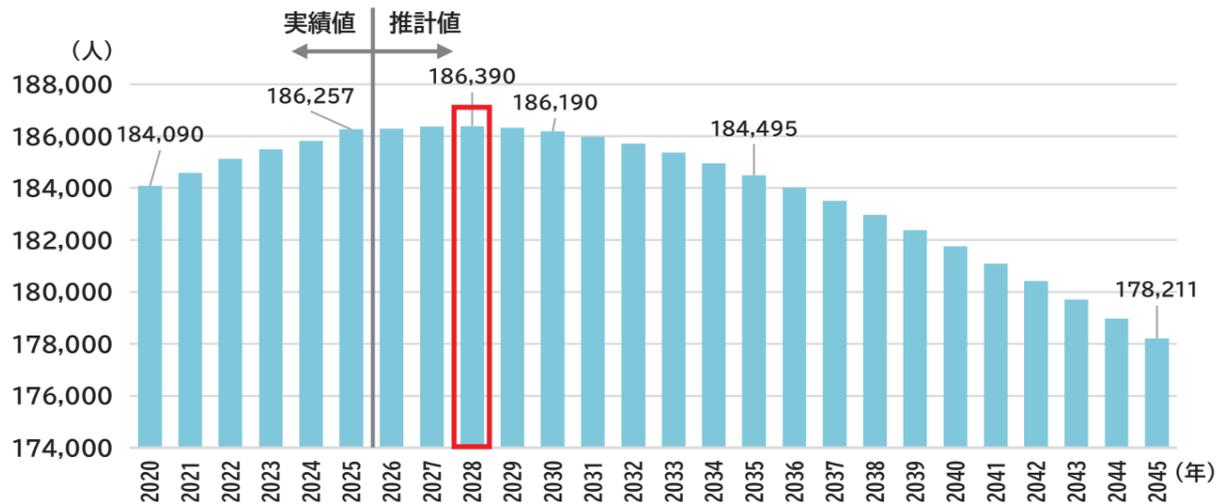
全国的に人口減少や少子化、高齢化が進展する中、本市においては主に転入による社会増を背景に、人口増加の傾向にありました。

しかしながら、今後は、少子化に伴い本市へ転入超過傾向にあった東京圏外の若年世代の人口が減少することや、本市から都心部への転出の増加等により、大幅な社会増は見込めません。また、既に死亡数が出生数を上回る自然減になっており、この傾向はさらに進んでいくことが見込まれます。これらのことから、令和 10 (2028) 年をピークに本市の総人口は横ばいから減少局面に転じると見込まれます。前期基本計画の最終年となる令和 12 (2030) 年の人口規模は計画策定時の令和 7 (2025) 年と比べて大きな変化が想定されていません。ただし、その後は、大きな人口減少が見込まれています。

今後、本市においては、定住人口の確保により、自然増を目指しつつ、交流人口を増加させることにより、本市の発展と周辺地域への活性化に寄与し、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

(1) 総人口の推移

総人口は、令和 10 (2028) 年の 186,390 人をピークに減少していき、令和 17 (2035) 年に 184,495 人、令和 27 (2045) 年には 178,211 人とピークから 8,179 人減少すると見込まれます。

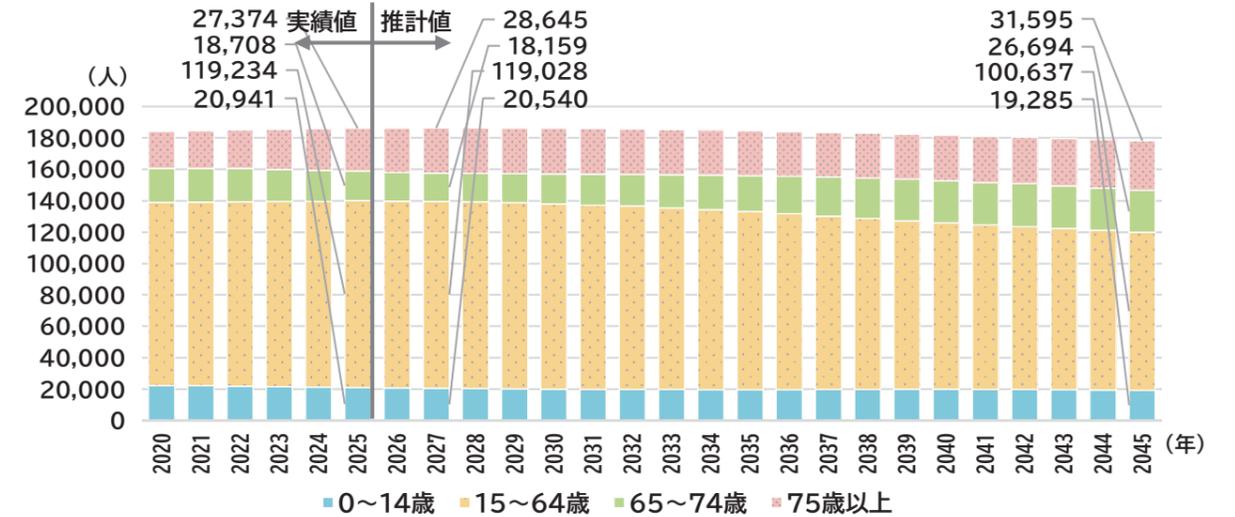


(出典：立川市「立川市第5次長期総合計画策定のための将来人口推計調査(令和5年)」、2020年から2025年の数値は同年1月1日現在の住民基本台帳人口)

(2) 年齢4区分別人口・人口割合の見通し

年齢階層別に見ると、14歳以下の人口はほぼ一貫して減少すると見込まれます。15～64歳の人口は令和9(2027)年の119,028人をピークにその後一貫して減少すると見込まれます。65歳以上の人口は一貫して増加し、とりわけ75歳以上の人口が令和27(2045)年にかけて大きく増加していくと見込まれます。

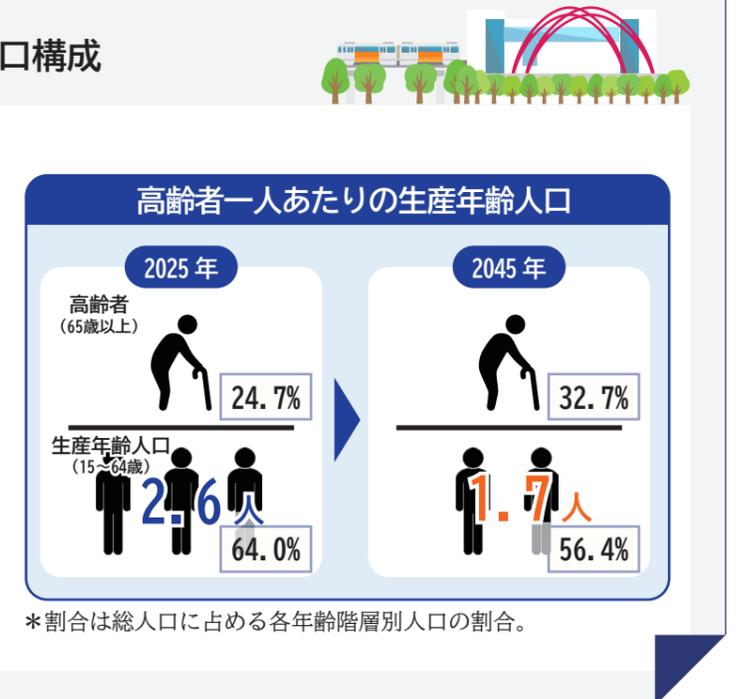
年齢階層別割合では14歳以下と15～64歳は減少傾向にあり、65歳以上は一貫して増加します。令和7(2025)年には1人の65歳以上の高齢者を約2.6人の15～64歳の現役世代で支えている状態でしたが、令和27(2045)年には1人の65歳以上の高齢者を約1.7人の15～64歳の現役世代で支える状態になると見込まれます。



(出典：立川市「立川市第5次長期総合計画策定のための将来人口推計調査(令和5年)」をもとに作成、2020年から2025年の数値は同年1月1日現在の住民基本台帳人口)

コラム 1 大きく変わる人口構成

令和7(2025)年と令和27(2045)年の本市の年齢別人口割合を比較してみると、0～14歳の年少人口が11.2%から10.8%、15～64歳の生産年齢人口が64.0%から56.4%と減少する一方、65歳以上の高齢人口は24.7%から32.7%と増加することが見込まれます。本市においても、将来的に人口構成が大きく変化することが予測されています。



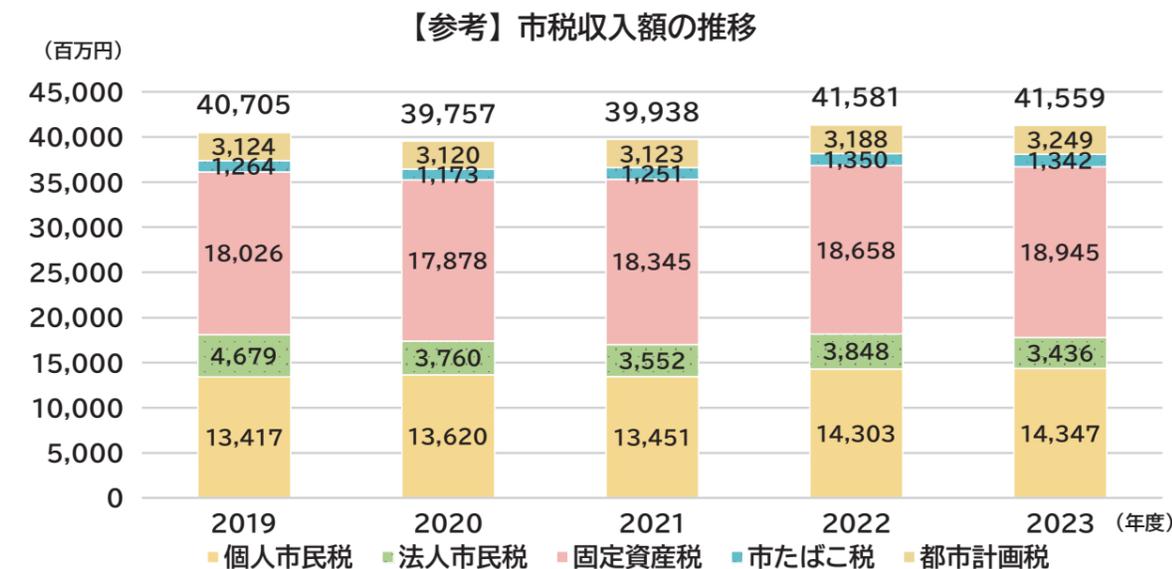
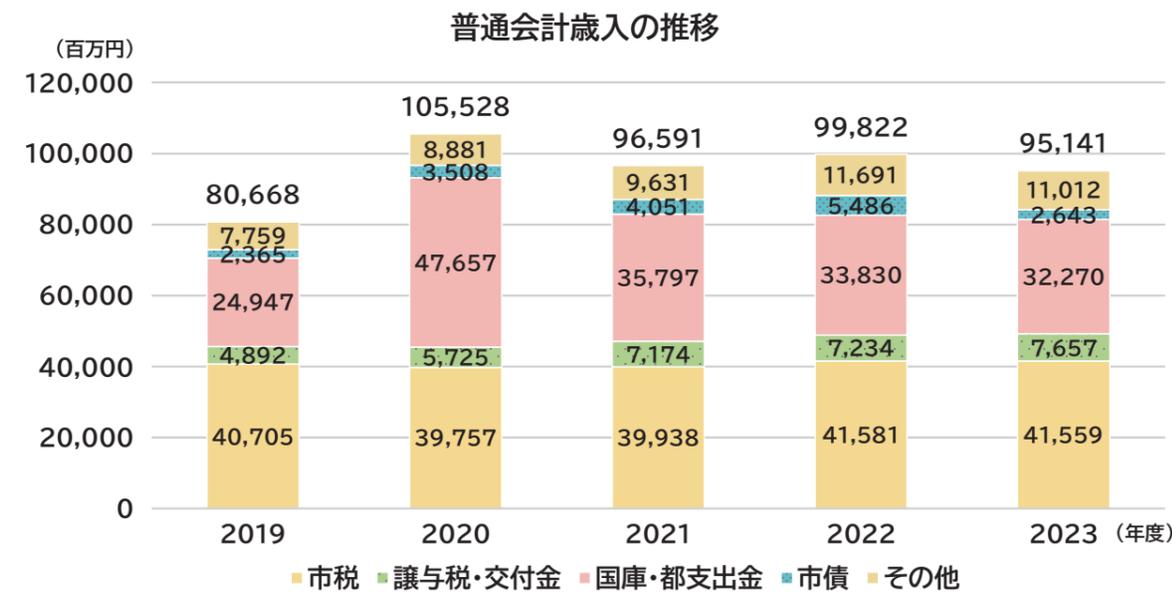
第2節 財政状況の推移と見通し

1 財政状況の推移

(1) 普通会計歳入の推移

普通会計の歳入額は、令和2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症に対応するための国庫・都支出金が大幅に増加したことで1,055.3億円となり、その後は減少したものの高い水準で推移しています。

歳入の根幹をなす市税収入は、法人市民税は交付税原資化による減以降、景気の影響により増減していますが、個人市民税、固定資産税は増加しており、市税全体では増加傾向にあります。譲与税・交付金は、地方消費税の税率の引き上げによる地方消費税交付金の増や法人事業税交付金の創設などにより増加しています。法人市民税の割合が高い本市は、税制改正や景気の変動を受けやすい税収構造となっています。



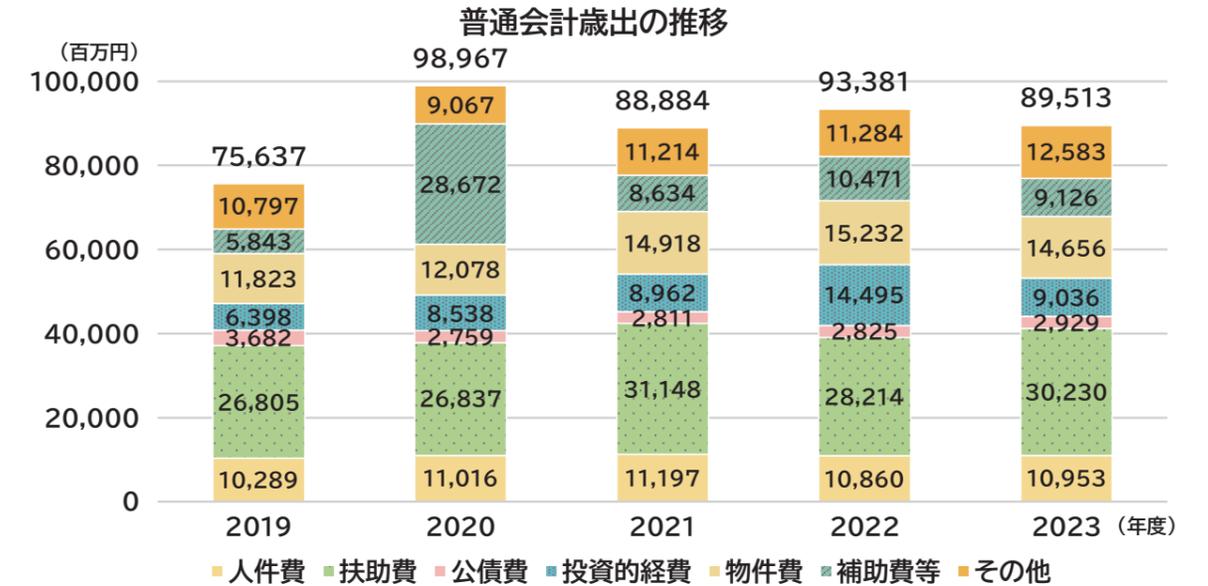
※239百万円以下である軽自動車税及び入湯税はグラフ上では掲載していない。

（出典：「地方財政状況調査」を基に立川市作成）

(2) 普通会計歳出の推移

普通会計の歳出額は、令和2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症に対応するための臨時的支出が大幅に増加したことで989.7億円となり、その後は減少したものの高い水準で推移しています。

公債費などは減少しましたが、社会福祉費の増により扶助費が5年間で34.3億円増加したほか、物価高騰などの影響もあり、補助費等、物件費、投資的経費など多くの性質別経費が増加しています。



(3) 普通会計市債残高の推移

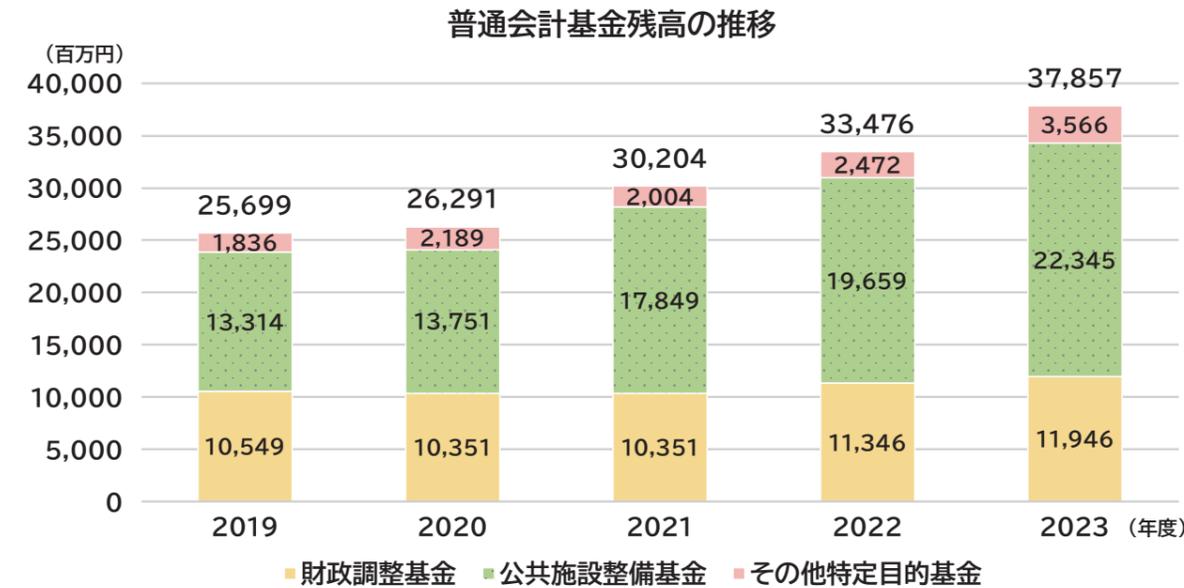
普通会計市債残高は、新清掃工場や新学校給食共同調理場の建設、学校の建替え・改修工事などへの活用により、令和5（2023）年度末には283.1億円となり、5年間で47.8億円、20.3%増加しています。今後、公共施設再編個別計画に基づく施設整備などにより投資的経費が増大することが見込まれるため、財政の硬直化につながる公債費の増加に留意しながら、計画的に市債を活用する必要があります。



（出典：「地方財政状況調査」を基に立川市作成）

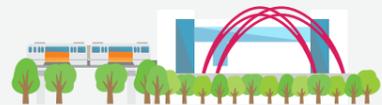
(4) 普通会計基金残高の推移

財政調整基金残高は、令和5（2023）年度末には119.5億円となり、平成31（2019）年度末に比較して14.0億円増加しています。公共施設整備基金は、令和5（2023）年度末には223.5億円となり、平成31（2019）年度末に比較して90.3億円増加しています。経済不況等による大幅な税収減により歳入不足が生じた場合や予期せぬ自然災害、都市インフラや公共施設の老朽化などに備え、基金に積立をしておく必要があります。



(出典：「地方財政状況調査」を基に立川市作成)

コラム 2 不交付団体であることの影響



国は、地方交付税という制度を作っていて、このうちの普通交付税を個々の自治体に交付することによって、必要な地方財源を保障しています。全国では大半の自治体が交付を受けている交付団体ですが、立川市は交付を受けられない不交付団体となっています（令和6（2024）年度時点の不交付団体は全国約1,700自治体のうち約80団体）。交付団体は、この普通交付税により不足財源を補てん（穴埋め）されますが、不交付団体である立川市は、景気変動や国の政策などによる歳入減や歳出増の影響を直接的に受ける財政構造になっているので、より自主的かつ自律的な財政運営を進めていく必要があります。また、本来は立川市に入るはずであった市民税が他団体に流出するふるさと納税の影響（令和5（2025）年度決算で約7億円減）についても大きな課題ですが、交付団体であれば減収分の一定割合を補てんされるものの、立川市はそのような支援を受けることができずに財政負担が増している状況です。

2 財政状況の見通し

令和6（2024）年度当初予算額を基に、令和11（2029）年度までの財政収支を試算しています。

歳入については、市税は、内閣府による「中長期の経済財政に関する試算」を踏まえ、将来人口推計や税制改正の影響などを加味しています。譲与税・交付金は、法人事業税交付金と地方消費税交付金で内閣府の試算に基づく経済成長の見込みから増とした一方、地方特例交付金では定額減税による減収の補填終了を反映しています。

歳出については、人件費は、給与改定や定期昇給、職員の新陳代謝を見込んでいます。扶助費は、過去の平均伸び率などに基づき増としています。投資的経費は、公共施設の再編に伴う学校施設等の建替え・改修やその他施設の改修を見込み、公債費と歳入の地方債も合わせて推計しています。その他行政経費である物件費・維持補修費・補助費などについては、物価高騰の見込みや過去の平均伸び率などを考慮しています。

財政収支については、令和7（2025）年度に財源不足が35億円となり、令和11（2029）年度には42億円に及ぶと予測しています。市税の大幅な伸びが見込めない中、扶助費は引き続き高い水準で推移し、さらに投資的経費の増嵩も顕著となっているため、厳しい行財政運営を余儀なくされる見通しとなっています。

普通会計財政収支の見通し【令和6年度から令和11年度】

(単位：億円)

区分		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
歳入	市税	411	426	430	431	433	435	
	譲与税・交付金	83	81	82	83	84	84	
	国庫・都支出金	292	303	301	305	306	317	
	地方債	34	25	9	35	63	98	
	その他収入	35	36	36	36	36	36	
	合計①	855	871	858	890	922	970	
歳出	義務的経費	人件費	121	126	136	129	139	130
		扶助費	291	305	308	312	315	318
		公債費	30	31	33	32	31	31
	投資的経費	89	89	73	104	124	174	
	その他行政経費	333	355	347	350	355	359	
合計②	864	906	897	927	964	1,012		
差引額(①-②)	▲9	▲35	▲39	▲37	▲42	▲42		
基金繰入金	9	35	39	37	42	42		

※令和6年10月作成

(出典：「地方財政状況調査」等を基に立川市作成)

財源の不足に当たっては、公共施設整備基金を計画的に活用するほか、財政調整基金を取り崩すことにより、収支の均衡を図る必要があります。

普通会計財政収支の見通し【令和6年度から令和11年度】

(単位：億円)

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
財政調整基金 各年度末残高	115	99	88	83	60	50
公共施設整備基金 各年度末残高	223	217	199	177	161	131
地方債各年度末残高	292	287	266	271	304	375

※令和6年10月作成

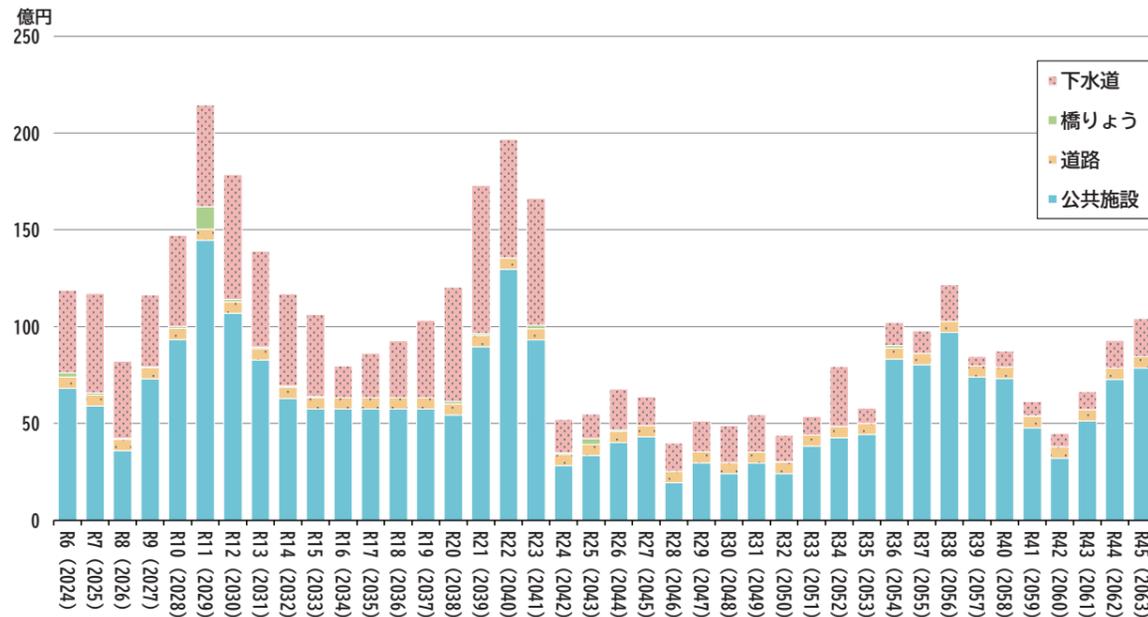
(出典：「地方財政状況調査」等を基に立川市作成)

第3節 公共施設と都市基盤（インフラ）の状況

(1) 公共施設及び都市基盤（インフラ）の推計

令和5（2023）年度末の公共施設及びインフラの数量等をもとに、令和6（2024）年度から令和45（2063）年度までの40年間に於ける公共建築物、道路、橋りょう、下水道の整備額の見込みは4,159.0億円と試算しています。

将来の更新費用の推計（公共施設及び都市基盤（インフラ））



総務省提供による公共施設更新費用試算ソフトによる試算の前提条件

試算対象施設	公共建築物（公有財産台帳記載）、道路、橋りょう、下水道
試算期間	40年（令和6（2024）年度～令和45（2063）年度）
試算方法	試算対象施設の面積及び延長（㎡、m）に対し試算ソフトの標準更新単価を用いて試算期間にかかる更新費用（新規整備・用地取得は含まない）を推計する。

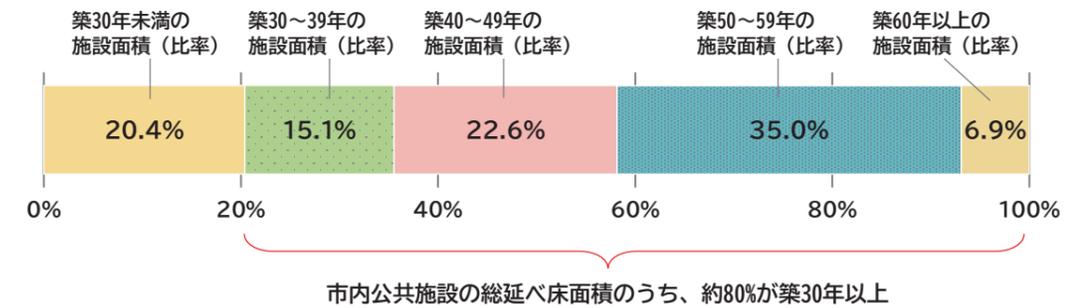
※推計値には試算対象施設以外の更新費や、更新以外の修繕にかかる費用等は計上していない
 ※上記試算は、令和5（2023）年度末現在のデータによる試算結果であり、市の策定している諸計画とは試算の前提条件（年度・施設等）が異なる

(2) 本市施設の老朽化状況

本市の公共施設をめぐる状況については、平成30（2018）年度に策定した「公共施設再編個別計画」などで示したとおり、多くの公共施設でますます老朽化が進んでいる状況です。一方、建替え等により施設の更新を進めていくうえでは、昨今の資材価格や人件費の高騰、人手不足等が避けては通れない課題となっており、計画的な更新を妨げる要因となっています。

今後、少子化、高齢化がますます進み社会の担い手が減っていくとともに、本市においても例外なく人口減少に転じることが予想されるなか、人口構造にあった施設保有量にするとともに、将来に負担を残さない持続可能な公共施設の展開を進める必要があります。

本市施設の築年数状況



（「立川市公共施設再編個別計画」に基づき、令和6年4月時点の状況に修正して作成）

第 4 章

行財政運営の 基本方針



第4章 行財政運営の基本方針

1 基本的な考え方

前期基本計画期間においては、少子高齢化の進行や公共施設等の老朽化といった歳出増につながる諸課題だけでなく、サービスの担い手が不足していく状況も踏まえて、行財政運営のあり方を変化させていくことが求められます。また、必要な行政サービスを見極め、どのように提供し維持するかも重要な課題です。

近年、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々に生活様式の変化や行動変容をもたらし、結果として様々な環境においてデジタル化*が大きく進展しました。また、最近の世界的な経済情勢の変化や金利の動向、気候変動や大規模災害の発生等を踏まえると、時代の潮目が変わり、先行き不透明で、将来予測が困難な状況になっています。VUCA*時代の到来ともいわれる今日においては、一度策定した計画に縛られることなく、状況の変化をとらえて、より柔軟に運用することが重要となっています。

そのような中で、市の持つ経営資源（＝ひと、もの、おかね、情報）を効率的・効果的に活用するしくみ（＝行政経営のしくみ）とともに、市の地域特性を活かした地域や民間などの多様な主体（＝地域、民間、自治体）との連携・協働が不可欠です。

また、デジタルに関する視点として、限られた経営資源をより必要とされる業務に振り分けるためにも、これまでの単なるシステム化やデジタル化に留まらない、行財政運営のあり方や業務プロセスに変革をもたらす要素として、行政内外のDX*を推進する必要があります。

これらを踏まえて、前期基本計画の行財政運営においては、次のことを重視していきます。

- 持続可能な行財政運営のために、真に必要とされる行政サービスを見極めていくこと。
- デジタル技術を活用した行財政運営のあり方にシフトしつつ、業務プロセスを柔軟に変化させていくこと。
- 地域や民間等の多様な主体と、地域の特性を活かした連携・協働を推進していくこと。

2 基本方針

上記の基本的な考え方のもと、「行政経営のしくみ」、「経営資源の効率的・効果的な活用（ひと・もの・おかね・情報）」、「デジタル社会に向けたDXの推進」及び「市民・事業者等との連携・協働」の4つについて、基本方針を定めます。

- (1) 行政経営のしくみ
- (2) 経営資源の効率的・効果的な活用（ひと・もの・おかね・情報）
- (3) デジタル社会に向けたDXの推進
- (4) 市民・事業者等との連携・協働

(1) 行政経営のしくみ

限られた経営資源を適正かつ効率的・効果的に配分し、生産性の高い施策を進めるしくみとして、引き続き行政評価によるPDCAサイクルを活用していきます。

業務の効率化

最適なサービス提供手法や業務の実施について、行政が担うべき役割を明確にし、デジタル技術を活用した業務の効率化、アウトソーシングによる事業の実施などを積極的に検討します。

指標のあり方

行政評価制度における成果指標について、EBPM*の推進を前提とし、施策の成果向上を追求することで市民サービスの向上につなげるよう、目的に合った指標を設定して取り組みます。

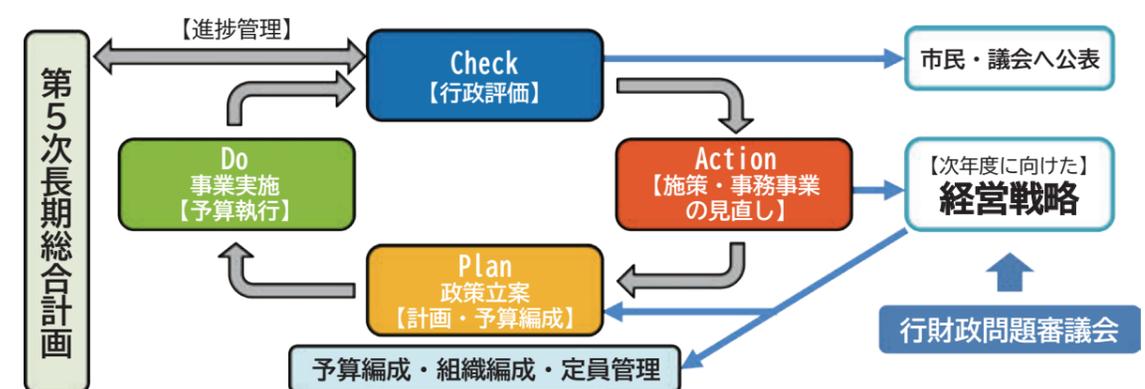
行政評価による経営資源の最適化

「施策・事務事業」から「施策・基本事業」の評価方式へ移行し、基本事業の目的から事務事業を相対的に評価することで、事務事業の優先順位付けやコスト削減などの改善と、評価にかかる事務負担の軽減につなげます。また、国や都の事業の動向を注視し、市独自の上乗せ・横出しも含めて経営資源の投入状況を評価します。

前期基本計画の進捗管理

望ましい方向性と実態の推移（傾向）が大きく異なる指標については、今後の財政収支の見通しを踏まえつつ目標値を設定します。また、選択と集中の考え方に基づき、取組の達成状況に応じて、メリハリのある資源配分とそれに連動する目標値を設定します。

【行政経営のしくみのイメージ】



(2) 経営資源の効率的・効果的な活用

市の経営資源である「ひと」「もの」「おかね」「情報」を以下の方針に基づき、最大限に活用していきます。

効果的な組織づくりと職員の育成・確保【ひと】

① 効果的な組織編成と適正な定員管理

最適なサービス提供手法や業務の実施について、行政が担うべき役割を明確にし、デジタル技術を活用した業務の効率化、アウトソーシングによる事業の実施などを積極的に検討します。

② 職場力の強化

ワーク・ライフ・バランス※を推進するため、時間外勤務の縮減やリモートワーク環境の充実を図ります。職員の健康を維持し、ハラスメント防止対策を進めるとともに、助け合う組織風土を醸成します。デジタル技術を活用して生産性の高い職場環境を構築します。

③ 職員の育成

職員が将来の働き方を見通せるようにキャリアパスを示すとともに、能力やスキルを含めたキャリアプラン形成支援を行います。また、デジタル技術を活用した業務改革を推進する上で、職層に応じた知識と能力の育成を行います。

④ 優秀な人材の確保

現在の職員採用方法を検証し、より有効な制度への改善を図り、多様な人材を確保していきます。また、他自治体と異なる本市や職場の魅力を最大限に発信し、優秀な人材に選ばれるように、強い意識を持って人材確保に取り組みます。

公共施設やインフラ施設等の効果的な保全・更新及び有効活用【もの】

① 持続可能な公共施設等の展開

公共施設の管理業務の効率化と経費削減、適切な維持保全方法の検討を行います。公共施設の更新については、コスト削減を考慮しつつも、資材高騰や人手不足の状況を踏まえた柔軟な計画運用を行います。また、将来的な需要や財政リスクも十分に考慮し、必要に応じて複合化や機能の見直しを進めます。道路、橋りょう、下水道などのインフラ施設については、引き続き維持管理・更新等を的確に行うことで機能を維持し、中長期的なコスト縮減と予算平準化を図ります。

② 公有財産の有効活用

公共施設再編等により生じる跡地や跡施設の民間活用を推進し、歳入増加や維持管理コストの削減を図ります。公共施設の更新時には、PPP/PFI*手法等の導入可能性を検討し、民間ノウハウの活用を促進します。

健全な財政運営【おかね】

① 基金の適正な管理

財政調整基金は持続可能な財政運営のために必要な額を確保します。また、公共施設の更新やインフラ施設の老朽化対策により、公共施設整備基金の必要性が高まることから、引き続き投資的事業の進捗に応じて必要な額を確保していきます。

② 市債活用の適正化

公共施設の更新やインフラ施設の老朽化への対応が本格化することにより、計画期間中にさらなる投資的経費の必要性が見込まれることから、後年度の公債費の負担を踏まえた市債活用を行っていきます。

③ 自主財源の確保

使用料や手数料については、受益者負担の適正化の観点から、社会情勢や他市との均衡を考慮しつつ、定期的な見直しを検討します。特に公共施設やインフラ施設の更新時には、利便性向上に伴う適正な利用料金への見直しを検討します。ネーミングライツや広告料収入の確保、官民連携による公共施設の有効活用を進め、新たな自主財源を確保します。

④ 予算編成・執行管理

行政評価と連動した効率的・効果的な予算編成を行います。社会保障関係経費の増加や公共施設の更新等に伴う投資的経費の増加に対応するため、計画的な予算執行を行います。財政状況の分析では、近年の新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応による支出増も考慮し、引き続き、通常時の経常支出を適切に把握していきます。

情報の活用【情報】

① 情報の発信

情報を真に必要なとしている市民への的確に届くしくみを検討し、SNS等の活用も含めた効果的な情報提供に努めていきます。

② 情報の分析

これまでの行政評価における活動指標の分析はもとより、生成AI*やデータ分析ツールといった新たなデジタル技術を積極的に活用し、EBPMを踏まえた施策・事業の立案を進めていきます。

③ 情報の官民連携

民間事業者が自らの知見やノウハウを活かして、市の課題に対して主体的に取り組める事業提案制度等を進めていきます。また、市の課題となっている情報を積極的に提示し、サウンディング型市場調査などを活用することで、官民連携による課題解決につなげていきます。

④ 情報基盤の整備・運用

市の業務システムについて、セキュリティに留意しつつも、クラウド環境の導入やシステムのサービス利用を含めた効率的・効果的な運用を推進します。また、システムの新規導入や更新時には、共同調達・共同運用等を積極的に検討します。

(3) デジタル社会に向けたDXの推進

市に限られた経営資源を有効に活用し、必要なサービスを提供していく上では、効率的な業務プロセスの確立やそれに対応した環境構築のためにDXを推進していきます。

DXの効果的な推進

やみくもにデジタル化するのではなく、利用者への訴求効果の高い業務分野・手法を見極めるとともに、BPR*による業務プロセスの変革や規制の見直しを含めてDXを推進します。

DXの推進に必要な体制の確立

行政手続きのデジタル化の推進やキャッシュレス決済の拡充とともに、フロントヤード改革やアナログ規制の見直しへの対応に向けて、専門人材の活用、推進に必要な組織体制や制度の確立に取り組みます。

デジタルデバインド*への支援

デジタル化への移行に対応することが困難な利用者に対して、デジタル格差解消のための支援策や市の提供するサービスへのアクセシビリティの向上等を積極的に検討します。

(4) 市民・事業者等との連携・協働

各施策の目標を実現するためには、これまで以上に地域、民間等の多様な主体との連携・協働が不可欠です。連携に取り組むことによるメリット等を考慮し、障壁となる規制や制度を柔軟に変化させ、スピード感をもった意思決定により推進していきます。

地域との連携・協働

地域の担い手不足が進む状況を踏まえつつ、引き続き地域社会の活性化や女性等の多様な人材の活躍の促進と、適切な役割分担による地域との連携・協働を推進します。

適切なサービス提供主体

施策の遂行にあたっては、市が主体的に行わなければならないのか、また民間事業者等の活力が期待できるのかを十分に検討し、市の特性を活かした連携・協働をさらに促進します。

官民連携のしくみづくり

市と市民・事業者等との連携・協働を行うにあたっては、市の関わり方や連携方法はもちろんのこと、市が解決すべき課題や連携によるメリットを明らかにした上で、効果的に成果が得られるしくみの拡充を検討します。

柔軟な制度運用と迅速な意思決定

市民・事業者等との連携・協働によるメリットを最大限享受するため、既存の制度による制約を可能な限り柔軟に対応しつつ、迅速な意思決定のもとで事業を具現化します。

第5章

分野別計画

- 前期基本計画 政策体系
- 政策の見方
- 施策の見方
- 政策1 子ども・子育て
- 政策2 教育
- 政策3 保健・医療
- 政策4 社会福祉
- 政策5 環境
- 政策6 都市づくり
- 政策7 産業まちづくり
- 政策8 市民の暮らし
- 政策9 危機管理
- 政策10 文化・スポーツ
- 政策11 総合戦略
- 政策12 行政運営
- 政策13 収益事業

第5章 分野別計画

前期基本計画 政策体系

未来ビジョン	まちづくりコンセプト	政策	施策
魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川 新風を吹き込み 美風を守る	くらしに安全とやすらぎを ～誰もがやさしさと成長を実感できるまちづくり～	子ども・子育て	1 子ども・子育て政策の推進 2 子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援 3 途切れない成長・発達支援 4 子どもの居場所づくりと育ちの推進 5 未就学児の子育てと仕事の両立支援
		教育	6 学校教育の充実 7 特別支援教育の推進 8 学校教育環境の充実 9 学校給食の提供と食育の充実 10 教育行政の推進
		保健・医療	11 健康づくりの推進 12 豊かな長寿社会の実現 13 介護保険制度の適正な運営 14 国民健康保険制度等の安定運営
		社会福祉	15 福祉行政の推進 16 地域福祉の推進 17 障害福祉の推進 18 セーフティネットによる生活支援の充実
		環境	19 持続可能な環境の保全 20 持続可能な資源循環の実現 21 廃棄物の適正処理の促進 22 下水道の管理 23 下水道の整備 24 下水ポンプ場の運営
		都市づくり	25 良好な市街地環境の形成 26 建築基準行政の適正な実施 27 道路の管理 28 道路の整備 29 公園・水辺管理と緑の保全
		産業まちづくり	30 活力ある産業の振興 31 都市と農業の共生 32 官民連携のまちの形成 33 多様な移動手段による活力ある都市活動の実現
		市民のくらし	34 市民活動と地域社会・多文化共生の推進 35 市民相談機能と消費生活の充実 36 ライフステージに応じた適切な手続き手法の提供 37 安心して暮らせる住環境の推進 38 市民にわかりやすい公正・公平で適正な課税 39 納税しやすい環境の整備と安定した税収の確保
		危機管理	40 危機管理体制の充実と防犯対策の推進 41 防災体制の充実 42 コンプライアンスの推進
		連携と改革により時代を切り拓く ～市民に寄り添い、市民と共に未来へつむぐまちづくり～	文化・スポーツ
総合戦略	48 総合戦略の推進 49 行財政改革の推進 50 持続可能な財政運営の推進 51 適正な公共調達の実現 52 市政情報とまちの魅力の発信 53 公共施設マネジメントの推進 54 男女平等参画社会・多様性の推進		
行政運営	55 職員の育成・確保および働きやすい職場づくり 56 デジタル環境の整備と維持管理 57 庁舎・公文書管理と例規整備 58 公共調達における品質の確保 59 公共施設の保全 60 公金の適正管理		
収益事業	61 競輪運営による持続した収益の確保		

政策の見方

政策名です。合計で13の政策があります。

政策の目的を記載しています。

政策の取組方針を記載しています。

政策の取組方針

子どもの権利を尊重し、社会参加や意見反映の機会の実現に取り組みます。子どもたちが希望を持って健やかに育っていきけるよう、すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めるなど、子どもの目線に立った政策を推進します。また、すべての妊産婦、子育て家庭を途切れなく支援し、まち全体で、安心して子育てができる環境を整えます。

施策

- 子ども・子育て政策の推進
- 子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援
- 途切れない成長・発達支援
- 子どもの居場所づくりと育ちの推進
- 未就学児の子育てと仕事の両立支援

政策に紐づく施策の一覧を掲載しています。

第5章 分野別計画

40

施策 1 子ども・子育て政策の推進

目的 子どもの権利や意見を尊重し、まち全体で子ども・子育て世帯を支える意識の醸成に取り組みます。

POINT / 子どもの声を尊重し、子ども・子育て世帯の笑顔アップ

主な課題

- 1 全ての子どもが個人として尊重され、子どもの意見を反映した政策が推進されるとともに、最善の利益が保障される社会のあり方が求められ、全国各地で「子どもの権利条例」の制定が進んでいます。
- 2 児童手当や医療費助成の経済的支援を所得制限なく行い、全ての子どもの健やかな成長につなげるため、社会全体で子育て世帯を支える安定的なしくみが必要です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、子どもの権利や子どもの最善の利益について理解を深めます。
- 団体は、子どもの権利や子どもの最善の利益について周知する機会を創出して、啓発に努めます。
- 事業者は、子どもと子育て世帯を支える取組に協力します。

個別計画

● 第5次子育て・たちかわ子ども21プラン

コラム 3 「子ども」の表記について

国のこども基本法では、年齢によって必要なサポートが途切れないよう、「こども」と表記し、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。本市では、従来より「子ども」と表記していますが、計画を策定するうえでは、この法の理念をふまえています。また、1989年に国際連合で採択された子どもの権利条約では、18歳未満の者を子どもと定義し、世界中のすべての子どもたちが自らが権利を持つ主体であることを規定しています。日本は1994年に批准しています。

施策名です。番号は施策番号を表し、61 施策までの連番となっています。

施策の目的を記載しています。

施策の特徴、ポイントを記載しています。

施策に関する主な課題を表しています。また、現状や課題を踏まえた必要性についても記載しています。

施策に関連する個別計画を示しています。なお、関連個別計画は、各施策や基本事業単位で関連するものを掲載しています。※事務事業単位で関連する場合は、原則掲載していません。

この施策の目的を達成するためには、行政の取組だけでなく、市民や事業者、地域、団体などとの連携も必要となることから、それぞれの役割をまとめています。

第5章 分野別計画

41

基本事業

- 1 子どもの権利尊重の視点に立った政策の推進
 - 子どもの権利条例の策定を進めます。
 - 子どもの意見を様々な場面で聴くとともに、市の施策に反映させる取組や、子どもの主体的な活動を応援する地域づくりを進めます。
- 2 子育て世帯等への経済的支援
 - 子どもの年齢や世帯状況等に応じて、子育て世帯に児童手当や児童扶養手当等を支給し、経済的な負担を軽減します。
 - 所得制限のない医療費の助成を通じて、子どもの健やかな成長の支援に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
1	子どもの意見を聴く取組の数	—	20回
2	児童手当の支給要件を満たす市民に対する支給率※1	—	100%

※1 公務員は勤務先から支給されるため、支給率の算定に含めない。

こどもとおとなのはなしい in 市議会議場

施策に関連するSDGsのゴール(目標)のアイコンをカラーで表示しています。

施策の目的・目標を達成するための手段として、基本事業を設定しています。

施策の目的の達成度を測るため、複数の成果指標を設定しています。目標値は、どの程度の水準を目指すのかを表しています。

第5章 分野別計画

政策1



子ども・子育て



安心して子育てができ、子どもたちが のびのびと成長できる環境を整えます

政策の取組方針

子どもの権利を尊重し、社会参加や意見反映の機会の充実に取り組みます。子どもたちが希望を持って健やかに育っていけるよう、すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めるなど、子どもの目線に立った政策を推進します。また、すべての妊産婦、子育て家庭を途切れなく支援し、まち全体で、安心して子育てができる環境を整えます。

施策

- | 施策 | |
|----|----------------------|
| 1 | 子ども・子育て政策の推進 |
| 2 | 子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援 |
| 3 | 途切れのない成長・発達支援 |
| 4 | 子どもの居場所づくりと育ちの推進 |
| 5 | 未就学児の子育てと仕事の両立支援 |

施策 1

子ども・子育て政策の推進

目的

子どもの権利や意見を尊重し、まち全体で子ども・子育て世帯を支える意識の醸成に取り組みます。

POINT / 子どもの声を尊重し、子ども・子育て世帯の笑顔アップ

主な課題

- 1 全ての子どもが個人として尊重され、子どもの意見を反映した政策が推進されるとともに、最善の利益が保障される社会のあり方が求められ、全国各地で「子どもの権利条例」の制定が進んでいます。
- 2 児童手当や医療費助成の経済的支援を所得制限なく行い、全ての子どもの健やかな成長につなげるため、社会全体で子育て世帯を支える安定的なしくみが必要です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、子どもの権利や子どもの最善の利益について理解を深めます。
- 団体は、子どもの権利や子どもの最善の利益について周知する機会を創出して、啓発に努めます。
- 事業者は、子どもと子育て世帯を支える取組に協力します。

個別計画

- 第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン

主要

関連

コラム 3 「子ども」の表記について



国のこども基本法では、年齢によって必要なサポートが途切れないよう、「こども」と表記し、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。本市では、従来より「子ども」と表記していますが、計画を策定するうえでは、この法の理念をふまえています。また、1989年に国際連合で採択された子どもの権利条約では、18歳未満の者を子どもと定義し、世界中のすべての子どもたちが自らが権利を持つ主体であることを規定しています。日本は1994年に批准しています。



基本事業

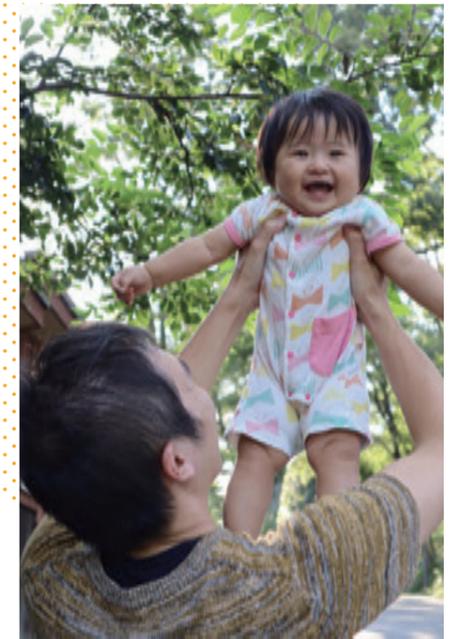
- 1 **子どもの権利尊重の視点に立った政策の推進**
 - 子どもの権利条例の策定を進めます。
 - 子どもの意見を様々な場面で聴くとともに、市の施策に反映させる取組や、子どもの主体的な活動を応援する地域づくりを進めます。
- 2 **子育て世帯等への経済的支援**
 - 子どもの年齢や世帯状況等に応じて、子育て世帯に児童手当や児童扶養手当等を支給し、経済的な負担を軽減します。
 - 所得制限のない医療費の助成を通じて、子どもの健やかな成長の支援に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	子どもの意見を聴く取組の数	—	20回
2	児童手当の支給要件を満たす市民に対する支給率※1	—	100%

※1 公務員は勤務先から支給されるため、支給率の算定に含めない。



こどもとおとなのはなしあい in 市議会議場



施策 2 子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援

目的

すべての子ども、子育て家庭、妊産婦の安定した生活を支え、安心できる子育て環境を提供します。

POINT / 安心して子育てができる環境の整備

主な課題

- 1 すべての妊産婦・子育て家庭が安心して出産や子育てができるよう、妊娠期から途切れ・すき間のない子育て支援の推進が求められています。
- 2 効果的な子育て情報の発信や、ライフスタイルの変化に応じた子育て環境を充実させるため、DX※の推進が求められています。
- 3 全国的に増加傾向にある児童虐待を未然に防止するため、予防効果の高い事業の推進、子育て家庭や妊産婦等に対する支援の充実、子どもの権利を尊重する取組が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、子育て家庭や子どもを地域で見守るとともに、支援に協力します。
- 市民・団体・事業者は、養育環境が気になる家庭や子どもがいたときは、早期に支援機関につながります。

個別計画

主要	—
関連	● 第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン



基本事業

- 1 安心して地域で子育てができる環境づくり
 - ファミリー・サポート・センター※事業を実施することにより、子どもの健やかな成長を地域で支え、保護者が安心して子育てできる環境づくりに努めます。
 - 子育てに関する保護者の不安感や負担感を軽減し、子どもが健やかに成長できるよう、子育て情報の発信や様々な相談に対応します。
- 2 配慮を必要とする家庭への支援
 - 子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等の活動を通して、児童虐待の予防、早期発見と対応に努めます。
 - 配慮が必要な家庭等の相談に対応し、適切な養育や自立した生活ができるよう支援します。
- 3 子育てひろばにおける保護者への支援
 - 乳幼児と保護者が相互に交流する子育てひろばを開設し、育児相談や情報提供、子育て講座等を行い、子育て中の保護者が安心して子育てできる環境を整え、乳幼児の健全な成長を促します。
- 4 妊産婦や乳幼児等の状況把握と支援
 - 妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない支援を実現するため、妊娠期から支援が必要な家庭と関係性を構築します。
 - 保健師等の地区活動を支援し、子ども家庭センターの児童福祉部門や関係機関と連携して児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- 5 安心して出産・子育てができる環境整備
 - 妊娠期から出産・子育て期まで一貫して子育て家庭に寄り添い、相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業等）を充実します。
 - オンライン面接をはじめ母子手帳アプリの充実、DXのさらなる拡充を進めます。
- 6 妊娠期から子育て期まで切れ目のない健康診査・相談の実施
 - 妊婦と子どもの健やかな成長を支援するため、妊婦健康診査の公費負担による妊婦の健康管理を行います。
 - 子どもの発達段階に応じた各種健康診査を医療機関と連携して実施します。また、保護者が安心して子育てができるよう、相談事業を充実します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	ファミリー・サポート利用率（登録児童数／利用可能児童数）	13.9%	15.0%
2	養育支援訪問事業改善率（改善世帯数／対象世帯数）	40.9%	50.0%
3	子育てひろばの利用者数（保護者・子ども）	68,349人	65,000人
4	支援計画（積極的支援）作成件数	—	120件
5	妊婦サポート面接率	86.05%	95.00%
6	乳幼児健康診査受診率	97.16%	100%

目的

心身の発達に支援や配慮が必要な子どもが、地域で安心してすごすることができる途切れない成長・発達支援を行います。

POINT / 子どものライフステージに応じた成長や発達の支援体制の強化

主な課題

- 1 発達障害は、早期の気づきと適切な療育が重要です。乳幼児健診や保育園、幼稚園、学校等の場において、早期の気づきに努める必要があります。
- 2 発達に支援や配慮が必要な子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら、関係機関が連携し、成長の段階に応じて、適切な支援につなげる必要があります。
- 3 安全かつ適切な療育を通じて、子どもの発達を促す取組が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、発達に配慮を必要とする子どもについて、理解を深め、見守ります。
- 団体は、市との協働によるピアサポート※事業に協力します。
- 事業者は、児童発達支援センターを中心に、発達支援事業所や医療機関等とのネットワークを構築し、地域全体の子育て支援力を高めます。

個別計画

- 主要
- 立川市第3次発達支援計画
- 関連
- 第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン
 - 立川市第4次特別支援教育実施計画

基本事業

- 1 発達支援の理解啓発
 - 発達に支援や配慮が必要な子どもに対する早期発見や、支援環境の整備を推進します。
 - 発達に関する正しい理解の促進と周知啓発を行います。
- 2 子どものライフステージに応じた成長・発達支援
 - 発達に支援や配慮が必要な子どもの保護者に対して、総合的な相談支援を行います。
 - 発達に支援や配慮が必要な子どもを対象とした発達支援親子グループ事業を実施し、親と子の遊びを通じた成長を支援します。
- 3 配慮を必要とする就学前児童への療育と保護者支援
 - 心身の発達に支援や配慮を必要とする2歳から就学前の子どもを対象に、通園による療育を実施し、子どもの発達を促します。
 - 保護者同士や家族等の集う場を設け、学習会等を実施して保護者支援を行います。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	発達に関する新規相談件数	397件	430件
2	発達相談延べ件数	1,860件	2,050件
3	療育中の事故件数	0件	0件



今日の小さな一歩が、大きな未来へ

施策 4

子どもの居場所づくりと育ちの推進

目的

子どもが主体的に居場所を選び、様々な体験やつながりを通して生きる力を伸ばす環境を整え、健やかな成長を地域全体で見守る活動を支援します。

POINT / 子どもたちが安全・安心を感じられる居場所づくり

主な課題

- 1 子どもが主体的に選べる居場所づくりのため、居場所にかかわる方針や施設計画に子どもの意見を取り入れていくことが求められています。
- 2 学童保育所の申請率が徐々に上昇しており、待機児童[※]の解消が必要です。
- 3 放課後子ども教室「くるプレ」事業の実施は、利用者増に伴う活動拠点の確保等が必要になっています。また、学童保育所と放課後子ども教室の併用や交流が求められています。
- 4 学童保育所の保育の質の向上が求められています。
- 5 社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の支援も必要となっている一方で、青少年を見守る担い手の不足、子どもの減少による単位子ども会の減少等、青少年にかかわる地域活動の継承が課題です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、地域団体の実施する取組に協力します。
- 団体は、市や学校、関係団体と連携し、子育て支援に取り組みます。
- 事業者は、安全・安心な子どもの居場所の運営を行います。

個別計画

主要

- 第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン

関連



基本事業

- 1 **子育て施策の推進**
 - 子どもの居場所にかかわる方針・施設の整備を行い、子育て支援を推進します。
 - 児童館において児童に健全な遊びを提供することにより、児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者が安心して子育てができるよう支援します。
- 2 **学童保育の実施と量の確保**
 - 学童保育所の待機児童対策を行い、子どもたちが安心して過ごせる場を安定して提供できる体制を整え、保護者の就労を支援します。
- 3 **地域における子どもの居場所づくり**
 - 放課後子ども教室「くるプレ」を運営することにより、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所を確保し、子ども自らの育ちにつなげます。
- 4 **学童保育の質の維持・向上**
 - 指導員の専門性と資質の向上を推進するとともに、障害児や医療的ケア[※]児の保育等、民間事業者と連携しながら、学童保育の質の向上に取り組みます。
- 5 **青少年と地域のつながりづくり**
 - 家庭、地域、学校等と連携し、子ども 110 番事業、さわやかあいさつ運動等の取組を継続し、青少年の健全な育成を推進します。
 - 子ども会等の少年団体の活動を支援します。
 - 社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者を、行政、NPOや支援機関等によるネットワークを活用して支援します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	安心できる居場所があると感じる子どもの割合	60.0%	100%
2	学童保育所待機児童数 (翌年度 4/1 時点)	256 人	0 人
3	放課後子ども教室登録率 (登録人数 / 全児童数)	51.0%	60.0%
4	巡回相談回数	10 回	40 回
5	青少年に関わる地域の団体数 (青少年問題協議会の構成団体数)	39 団体	40 団体

施策 5

未就学児の子育てと仕事の両立支援

目的 未就学の子どもの健やかな育ちと仕事の両立を支援します。

POINT 家庭の状況に応じた、多様な保育サービスの提供

主な課題

- 1 多様な保育サービスの中から、個々の児童や保護者にあったサービスが利用できるよう支援することが求められています。
- 2 国や東京都の動向を踏まえ、施設への運営支援や保護者の負担軽減等を適切に行うことが求められています。
- 3 市内保育施設の指導監督による保育の質の維持・向上とともに、今後の保育ニーズの変化にあわせた、施設の配置や地域ごとの受入枠の適正化が必要です。
- 4 公立保育園に対しては、質の高い保育を提供するとともに、地域の保育施設の連携の要や子育て支援の中核となるなど、多機能的な役割が期待されています。
- 5 広範囲で多岐にわたる保育・幼児教育にかかわる事務を統括し、全体の方向性や優先度等を踏まえて、施策を推進していくことが必要です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民、事業者は、子どもの健やかな育ちを前提に、ワーク・ライフ・バランス※を進めます。
- 事業者は、多様な保育サービスを実施し、地域の子育て支援に努めます。

個別計画

- 主要** —
- 関連** ● 第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン



基本事業

- 1 **多様な保育ニーズに応えるサービスの提供**
 - 児童や保護者の状況や意向に応じて、適切な保育サービスの利用につながる相談や申請に対応します。
- 2 **保育・幼児教育施設の運営支援と保護者負担の軽減**
 - 保育・幼児教育施設に対し、給付費や補助金等による運営支援を行います。
 - 保育・幼児教育施設の保護者に対し、補助金等による利用者負担軽減を行います。
- 3 **保育の質の維持・向上と量の確保**
 - 市内施設への指導検査を実施し、保育の質を確保します。
 - 保育ニーズの変化を把握し、適切な施設配置や受入枠の適正化に取り組みます。
- 4 **公立保育所における保育の実施**
 - 子どもが健やかに育つ保育を実施します。
 - 地域の保育施設と連携した取組を先導的に行うなど、地域の子育て支援の中核的、多機能的な役割を果たします。
- 5 **保育施策の推進**
 - 公立保育園を適切に管理・運営するとともに、民間保育施設等との連絡調整を適切に行い市全体での保育サービスの提供を進めます。
 - 施策における主要な取組の方向性を検討し、施策目的の実現を目指します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	保育園待機児童*数 (翌年度 4/1 時点)	9人	0人
2	1園あたりの補助金等による支援額 (年額)	20,419千円	20,000千円
3	指導検査実施件数	12件	15件
4	公私立連携の取組回数	12回	15回
5	主要な施策課題の進捗率	25.0%	100%

政策2



教育



子どもたちの生きる力を育む 学校教育を推進します

政策の取組方針

子どもたちの生きる力の基盤として、基礎的・基本的な学力と健やかな体を育むとともに、豊かな心を持ち、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を培う学校教育を推進します。また、自らの個性や能力を伸ばし、一人ひとりにあった個別最適な学びと協働的な学びの実現を図るとともに、誰一人取り残さず、家庭・地域と共に歩む学校づくりを進めます。

施 策

- | | |
|----|---------------|
| 6 | 学校教育の充実 |
| 7 | 特別支援教育の推進 |
| 8 | 学校教育環境の充実 |
| 9 | 学校給食の提供と食育の充実 |
| 10 | 教育行政の推進 |

施策 6

学校教育の充実

目的

児童・生徒の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成することで、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばすとともに、学校・家庭・地域の連携により、学校教育の充実を図ります。

POINT / 子どもを主語に「個別最適な学び」の実現

主な課題

- 1 児童・生徒一人ひとりの個性や能力に合った最適な学びを実現するとともに、子どもたちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かなサポートの充実が求められています。
- 2 学校現場の実情や必要性に応じた適切な支援を適宜行うことが求められています。
- 3 児童・生徒の学びの環境を支えるために、東京都教育委員会と連携し、教職員等の適正配置を進めていくことが求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、市と連携して、児童・生徒の健全育成に取り組みます。

個別計画

主要	—
関連	● 立川市第4次学校教育振興基本計画



学びあい、教えあい、成長しあう教室



体を動かす楽しさを知って、もっと元気に！

基本事業

- 1 学力・体力の向上
 - 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教員研修を実施し、教育の質を向上させます。
 - 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む取組を充実させます。
- 2 豊かな心を育む教育の推進
 - 誰一人取り残さず、一人ひとりの子どもたちに豊かな心を育む教育を推進していきます。
 - いじめの未然防止や様々な困難を抱える児童・生徒への支援を充実します。
- 3 円滑な教育活動の推進
 - 学校支援員等を適切に配置し、日々の授業をはじめ、宿泊行事や校外学習の支援等、学校の諸活動が円滑に実施できるよう学校を支援します。
 - 学校・家庭・地域と連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えます。
- 4 教職員の適正配置と環境整備
 - 教職員や会計年度任用職員の任用手続き等を円滑に進めるとともに、必要な教職員等を適正に配置します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	全国学力・学習状況調査の平均正答率を100とした時の達成率 (①小6 ②中3)	①小6 99.5% ②中3 105.2%	①小6 105.0% ②中3 105.0%
2	毎日楽しく学校に通っている児童・生徒の割合 (①小学生 ②中学生)	①小学 87.8% ②中学 84.9%	①小学 90.0% ②中学 87.0%
3	保護者や地域との連携による学校経営を行っていると感じた保護者の割合 (①小学校 ②中学校)	①小学 83.5% ②中学 78.4%	①小学 85.0% ②中学 80.0%
4	時間外在校等時間が1か月あたり45時間超の教員	64.0%	0%

目的

障害の有無にかかわらず、自己肯定感や自信を持って、いずれの学びの場においても安全に楽しく学校生活を送ることを支援します。

POINT / つながり大切に特別支援教育*の推進

主な課題

- 1 情緒・発達面に配慮を要する児童・生徒が増加傾向にあります。一人ひとりの状況に応じた適切な指導と必要な支援を行える学習環境や体制を整備していく必要があります。
- 2 教員等の特別支援教育に関する理解と専門性を向上させるほか、児童・生徒、保護者等に対して特別支援教育に関する理解を深めていく必要があります。
- 3 子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげていくために、就学相談・教育相談機能を充実させるとともに、関係機関との連携を推進していく必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、共生社会の形成に向け、特別支援教育に関する理解を進め、地域全体で子どもたちの学びの成長を支えます。

個別計画

- | | |
|----|-----------------------|
| 主要 | ● 立川市第4次特別支援教育実施計画 |
| 関連 | ● 第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン |
| | ● 立川市第4次学校教育振興基本計画 |
| | ● 立川市第3次発達支援計画 |



ひとりひとりに寄り添った学びの時間

基本事業

- 1 連続性のある多様な学びの場と支援の充実
 - 連続性のある多様な学びの場を用意し、合理的配慮*の下、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことができる学習環境や体制づくりを推進します。
 - 小学校自閉症・情緒障害特別支援学級を増設するほか、新たに中学校自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。
 - 発達障害等のある児童・生徒に対する支援体制の充実について検討を進めます。
- 2 学校における指導の充実
 - 都立特別支援学校と連携した研修等の充実に取り組み、学校における組織的・計画的な特別支援教育の指導の充実につなげます。
 - 児童・生徒の実態に応じた指導を行うため、個別指導計画の作成と活用を推進します。
 - 各校の実態に即して、通常の学級と特別支援学級等の児童・生徒の交流と共同学習の更なる充実に取り組みます。
 - 共生社会の形成に向け、児童・生徒や保護者、学校関係機関、市民等に対する特別支援教育に関する理解啓発活動を推進します。
- 3 相談・連携体制の充実
 - 就学相談については、就学時にとどまらず、中学校卒業後の進路までを見据えた情報提供や支援内容の提案を行うとともに、多様な関係機関との切れ目のない連携をより一層充実させていきます。
 - 教育相談については、心理の専門家によるカウンセリングや心理療法等を行うとともに、多様な関係機関との切れ目のない連携を充実し、子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげていきます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	特別支援教室に入室した児童・生徒のうち、個々に設定した目標を達成し、通常の学級のみで学校生活を送れるようになった児童・生徒の割合	17.9%	17.9%以上
2	都立特別支援学校と連携した小・中学校への指導・支援の件数	35件	50件
3	就学相談で就学先に関する不安や悩みの解消につながった保護者の割合	92.6%	95.0%

目的

児童・生徒が充実した学校生活を送れるよう、教育環境を整備します。

POINT / ICT※を活用した学校教育環境の推進

主な課題

- 1 教育ICT活用の進展に伴い、周辺機器とネットワーク環境の整備や機器の更新に向けた計画的な対応と学校現場の要望を踏まえた計画的な整備を進めていく必要があります。
- 2 義務教育の機会を保障するため、学齢児童・生徒の状況に応じ、就学が困難な世帯への援助が求められています。また、登下校時の安全確保に継続的に取り組む必要があります。
- 3 学校保健安全法に基づく健康診断を行い、児童・生徒の健康保持・増進や、疾病等の早期発見により健やかな学校生活を送れるよう、保健衛生の推進が必要です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体は、児童・生徒が安全・安心して通学できるよう見守り活動を行います。
- 市民・団体は、市や学校と連携・協働し、児童・生徒が通う学校付近の通学路の安全点検を行います。

個別計画

主要

—

関連

- 立川市第4次学校教育振興基本計画

基本事業

- 1 教育ICT環境の整備
 - 児童・生徒が利用する学習系システムのほか、校務系システムを含めた教育ICT環境を効果的に運用するための基盤を整備します。
- 2 就学の機会と通学時の安全・安心の確保
 - 学齢簿システム、就学援助・奨励費システム等の運用により、学籍情報はじめとする児童・生徒の情報を適切に管理します。
 - 経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。
 - 登下校時の安全確保に向け、交通安全と防犯対策の推進に取り組みます。
- 3 児童・生徒の保健衛生の推進
 - 養護教諭や学校医・学校歯科医等と連携し、各健診での課題や学校での計画等を共有し、法に則った健康診断を適切に実施します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	国の示すネットワーク推奨帯域を満たす学校数	0校	28校
2	通学中における負傷事故件数	12件	0件
3	①定期健康診断受診率(児童) ②定期健康診断受診率(生徒)	①98.4% ②94.8%	①100% ②100%



ICTで広がる学びの可能性



目的

安全・安心な栄養バランスのとれた給食の提供を行い、児童・生徒の健康増進に取り組むとともに、給食を活用し、小中学校における食育の充実を支援します。

POINT みんなのくるりんキッチンから安全・安心な手づくり給食の提供

主な課題

- 1 民間企業の資金やノウハウを活用するPFI*手法により整備し、平成 25 (2013) 年 4 月より運営している西調理場は、令和 9 (2027) 年度末で現在の事業契約が終了することから、設備の更新や運営方法の見直しが必要です。
- 2 中学校給食費については、国や東京都の補助制度の動向を注視するなかで、今後の無償化の実施を検討することが必要です。
- 3 安全・安心な給食であるとともに、成長期にある児童・生徒に栄養バランスのとれた給食を提供することが必要です。食物アレルギーのある児童・生徒であっても、他の児童・生徒と同じように充実した給食時間や学校生活を過ごせることが必要です。
- 4 小・中学校 9 年間を見通した計画的な食育を推進するため、各学校と連携し、小・中学校における食育の充実を支援することが必要です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、事前に市が作成する食物アレルギー関係資料を確認し、安全・安心な食物アレルギー対応の徹底に協力します。

個別計画

主要	—
関連	● 立川市第 4 次学校教育振興基本計画

基本事業

1 学校給食事業の適切な運営

- PFI 手法により整備した東・西調理場において、民間企業の資金・ノウハウ等を活用した効率的な事業運営を行います。
- 東・西調理場の運営事業者への継続的な事業モニタリングの実施等により、共同調理場の給食提供能力の維持・向上に努めます。
- 令和 9 (2027) 年度末で現在の事業契約が終了する西調理場について、次期事業契約を適切に締結し、安全・安心な給食を安定的に提供します。
- 国や東京都の補助制度の動向を注視するなかで、学校給食費の無償化を実施します。
- 教職員等の学校給食費について、公会計において適切な徴収管理を行います。

2 安全・安心な給食の提供と食育の充実

- 衛生的かつ良質な食材料を円滑に調達し、調理工程と配送・配膳時の衛生管理を徹底することで、食中毒事故の防止を徹底します。
- 国の基準を満たす安全・安心な栄養バランスのとれた給食を安定的に提供することで、児童・生徒の健康増進に取り組みます。
- 「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき、関係者の情報共有と各工程での確認を徹底することで、食物アレルギーのある児童・生徒に安全・安心な給食を提供します。
- 共同調理場における「食に関する指導の全体計画」に基づき、各校の「食に関する指導の計画」と連携しながら、小・中学校における食育の充実を支援します。
- 保護者等への情報発信を強化することで、食の大切さや安全・安心な給食提供に対する理解を深めます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
1	事業モニタリング結果における要求水準達成割合	100%	100%
2	学校給食における食物アレルギー事故の発生件数	0 件	0 件



目的

子どもを取り巻く学びの環境が変化するなかで、総合的な教育行政の政策を立案し、社会の変化に対応した効果的な教育施策を推進します。

POINT / 教育施策に関する企画立案や総合調整の実施

主な課題

- 1 多様な市民意向を教育行政へ反映するため、引き続き教育委員会における審議の充実に努める必要があります。
- 2 めまぐるしく変化する社会情勢に対応するため、総合的な教育行政の充実が求められています。
- 3 学校施設の老朽化が進んでいるため、施設の維持管理を適切に行い、安全確保に努める必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、教育行政に関心を持ち、積極的に教育活動に参画します。

個別計画

主要

- 立川市第4次学校教育振興基本計画

関連

—

基本事業

- 1 教育委員会の運営
 - 教育委員会定例会等において十分な情報を提供し議論を深めるとともに、迅速な意思決定を行います。
 - 教育委員の知見を深めるため、各種研修会等への参加や学校訪問・教育施設等への視察を積極的に実施します。
- 2 総合的な教育行政の企画と推進
 - 新たな教育ニーズに対応したさまざまな教育施策を企画立案し、積極的に教育行政を推進します。
- 3 学校施設環境の維持管理と充実
 - 児童・生徒の安全で快適な教育環境を確保するため、教育施設として適切な維持管理を行います。
 - 児童・生徒の安全で快適な教育環境を確保するため、教育施設として適切な修繕と営繕工事を行います。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	教育委員会「活動」の点検・評価表におけるA評価以上の活動の割合※1	66.7%	100%
2	教育委員会「施策」の点検・評価表におけるA評価以上の施策の割合※1	68.4%	80.0%
3	維持管理に関する学校からの依頼に対する達成率	98.6%	100%

※1 S・A・B・Cの4段階評価



政策3



保健・医療



市民の健康を維持・増進し、暮らしやすい生活をサポートします

政策の取組方針

市民の主体的な健康づくりを通じて健康増進や介護予防につなげていくため、保健事業の周知啓発や場の提供、各種検診・健康診査の受診機会の充実等に取り組みます。また、社会基盤となる介護人材の確保・育成など、介護サービスの整備を進めるとともに、医療費適正化等により社会保険制度の安定運営を推進します。

施策

- | | |
|----|----------------|
| 11 | 健康づくりの推進 |
| 12 | 豊かな長寿社会の実現 |
| 13 | 介護保険制度の適正な運営 |
| 14 | 国民健康保険制度等の安定運営 |

目的

市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活ができるよう、市民の主体的な健康づくりを支援します。

POINT / がん対策をはじめとした生活習慣病予防による健康寿命の延伸

主な課題

- 生活習慣病の予防やがんによる死亡者を減少させるため、特定健康診査*や成人歯科健康診査、各種がん検診の定期受診の定着化等による疾病の早期発見、早期治療が一層必要となっています。
- 将来に向けた健康のため、現在の生活習慣の改善と、それを支援、促進していくための正しい知識の普及啓発を進めていく必要があります。
- 予防接種については、制度変更が定期的に行われているため、今後も、制度の動向を踏まえた適切な対応を進めていく必要があります。
- 誰もが生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすためには、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防・重症化予防、生活機能の維持・向上等により、不健康な期間を短縮し、健康寿命の延伸を進める必要があります。
- 新型インフルエンザ等感染症や災害発生時に適切な公衆衛生活動を展開するため、マニュアル等の充実や関係機関との連携等、日常から危機管理体制を整えておく必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、生活習慣病予防等の重要性を理解し、運動習慣を身につけるなど、主体的に健康管理に取り組みます。
- 団体は、地域のつながりを豊かにするため、幅広い市民が参加できる健康づくり活動に自主的に取り組みます。
- 事業者は、職場における健康づくりを推進します。

個別計画

- | | |
|----|--|
| 主要 | <ul style="list-style-type: none"> 健やかたちかわ 21 プラン 第4次（立川市第6次地域保健医療計画） 立川市第2次いのち支える自殺総合対策計画 |
| 関連 | — |

基本事業

- 生活習慣病 予防対策の推進**
 - 特定健康診査や成人歯科健康診査、各種がん検診の受診率、精密検査受診率の向上に取り組みます。
 - 検診等の受診しやすい体制の整備を進めます。
- 健康に関する 教育及び啓発**
 - 健康教室をはじめ、市の広報やSNS等の媒体を通じ、心と体の健康を維持・増進するための正しい情報を発信するとともに、対象者の特性に応じた取組を推進します。
- 予防接種の 適正な実施**
 - 定期接種や任意接種について、子どもから大人まで、ライフステージに応じた適切な接種の勧奨と接種機会の確保に取り組みます。
 - 予防接種による発症予防や重症化予防の効果、副反応や健康被害のリスク等の情報発信に取り組みます。
- 自発的な 健康づくり**
 - 健康ポイント事業、健康イベント等を通じて、対象者の特性に応じた心と体の健康を維持・増進するための情報や手段等を提供し、自発的な健康づくりができる環境づくりを支援します。
 - 団体や事業者と連携し、地域等とのつながりによるライフコースアプローチ*を踏まえたフレイル*予防等の健康づくりを支援します。
- 保健医療体制の 充実**
 - 新型インフルエンザ等感染症や災害の発生時に対処するため危機管理体制の充実を進めます。
 - 身近な所で安心して何でも相談できる、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」を持つよう普及啓発と情報発信に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	成人歯科健康診査受診率	0.93%	3.00%
2	健康教室参加者数	650人	700人
3	子どもの定期接種率（代表：5種混合）※1	107.5%	100%
4	疾病予防や健康づくりなどの健康管理に取り組んでいる市民の割合	83.7%	85.0%
5	かかりつけ医師を持っている市民の割合	58.4%	65.0%

※1 令和5（2023）年度までは4種混合

目的

高齢者になっても住み慣れた地域でその人らしい生活を送るための支援をします。

POINT

認知症施策や介護予防の推進による高齢者への必要な支援の提供

主な課題

- 1 高齢者がフレイル※予防に主体的に取り組むことができるよう介護予防活動等へ支援するだけでなく、無意識に健康行動につながる環境づくりが求められています。
- 2 認知症高齢者とその家族が、住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域住民が認知症を正しく理解し、支援できるように取り組むことが必要です。
- 3 支援が必要になっても地域で生活が続けられるよう、地域包括ケアシステム※の深化・推進が求められています。また、高齢者を含む世帯全体を支援する相談体制の充実が必要となっています。
- 4 高齢者人口の増加に伴い、認知症等により判断能力が低下する高齢者も増加傾向であるため、関係機関が連携・協働し、権利擁護支援ネットワーク体制の充実が必要となっています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、認知症を正しく理解し、高齢者の尊厳を守ります。
- 市民・団体・事業者は、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組めます。
- 市民（高齢者）は、介護予防活動に主体的に取り組めます。

個別計画

- 立川市高齢者福祉介護計画（第9次高齢者福祉計画）

関連



基本事業

- 1 介護予防活動の育成・支援
 - 無意識に健康行動が取れる環境づくりである「0次予防※」に取り組むことによって、介護予防を効果的に推進していきます。
 - 住み慣れた地域で生活し続けるために、自ら取り組む介護予防活動を支援します。
- 2 認知症施策の推進
 - 市民が認知症等を正しく理解するために認知症サポーター養成講座の拡充に取り組みます。
 - 認知症サポーターを中心とした支援チームであるチームオレンジの体制を整備します。
 - 認知症の本人発信支援、ピアサポート※や家族への支援の場を拡充するオレンジドアの活動を支援します。
 - 認知症地域支援推進員の6生活圏域の配置を目指し、認知症施策を推進します。
- 3 高齢者の相談・サービス支援
 - 地域包括支援センターの機能強化・体制整備によって相談機能の向上に取り組めます。
 - 在宅医療と介護の両方を必要とする高齢者が、円滑に連携した体制でサービスを受けられるよう在宅医療・介護連携を推進します。
 - 地域で生活するために必要なサービスが受けられるよう支援する体制整備に取り組めます。
- 4 高齢者の権利擁護支援事業
 - 高齢者の尊厳を守り、その人らしく安心して生活できるよう権利擁護支援ネットワーク体制の充実を推進します。
 - 急増する支援が必要な高齢者の金銭管理・意思決定支援のあり方について検討し、日常生活自立支援事業を補完する新たな権利擁護支援事業に取り組めます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	健康管理に取り組んでいる高齢者の割合	90.2%	95.0%
2	認知症サポーター養成講座の受講者数	1,930人	2,500人
3	地域包括支援センター等の総合相談件数	26,621件	27,000件
4	権利擁護の相談件数	1,282件	1,400件

目的

持続可能な介護保険制度の運営により、住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けられるようにします。

POINT / 質の高い介護サービスを提供する人材の育成と定着の支援

主な課題

- 1 今後も介護サービスを必要とする要介護認定者の増加が見込まれていることから、サービス水準の向上を進めるとともに、適切なサービス量の確保と保険給付の適正化が求められています。
- 2 介護サービス基盤、とりわけ地域密着型サービスについては、要介護認定者数の増加を踏まえ計画的に整備していくことや、慢性的に不足している介護人材確保対策の充実が求められています。また、介護サービス事業者に対する運営指導の充実が求められています。
- 3 85歳以上の高齢者の増加により、要介護・要支援認定者数の増加が見込まれています。それに伴い必要となる保険給付費も増加傾向にあることから、介護保険料も上昇傾向にあり、適切な保険料設定や丁寧な対応が必要です。
- 4 高齢化の進展等による要介護認定申請件数の増加に対応し、かつ業務を効率化し、安定したサービスを提供し続けるために、適正な介護認定の実施が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、介護保険制度の趣旨に基づき、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めます。
- 団体は、市と協力の上、介護認定審査会を運営していきます。
- 事業者は、連絡会等を通じて、保険者である市と相互に協力し、情報の共有や適正な介護サービスの提供に努めます。

個別計画

- 立川市高齢者福祉介護計画（第9期介護保険事業計画）

主要

関連



基本事業

- 1 介護保険給付の適正な実施と制度の周知・啓発
 - 保険給付の適正化のため、ケアプラン※点検等の給付適正化事業を実施します。
 - 各介護保険サービスの事業者連絡会・研修会等を開催し、介護保険サービスの質の向上を目指します。
 - 介護保険制度や高齢者のサービスについて、冊子・広報・SNS等を活用して、市民へ情報を提供します。
- 2 介護保険サービス事業者の運営指導
 - 介護保険サービスの適正な給付とサービスの質の確保のため、保険者が介護保険のサービスを提供する事業者に対して、実地による運営指導を行います。
- 3 介護サービス基盤の整備
 - 介護サービスを必要とする市民が利用できるよう介護保険事業計画に基づき介護サービス基盤の整備を行います。
 - 介護サービスを提供する介護人材は慢性的に不足しているため、多様な人材を確保するとともに、質の高い介護サービスを提供する人材の育成と定着を支援します。
- 4 介護保険料の適正な賦課と収入確保
 - 保険料の算定にあたっては、被保険者の所得を適切に把握し適正な賦課を行います。
 - 保険料収入は介護保険における重要な財源であるため、安定的な制度運営のため適正な収納管理を行い、収納率の向上に取り組みます。
 - 保険料は給付費が増えるほど増加するしくみとなっているため、保険料設定等について、被保険者からの問い合わせ等には丁寧に対応します。
- 5 適正な介護認定の実施
 - 要介護認定・調査業務の外部委託化と介護認定審査会のオンライン開催を継続して実施します。
 - 適正な介護認定を行うためには、認定調査員の質の向上が必要なため、引き続き研修を実施していくとともに、認定調査事務の効率化も検討していきます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	介護保険給付サービス件数	246,932件	297,000件
2	運営指導実施事業者数	19件	25件
3	介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講料等助成件数	30件	40件
4	介護保険料収納率（現年分：還付未済額を除く）	99.1%	99.3%以上
5	介護認定の申請から認定までの期間	40.3日	30日

目的

誰もが適切に医療を受けられ、安心して年金を受給することができるように、社会保険制度の安定運営を推進します。

POINT / 特定健診の受診率向上による健康の保持増進

主な課題

- 1 国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者の健康の保持増進のため、健康診査の受診率向上や、各種保健事業、医療の受診に適切につなげていくことが求められています。
- 2 重複受診や頻回受診等に対し、受診行動の適正化を推進していくことや、レセプト※点検を行うことにより、医療費の適正化を進めることが求められています。
- 3 国民健康保険においては、医療費の増加に対応するため、適正な保険料率を設定していくことや、国等に対して財政支援の拡充を要請していくことが求められています。
- 4 長期的な給付と負担のバランスを確保し、国民年金制度を持続可能なしくみとするため、市民に対し、制度の周知を進めていくことが求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、制度の財政的安定のため、保険料を滞りなく納付します。
- 市民は、社会保険制度を正しく理解し、届出等を行います。
- 市民は、健康の維持・増進に取り組めます。

個別計画

- 立川市国民健康保険第3期データヘルス計画

主要

関連



基本事業

- 1 効果的な保健事業の推進
 - 特定健康診査※や特定保健指導等の各種保健事業を推進し、被保険者の健康寿命の延伸に取り組みます。
 - 東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の保健事業を推進するとともに、制度改正等については適切に対応し、適正な事務の執行に取り組みます。
- 2 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の資格・給付事務の適正な運営
 - 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度における被保険者資格の認定、疾病・負傷等に関する保険給付等、適正な事務の執行を行います。
 - 重複受診や頻回受診等に対し、受診行動の適正化を推進するとともに、被保険者資格や請求内容のレセプト点検を行うことにより、医療費の適正化を進めます。
- 3 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の賦課徴収事務の適正な運営
 - 国民健康保険料の賦課・徴収や、後期高齢者医療保険料の徴収等を適切に行うことにより、保険料収入の確保を行い、制度の安定運営を推進します。
 - 医療費に見合った保険料率等の設定や、国等に対する財政支援の拡充の要請等、国民健康保険制度の安定化に取り組みます。
- 4 国民年金制度の適正な運営
 - 市民の国民年金受給権を確保し、老後の安定した生活を支えていくため、日本年金機構と連携し、法定受託事務や協力連携事務の適正な執行に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	特定健康診査受診率	44.1%	60.0%
2	レセプト点検一人当たり財政効果額	2,752円	3,061円
3	国民健康保険料現年度調定額	3,578,733千円	3,967,420千円
4	国民年金保険料納付率	76.0%	81.0%

政策4



社会福祉



多様な担い手がつながり支えあい、自分らしく
安心して暮らせる地域づくりを進めます

政策の取組方針

市民や関係団体・事業者等との協働を進めるため地域活動の担い手などを支援するとともに、市民が主体的に地域生活課題の解決に参画・協働するしくみづくりを推進します。また、支援が必要な市民を障害福祉サービスや生活保障などの各種福祉施策に適切につなげることや居場所づくりにより、安心して暮らせる地域共生社会*を形成します。

施 策

- | | |
|----|--------------------|
| 15 | 福祉行政の推進 |
| 16 | 地域福祉の推進 |
| 17 | 障害福祉の推進 |
| 18 | セーフティネットによる生活支援の充実 |

目的

すべての人が、適切に必要な福祉サービスを受けられるように、ハード・ソフト両面を整備します。

POINT / 適切な福祉関連施設の管理運営と適正な福祉サービスの促進

主な課題

- 1 市民サービス向上のため、総合福祉センター、斎場、福祉会館と高齢者就労生きがい支援センターについて、施設の老朽化への対応と運営のあり方を検討する必要があります。
- 2 人生 100 年と言われる中、老人クラブ構成員の高齢化や加入率が減少傾向であり、社会参加できる場や高齢者の生きがいづくりが一層求められています。
- 3 社会福祉法人や障害福祉サービスの適正な運営等について、検査体制の充実が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、生きがいを持ち、社会に積極的に参加することに努めます。
- 事業者は、適正な運営と適正な福祉サービスの提供に努めます。

個別計画

- 主要
-
- 関連
- 立川市第5次地域福祉計画
 - 立川市高齢者福祉介護計画(第9次高齢者福祉計画)
 - 立川市高齢者福祉介護計画(第9期介護保険事業計画)
 - 健やかたちかわ 21 プラン 第4次(立川市第6次地域保健医療計画)
 - 立川市第2次いのち支える自殺総合対策計画

基本事業

- 1 **福祉関連施設の管理運営**
 - 総合福祉センター、斎場、福祉会館と高齢者就労生きがい支援センターについて、施設の老朽化への対応と運営のあり方の検討を進めます。
- 2 **生きがいの創出と社会参加の推進**
 - 老人クラブ、シルバー大学や保健講座等への参加や就労への支援を通じて、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促し、いきいきと活動する社会の実現を目指します。
- 3 **適正な社会福祉事業及び障害福祉サービス事業の推進**
 - 社会福祉法人や障害福祉サービス事業所の適正な運営を促進するため、指導監査等を行います。

基本事業	成果指標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
1	福祉関連施設が事故なく運営されている割合(稼働率)	100%	100%
2	地域の活動(行事)に参加している高齢者の割合	40.2%	40.2%
3	文書指摘なし又は改善状況報告書が提出された件数	3件	15件



目的

地域でつながり支えあい、すべての人が自分らしく、いきいきと暮らすためのしくみづくりを推進します。

POINT

つながり・支えあいと専門職の伴走支援が重なりあう地域におけるセーフティネットの充実

主な課題

- 望まない孤独と孤立の問題は一層深刻さを増しており、誰もが取り残されない地域づくりを進めていくために、市と市民、関係機関、事業者等が協働しながら支えあう地域づくりを進め、地域生活課題を解決していくことが求められています。
- 担い手の高齢化や成り手不足等により活動を継続していくことが困難な団体が増えていることが課題です。
- ひきこもりが長期化し、親の高齢化に伴い社会的に孤立し生活困窮に陥る世帯や、子育てと老親の介護を同時に行うダブルケア、介護離職、ヤングケアラー*等、複合的な課題を抱えた世帯が増えていることが課題です。
- 困りごとがあっても利用できるサービスがあることを知らない、または支援を求めただけの力が残っていない等の理由により、解決しないまま抱え込み、長期化することを予防するために、市民が支援を求めやすい相談体制の整備が求められています。
- 今後は、身寄りのない単身者や認知症高齢者等の増加が見込まれることから、誰もが自分らしく安全・安心に暮らすことができ、市民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく地域共生社会*の実現に向けた取組が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、地域共生社会を理解し、地域のつながりづくりや支えあい活動を推進します。
- 市民・団体・事業者は、困りごとを解決するための行動を起こし、社会的孤立*の防止に努めます。

個別計画

- 主要**
- 立川市第5次地域福祉計画
 - 立川市第2次成年後見制度利用促進計画
 - 立川市再犯防止推進計画
- 関連**
- 立川市第7次障害者計画
 - 立川市高齢者福祉介護計画(第9次高齢者福祉計画)
 - 立川市高齢者福祉介護計画(第9期介護保険事業計画)
 - 健やかたちかわ21プラン 第4次(立川市第6次地域保健医療計画)
 - 立川市第2次いのち支える自殺総合対策計画
 - 第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン

基本事業

- 地域のつながりづくり・支えあい活動の推進**
 - 誰もがその人らしく、いきいきと生活できる地域づくりを推進し、望まない孤独と孤立を予防するとともに、「困ったときには支援を求めていい」ことの周知・啓発を行います。
 - 地域住民等が主体となって協力・連携しながら、様々な地域生活課題を解決できる環境を整えるとともに、地域活動団体や地域住民等の活動が継続されるよう支援していくしくみを構築します。
 - 地域住民等の気にかける関係性「つながり・支えあい」と、専門職による寄り添い型の「伴走支援」が重なりあうことにより、地域におけるセーフティネットが充実するよう取り組みます。
- 支援を求めやすい相談体制の充実**
 - 苦しい時には「助けて」と声をあげられる環境を整え、課題が重度化する前に早期に適切な支援につながるよう、福祉4分野や教育部門等の関係機関や団体との連携を強化し相談体制を充実させます。
 - 市民の身近な圏域で、様々な地域生活課題の相談に応じることのできる体制の整備を推進します。
- 地域共生社会実現に向けた支援体制の充実**
 - 成年後見制度等の利用促進による権利擁護、再犯防止、避難行動要支援者対策等、関係機関、団体等との連携により支援体制を充実し、地域共生社会の実現を目指します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	地域福祉アンテナショップ利用者延べ人数	14,051人	20,000人
2	家族親族以外で隣近所に相談や助けあいができる人がいる割合	51.3%	55.0%
3	成年後見制度の利用者数	434人	550人



目的 障害のある人もない人も共に暮らしやすい環境を整備します。

POINT / 居場所づくり等による障害のある人の地域生活の支援

主な課題

- 1 障害者虐待の防止のため、施設従事者等への研修を充実する必要があります。また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の目指すまちを実現するため、条例の理念を市民・事業者等に浸透させる必要があります。
- 2 多様化する障害者のニーズに対応するため、相談支援事業所等を後方支援し、強化する必要がありますが求められています。また、障害者の重度化・高齢化に備え、拠点の機能を担う事業所等の人材育成や体験の場の確保等、安定した運営を行う必要があります。
- 3 医療的ケア[※]児等コーディネーターの配置や医療的ケア者の居場所づくりの検討が必要です。また、精神障害対応地域包括ケアシステム[※]の推進や重度障害の方の施設等を充実させる必要があります。
- 4 一般就労者数は年々増加していますが、就労を継続するために定着支援の充実が求められています。また、障害者就労施設等からの新たな調達品等を確保し、障害者の工賃の引き上げにつなげる必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共生する社会の実現に努めます。
- 団体は、自立支援協議会等を通じて連携し、住み慣れた地域で生涯にわたり生活を続けられるしくみを協議・推進していくことに努めます。
- 事業者は、障害者差別解消法を踏まえ、合理的配慮[※]の提供に取り組むとともに、障害者の雇用を促進し、ともに生きるまちづくりに取り組みます。

個別計画

- 主要**
- 立川市第7次障害者計画
 - 立川市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
- 関連**
- 立川市第5次地域福祉計画
 - 立川市高齢者福祉介護計画（第9次高齢者福祉計画）
 - 立川市高齢者福祉介護計画（第9期介護保険事業計画）

基本事業

- 1 **障害者の権利擁護の推進**
 - 障害者施設での虐待事案が発生しているため、施設従事者等への研修を充実し、虐待防止に取り組みます。
 - 条例の理念等を市民・事業者等に浸透させるため、条例の内容等を周知するとともに、引き続き障害者理解の普及啓発事業に取り組みます。
- 2 **相談体制の整備**
 - 委託先の相談機関と市が連携し、相談に適切に対応するとともに、相談機関を支える基幹相談支援センターを設置します。
 - 地域の相談支援事業所への助言や人材育成、関係機関との連携を強化し、地域の相談支援体制を充実させます。
- 3 **地域生活の支援**
 - 医療的ケア児（者）が地域で安心して生活できるよう、医療等の関係機関と生活支援の連携体制を検討します。
 - 医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア者の居場所づくりに取り組みます。
 - 精神保健に課題を抱える方への相談体制について検討し、国の示す取組を進めます。
 - 重度障害の方の施設を充実するために、事業者への啓発に取り組みます。
- 4 **自立に向けた就労支援・社会参加の促進**
 - 障害者就労支援センター等の関係機関と連携して一般就労者数を増やします。また、一般就労前の実習の場の確保や定着支援体制の充実に取り組みます。
 - 障害者就労施設等からの優先調達実績を上げるため、調達物品の拡大に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	障害者虐待の認定件数	14件	5件
2	計画相談支援及び障害児相談支援の利用者数	517人	700人
3	日中活動サービスを利用する障害者の利用者数	1,166人	1,210人
4	障害者就労支援事業による就労者数	261人	370人

施策 18

セーフティネットによる生活支援の充実

目的

健康で文化的な生活が保障され自立した生活を送るための支援をします。

POINT / 一人ひとりの状況に応じた生活支援の実施

主な課題

- 最後のセーフティネットである生活保護制度を適正に実施する必要があります。
- 被保護世帯や生活困窮者が抱える複合的な課題を解決するための柔軟な支援体制の構築が求められています。
- 困難に直面している女性の状況に応じた適切な支援が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体は、地域の中で生活に困っている方を相談につなげます。
- 団体・事業者は、就労支援など生活困窮者等の自立支援に積極的に取り組みます。

個別計画

主要

—

関連

- 立川市第5次地域福祉計画



基本事業

- 生活保護費の適正支給**
 - 国の制度改正等に適切に対応して生活保護費を支給するとともに、漏給や濫給の防止等に取り組みます。
 - 生活困窮者自立支援制度との連携により、生活保護に至らないように早期の支援を行います。
- 日常生活の支援と自立の促進**
 - 援助方針を作成し、個々の被保護世帯に必要な支援を行います。
 - 自立支援プログラムを推進し、就労による経済的自立など必要な支援を組織的に実施することで自立を促進します。
- 面接・相談体制の充実**
 - 経済的に困窮する相談者から丁寧に情報を聞き取り、適切な制度につなげます。
 - 複雑化・多様化する相談内容に適切に対応する面接・相談体制の整備に取り組みます。
- 生活困窮者の支援**
 - 多様な生活課題を抱える生活困窮者を、庁内外の関係協力機関等と連携して包括的に支援します。
- 困難な問題を抱える女性や母子の自立への支援**
 - 様々な課題を抱える女性や同居する子ども等に対して、その背景や心身の状況等に応じた包括的な支援を行います。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	保護率	25.6%	25.0%
2	就労支援により生活保護から自立した割合	20.0%	23.0%
3	面接・相談件数	1,169件	1,250件
4	自立支援プラン作成件数	115件	150件
5	女性・母子等からの相談件数	1,194件	1,300件

政策5



環境



生活環境を整え、循環型のまちをつくります

政策の取組方針

良好な地球環境を次の世代に引き継ぐため、環境負荷の低減につながる脱炭素や資源循環を推進します。人々が安全・安心に暮らし続けられるように、生活環境の保全やごみ減量とリサイクル等をより一層推進するとともに、廃棄物処理関連施設の安定的かつ効率的な運営や下水道施設のストックマネジメント等を通じた適正な管理運営に取り組みます。

施策

- | | |
|----|--------------|
| 19 | 持続可能な環境の保全 |
| 20 | 持続可能な資源循環の実現 |
| 21 | 廃棄物の適正処理の促進 |
| 22 | 下水道の管理 |
| 23 | 下水道の整備 |
| 24 | 下水ポンプ場の運営 |

施策 19

持続可能な環境の保全

目的

多様な主体と連携・協力し、良好な地球環境・生活環境を将来に引き継ぎます。

POINT

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策の加速化

主な課題

- よりエネルギー消費量の削減効果が大きい取組や再生可能エネルギー*のさらなる導入拡大等、まち全体でエネルギーを効率的に利用できる環境整備が求められています。また、気候変動の影響に対して備える必要があります。
- P F A Sを含む環境汚染物質の測定等、公害の実態把握とその公表が求められています。また、歩行喫煙・たばこのポイ捨て等のマナー違反や不適切な動物飼養をなくす取組等、生活環境の保全が求められています。
- あらゆる主体が環境に対する意識を高め、保全に向けて役割を果たすことが求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、環境行動を実践します。
- 市民・団体・事業者は、生物多様性*の保全の活動を実践します。
- 市民・団体・事業者は、快適な生活環境が維持できるようマナーを守ります。
- 市民・団体・事業者は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の地球温暖化対策に向けた活動を実践します。
- 事業者は、事業所における環境に関する法令等を遵守します。

個別計画

主要	● 立川市第3次環境基本計画
関連	—

基本事業

- 1 脱炭素社会の実現**
 - エネルギー効率の高い機器への更新や新規導入、建物の省エネルギー化の促進について、普及・啓発や支援を行います。
 - 太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーのさらなる導入拡大に取り組むため、普及・啓発や支援を行います。
 - エネルギーの地産地消といった脱炭素型のまちづくりを推進します。
 - 気候変動による防災・健康・農業等への影響に備えるため、気候変動適応策を推進します。
 - 事業者として、率先して公共施設における省エネルギー化や二酸化炭素といった温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。
- 2 健全な生活環境の実現**
 - 地域・団体・事業者との協働による路上喫煙防止や地域猫活動等を推進し、生活環境の向上に取り組みます。
 - 大気や水質、騒音等の環境基準適合性を定期的に把握し、測定結果を公表するほか、法令に基づき事業所等に対する指導や立ち入り検査等を行います。
 - 新たな環境汚染物質等が確認された場合には、他自治体と連携して迅速な状況の把握と公表に努めるほか、原因究明や必要な支援について国や東京都へ要請を行う等、適切な措置を講じます。
- 3 環境施策の基盤づくり**
 - 環境への意識を高めることや環境行動の担い手を増やすため、環境学習機会の拡充や環境関連情報の受発信を強化します。
 - 生物多様性の保全の大切さについて理解の促進や意識啓発に取り組むため、情報発信をするとともに、「生物多様性地域戦略」の策定を進めます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	市内の二酸化炭素排出量	642千t-CO ₂ (R3年度)	427千t-CO ₂ (R9年度)
2	公害の規則違反により勧告・停止命令に至った件数	0件	0件
3	環境学習講座等の定員充足率（計画期間中平均値）	80.9%※1	85.0%

※1 平成31（2019）年度～令和5（2023）年度平均値

目的 環境への負荷が少ない循環型社会の形成に取り組みます。

POINT / プラスチック使用製品ごみの資源化の推進

主な課題

- 1 プラスチックの資源化について、燃やせるごみの中に資源の混入が見られるため、市民・事業者への更なる啓発の必要があります。
- 2 家庭ごみには、リサイクル可能な多くの資源が含まれており、排出量削減の新たな取組の検討とプラスチック使用製品のリサイクル率の向上が求められています。
- 3 事業系ごみのリサイクルの更なる推進の強化とあわせて、近年全国的な課題となっている食品ロス削減が必要です。
- 4 総合リサイクルセンターの安定的な稼働とプラスチック使用製品のリサイクル率の向上が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、プラスチック使用製品の資源の分別（リサイクル）に取り組みます。
- 市民・団体・事業者は、使い回しなど、使えるものの再利用（リユース）に取り組みます。
- 市民・事業者は、新たなフードシェアリングサービスを積極的に活用し、食品ロスの削減（リデュース）に取り組みます。

個別計画

主要 ● 立川市第2次一般廃棄物処理基本計画

関連 ● 立川市第3次環境基本計画



基本事業

- 1 **資源循環の推進**
 - 「第2次一般廃棄物処理基本計画」を策定し、それに基づき分別収集・資源化を一層進めます。
 - 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、特にプラスチック使用製品の資源化を強化し、資源循環を推進します。
- 2 **家庭ごみ減量の促進**
 - 家庭ごみの安定した分別収集に取り組むとともに、生ごみ削減やプラスチックの資源化等ごみ減量の啓発を行い、市民の自主的な取組を促進支援します。
 - ごみをつくらないライフスタイルへ転換することで、ごみの更なる減量につなげ、環境負荷低減の向上に取り組みます。
- 3 **事業系ごみ減量の促進**
 - 食べきり協力店事業や「てまえどりPOP」のキャンペーン、フードシェアリングサービスの導入等、食品ロス削減の取組を充実します。
 - 許可業者・排出事業者の指導・助言強化に取り組み、事業系ごみの減量と分別を推進し事業者の主体的な資源化の取組を促進します。
- 4 **資源と燃やせないごみの安定した適正処理**
 - 総合リサイクルセンターの用地・建物の管理と資源や燃やせないごみの適正処理・再資源化処理を行い、安定した施設運営とごみ処理を継続し、プラスチック使用製品のリサイクルに取り組みます。
 - 総合リサイクルセンターの設備改修による長寿命化に続き、建物の中規模改修を行い建物の長寿命化を行います。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	資源化率	37.6%	42.4%
2	市民一人一日当たり家庭系ごみ排出量	514g	484g
3	事業系ごみ排出量	11,376t	10,445t
4	施設稼働率（総合リサイクルセンター）	100%	100%

施策 21

廃棄物の適正処理の促進

目的

安全で安定した施設の稼働により、市民の快適な生活環境を維持します。

POINT / ごみの適正処理によるごみ減量と環境啓発の推進

主な課題

- 1 クリーンセンターは、日々排出される燃やせるごみを処理しており、それらの処理が滞らないよう、安定した稼働が求められています。また、循環型社会の実現に向け、環境学習やごみ減量の啓発を推進する必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、分別の徹底、生ごみの水切り、食品ロスの削減により燃やせるごみの減量に努めます。
- 市民・団体・事業者は、市と連携・協力して、循環型社会の実現に向けた環境学習やごみ減量の啓発を推進します。

個別計画

主要

—

関連

- 立川市第2次一般廃棄物処理基本計画
- 立川市第3次環境基本計画

基本事業

- 1 燃やせるごみの安定した適正処理と啓発の推進
 - クリーンセンターの安定した施設の稼働により、燃やせるごみを適正に処理します。
 - 施設やたちむにいひろばを活用し、環境学習とごみ減量の啓発を推進します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
1	施設稼働率 (クリーンセンター)	100%	100%



燃やせるごみの受入れと適正処理



ごみ処理の現場見学を通じた環境学習

目的

下水道施設を適正に維持管理するとともに、下水道事業の経営基盤の強化に取り組みます。

POINT / 安定した下水道サービスの提供

主な課題

- 1 今後、人口の減少や高齢者の割合の増加が見込まれており、下水道使用料の大幅な伸びが見込まれない中で、安定した下水道サービスを提供するために、下水道事業の経営基盤の強化が求められています。
- 2 老朽化等に伴う下水道施設の長期的視点に立った改築が必要な中、市民生活に多大な影響が及ばないようにするため、計画的に施設管理を進めていくことが求められています。
- 3 豪雨や台風による浸水被害を軽減するため、雨水対策が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、下水道施設の異常を発見した時は速やかに市に連絡します。
- 市民・団体・事業者は、雨水を速やかに排除するため雨水ますの蓋のごみを清掃します。
- 市民・事業者は、下水道管閉塞等につながる油類や腐敗した汚水等を流しません。
- 市民・事業者は、雨水浸透施設の設置等により浸水被害の軽減や地下水のかん養*に取り組みます。

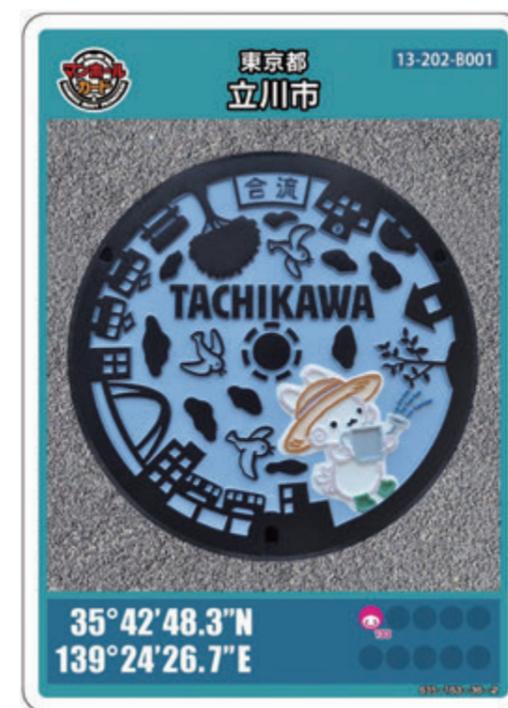
個別計画

主要	—
関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 立川市下水道総合計画 ● 立川市下水道ストックマネジメント計画

基本事業

- 1 安定した下水道経営
 - 地方公営企業会計に基づき、下水道経営の透明性を高めるとともに、立川市下水道事業経営戦略に基づく取組を通じて、経営基盤を強化します。
- 2 下水道施設の機能維持
 - 下水道ストックマネジメント計画に基づいた点検・調査を実施し、修繕・改築計画につなげることで、計画的、効果的な維持管理に努めます。
- 3 雨水流出抑制の促進
 - 地下水のかん養を促し、健全な水環境の保全と雨水の流出抑制を図るために、既存住宅を対象として雨水浸透施設の設置に取り組みます。
 - 宅地内からの雨水流出を抑制するため、民間開発や住宅等の建替の際の雨水浸透施設の設置を促進します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	経費回収率	119.3%	100%以上
2	計画に基づく下水道管調査実施率 (5年間の実施率)	—	100%
3	雨水浸透柵設置件数 (5年間の平均)	635件	700件



施策 23

下水道の整備

目的

計画的な整備と老朽化対策を進め、安全・安心な下水道施設の確保に取り組みます。

POINT / 持続的な下水道サービスを提供するための計画的な事業の推進

主な課題

- 1 河川等の公共用水域の水質向上のため、下水道管の計画的整備が求められています。
- 2 台風等により、浸水被害が発生している多摩川上流処理区では、雨水対策が求められています。
- 3 下水道施設の改築が必要な中、計画的に老朽化対策を進めてきましたが、安定した下水道サービスを提供するため、引き続き長期的な視点に立った計画的な改築が求められています。また、下水道施設への負荷や処理費を増大させる不明水*対策が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、市が開催する事業説明会等に参加し、下水道事業への理解を深めます。
- 市民・団体・事業者は、市がホームページに発信している下水道事業に係る情報に関心を持ちます。

個別計画

主要

- 立川市下水道総合計画
- 立川市下水道ストックマネジメント計画

関連

—

基本事業

- 1 公共用水域の水質向上
 - 下水道施設を整備し下水を適切に処理することで、良好な水環境に寄与します。
 - 都市計画道路等、新たな道路築造やまちづくりの進捗にあわせ下水道管の整備を進めます。
- 2 雨水対策
 - 多摩川上流処理区残堀川流域では、浸水被害の軽減に向けて雨水管の整備を進めます。
 - 多摩川上流処理区空堀川流域では、東京都と3市（立川市、東大和市、武蔵村山市）が連携し、空堀川上流雨水幹線の整備を進めるとともに、浸透能力を確保する暫定的な雨水対策を進めます。
 - 雨水管理総合計画を策定し、雨水管理方針を踏まえた雨水対策を進めます。
- 3 適正な施設管理
 - 維持管理費の平準化を行い、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に下水道施設の老朽化対策を進めます。
 - 流域編入後の下水送水施設の安定稼働のため、錦処理分区の不明水対策を進めます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	汚水整備（2級25号線）延長（m）の進捗率	41.2%	55.0%
2	残堀川流域の雨水管整備（2級21号線、西1号線）延長（m）の進捗率	16.4%	86.0%
3	緑川幹線の改築（更新）延長（m）の進捗率	21.1%	54.0%



施策 24

下水ポンプ場の運営

目的

安定した下水道ポンプ場を適正に維持管理し、生活環境を保全します。

POINT / 24時間365日ポンプ場の安定稼働

主な課題

- 1 下水道施設については、老朽化が進んでいる施設があり、計画的な補修、更新の必要があります。
- 2 下水管への不明水※侵入があり、下水管路の補修が必要になっていますが、当面の間、錦町ポンプ場では、不明水対策として流入下水の一部を一時貯留する必要があります。
- 3 効率的で安定した持続可能な下水道事業運営のため、民間の資金力、技術力、人的支援を活用する包括的な官民連携の取組の検討が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、下水道の施設等に損傷を与えるおそれのある下水を流しません。
- 事業者は、法令で定める基準に適合しない下水を流しません。

個別計画

主要

—

関連

- 立川市下水道総合計画
- 立川市下水道ストックマネジメント計画

基本事業

- 1 計画的な施設管理と更新
 - 下水を排水するためポンプ施設を適正に管理します。
 - 下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の健全度を調査し、調査結果に基づき補修、更新を進めます。
- 2 不明水対策としての一時貯留
 - 不明水対策として旧錦町下水処理場で水処理に使用していた池を貯留池として転用し、下水を一時貯留します。
- 3 下水道事業の官民連携
 - 包括的な官民連携の取組導入のため、調査検討を進めます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	ポンプ場施設稼働率	100%	100%
2	錦町ポンプ場貯留池整備進捗率	0%	100%
3	下水道事業運営の包括的な官民連携の取組	—	2つ以上のポンプ場で官民連携の取組



政策6



都市づくり



暮らしやすい持続可能な都市を形成します

政策の取組方針

都市機能と自然環境が調和する立川の特徴を生かした魅力的でうまいのあるまちづくりを推進します。また、人々の活動を支える都市基盤の整備を進めるとともに、これまで整備した都市基盤は時代の要請にあわせ機能改善を図りつつ、将来の都市活動を見据え適切な管理に努めます。

施策

- | | |
|----|--------------|
| 25 | 良好な市街地環境の形成 |
| 26 | 建築基準行政の適正な実施 |
| 27 | 道路の管理 |
| 28 | 道路の整備 |
| 29 | 公園・水辺管理と緑の保全 |

目的

集約型の地域構造への再編に向けて、拠点的形成するとともに、優良な生活環境の整備を進めます。

POINT / 地域特性を生かした魅力的なまちづくりの推進

主な課題

- 魅力的で親しみやすい地域の環境整備により、豊かさと愛着を感じながら暮らせるまちづくりが求められています。
- 地域特性を踏まえた適正な土地利用の推進による拠点の形成と拠点間のネットワークの形成により、集約型の地域構造への再編が求められています。
- 市民、事業者、市の適切な役割分担や協力関係のしくみを作ることで、多様な主体との協働によるまちづくりが求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、まちづくりへの理解を深め、協議会やワークショップ等の協議の場に積極的に参加します。
- 市民・団体・事業者は、地域の一員としての自覚を持ち、まちづくりに関心を持ちます。
- 市民・団体・事業者は、適切な役割分担の下、行政や関係団体と連携・協働しながらまちづくりに取り組みます。

個別計画

主要	<ul style="list-style-type: none"> 立川市都市計画マスタープラン 立川市景観計画
関連	—

基本事業

- 1 地域の特性を生かした市街地環境の形成**
 - 地域住民や団体等がまちづくりに参加できるしくみを構築することにより、住民主体のまちづくりを進めます。
 - 景観法と景観条例に基づく手続きとともに景観啓発に取り組むことにより、地域の特性を生かした良好な景観形成を進めます。
 - 生産緑地法に基づき都市農地の適正な保全を推進することにより、良好な都市環境の形成を進めます。
- 2 適正な土地利用を推進し持続可能な都市を形成**
 - J R 青梅線・南武線、西武拝島線の各駅と団地の周辺については、日常生活を支える機能を集積することにより人々の活動や交流の拠点の形成を進めます。
 - 公共施設の跡地や更新時期を迎える団地等では、地区計画等の都市計画制度を活用することにより、地域特性を生かした土地利用を進めます。
 - 南北の骨格幹線道路を整備促進することにより、道路・交通のネットワークの充実、拠点間の交流・連携と都市の強靱化を進めます。
 - 「生活の中心地」である西国立駅周辺は、J R 南武線連続立体交差化計画の進捗に合わせ、都市計画手続きを進めます。
- 3 優良・安全な生活環境の整備**
 - 大規模開発事業等の展開や地域社会の変化に対応した新しいまちづくりのしくみを構築することにより、優良な生活環境の整備を促進します。
 - 東京都総合治水対策に基づいた雨水流出抑制施設の整備を促進し、降雨による水害に対応した安全な生活環境の確保を進めます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
1	景観条例に基づく届出累計件数	41 件	216 件
2	都市計画決定・変更告示累計件数	4 件	30 件
3	開発事業協議締結率	89.0%	95.0%



目的

建築により安全で良好な環境を確保し適正な土地利用を促進します。

POINT

建築物の安全性の確保と「建築物省エネ法」^{※1} による省エネ対策の推進

主な課題

- 1 建築物の安全と安心を確保し、社会の要請に的確に応えるため、適正かつ円滑な建築審査会の運営に取り組む必要があります。
- 2 違反建築物や適正な維持管理がなされていない建築物等により安全が脅かされる恐れがあるため、現場パトロールや竣工後の適正な維持管理により適法性を確保する必要があります。
- 3 適正な土地利用を促進するためには、建築基準法と関係法令に適合した建築物の建築や、建築に係る紛争の防止等が求められています。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上を推進するため、建築物省エネ法の制度の周知と理解を促進することが求められています。災害時における二次被害防止のため、被災建築物応急危険度判定業務の強化が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、法令の遵守と建築物の適正な維持管理に努めます。
- 団体は、災害時における被災建築物応急危険度判定活動に協力し、建築物の安全性の確保に努めます。
- 事業者は、建築基準法と関係法令への理解を深め、建築物の適法性の確保に努めます。

個別計画

主要

—

関連

—

基本事業

- 1 建築基準行政に関する事務管理
 - 建築基準法の規定に基づき、特定行政庁が行う許可等について同意を得るため、また建築行政上の審査請求や市長からの諮問等があった場合に建築審査会を開催します。
 - 建築物等の確認検査履歴を管理し必要な情報を提供します。
- 2 建築物の適正な維持管理
 - 建築物等の現場パトロールを実施し、違反建築物等の未然防止に取り組みます。
 - 特定建築物等の竣工後も適正に維持管理されるよう、定期報告制度の適正な運用を行います。
 - 違反建築防止週間、建築物防災週間等の機会を捉え、適正な維持管理や適法性の確保に向けた啓発を行います。
- 3 建築物の適法性・安全性の確保
 - 建築基準法と関係法令に基づき確認、検査、許可、認定や建築審査会で審議等を行います。
 - 中高層建築物の建築に関して、良好な近隣関係の保持や生活環境の向上を目的とした調整等を行います。
- 4 建築構造設備の適法性・安全性の確保
 - 建築物省エネ法の改正に伴い、新たな制度の周知と理解を推進し、建築物のエネルギー消費性能の向上を促進します。
 - 災害時における建築物の安全性の確保のため、被災建築物応急危険度判定体制を整え訓練等を実施し、災害時における対応を強化します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
1	建築審査会許可案件の同意率	100%	100%
2	特定建築物定期調査報告率	78.9%	80.0%
3	完了検査実施率	100%	100%
4	建築物省エネ法適合性実施率	100%	100% ^{※2}

※1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
 ※2 令和7（2025）年改正建築物省エネ法等による対象建築物範囲拡大後の実施率



目的 安全で快適に利用できる道路の管理に取り組みます。

POINT 街路樹の更新や交通安全対策推進による安全・快適な道路の管理

主な課題

- 立川駅北口、南口ペDESTリアンデッキ、道路付属物の老朽化、舗装の劣化、街路樹の大径木化・老木化等、都市劣化に対応する必要があります。
- 地域の活性化等、地域課題の解決のために道路占用許可の弾力的運用が求められています。
- 人や車の安全で快適な交通環境を確保するため、交通安全施設やバリアフリー化等の交通安全対策が求められています。
- 道路占用申請をはじめとした手続き、道路台帳平面図等のインターネット上への掲載等のDX*の推進が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、ロードサポーター事業により道路の美化活動に取り組みます。

個別計画

- 主要**
 - 立川駅北口・南口デッキ長寿命化修繕計画
 - 立川市道路整備基本計画
 - 立川市道路修繕計画
- 関連**
 - 立川市都市計画マスタープラン

基本事業

- 1 道路利用の適正化の推進**
 - 安全で快適に移動できる道路の目的を踏まえた適正利用を前提に、地域の活性化や都市におけるにぎわい創出の観点から道路空間の有効活用を検討します。
- 2 道路維持管理**
 - 道路監察、道路パトロールにより道路、道路付属物の状況を把握し補修するなど、適正な維持管理を行い、安全で円滑な道路交通を確保します。
 - 急速に進行している道路等の老朽化に対応するため、ペDESTリアンデッキ等については、予防保全による維持管理を進めます。また、街路樹については、大径木化、老木化している街路樹の更新を進めるとともに、道路空間にあわせたせん定管理を行います。
- 3 交通安全施設管理**
 - 交通安全施設の設置、点検、補修等を行い、人や車等の安全で快適な交通環境を確保します。また、視覚障害者誘導用ブロックの設置を行うなど、バリアフリー化を進めます。
- 4 道路境界管理**
 - 道路境界を適切に管理し、正確な道路管理情報を提供します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	突出し看板実態調査による未許可占用是正率	28.4%	40.0%
2	修繕計画に基づく補修工事進捗率 (ペDESTリアンデッキ)	13.1%	90.5%
3	市道の交通事故発生件数	344件	303件
4	水路台帳平面図の電子化率	0%	100%



目的

道路整備を推進し、安全で円滑な道路環境の確保に取り組みます。

POINT / 幹線道路ネットワーク整備の推進

主な課題

- 1 防災性の向上や利便性を向上するため計画的な道路整備が求められています。一方、市道2級25号線と立鉄中付第2号線等の道路の新設では、用地取得等、整備までに多くの時間を要します。
- 2 生活道路は、歩行者の安全性や防災機能の向上が求められています。また、道路と橋りょうは老朽化が進展しているため維持管理費の増大が課題となっており、予算の平準化や維持管理コストを削減することが必要です。
- 3 都市計画道路等の整備では用地の取得に長い期間を要し、かつ、多額の費用がかかることから、地元の理解に向けた丁寧な説明、用地交渉を進めることが必要です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、道路整備に関心を持ち、事業への協力を努めます。

個別計画

主要

- 生活道路拡幅事業計画
- 立川市橋りょう長寿命化修繕計画
- 立川市無電柱化推進計画

関連

- 立川市都市計画マスタープラン

基本事業

- 1 道路の新設・道路の改修・無電柱化
 - 道路整備を行うことにより道路を利用する人や車両の安全の確保と道路ネットワークの整備を推進し、道路環境の改善を進めます。
 - 市道の安全で安心な道路環境を確保するため改修を進めます。
 - 安全で快適な歩行空間の創設と都市景観の形成や防災性の向上を図るため、立川市無電柱化推進計画に位置付ける優先整備予定路線について無電柱化を進めます。
- 2 道路の改良・長寿命化
 - 計画的に生活道路の拡幅整備を行うことにより歩行者の安全や快適な居住環境の向上、緊急車両の通行確保等、防災性の向上に取り組めます。
 - 老朽化した橋りょうについては、計画的に点検・修繕を行うことで長寿命化に取り組み、安全・安心な道路環境を確保するとともに、維持管理コストの縮減・平準化に取り組めます。
- 3 用地買収
 - 都市計画道路等の道路の新設や生活道路の拡幅整備に必要な用地取得を進めます。
 - 用地買収した事業用地の適正な管理に取り組めます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	幹線道路整備率 (2級25号線、立鉄中付第2号線)	34.1%	62.6%
2	生活道路拡幅整備率 (西1号線)	0.0%	45.8%
3	幹線道路用地取得進捗率 (都市計画道路事業認可路線)	25.8%	41.4%



目的

市民が安全に利用できる公園管理を行うとともに、緑の質の向上に取り組みます。

POINT / 地域とともに考える公園の維持管理

主な課題

- 1 安全で安心して快適に利用できる公園の維持管理が求められています。
- 2 緑などの豊かな自然環境を将来に継承していくことが求められています。
- 3 計画的な公園整備や既存施設の改修が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、緑を保全する意識を高めます。
- 市民・団体・事業者は、公園を適正に利用し維持管理に協力します。

個別計画

- | | |
|----|------------------|
| 主要 | ● 立川市緑の基本計画 |
| 関連 | ● 立川市都市計画マスタープラン |

基本事業

- 1 公園の維持管理
 - 公園内にある遊具等の施設については、定期点検結果に基づき更新等を行うとともに、地元の要望や維持管理等を踏まえた施設の再整備や管理運営等を進めます。
 - ボール遊び等、地域の要望については、公園周辺の住民の理解を得ながら進めます。
 - 公園管理について民間活力の導入を検討します。
 - 立川公園根川緑道等、水辺を適切に維持管理します。
- 2 緑の環境の向上と継承
 - 緑などの自然環境を将来に引き継げるよう、市街地の貴重な緑である樹木や樹林の保全に取り組みます。
- 3 計画的な公園整備や施設更新
 - 市民ニーズに応え、使われ活きる公園を踏まえ維持管理を考慮した計画的な施設整備や既存施設の改修を進めます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
1	遊具の更新数 (累計)	59 基	198 基
2	緑地・樹林地取得面積 (累計)	860 ㎡	1,800 ㎡
3	公園整備	—	2 公園



政策7



産業まちづくり



人や企業がつどう強みを生かし、 まちの魅力を高めます

政策の取組方針

人や企業がつどう都市特性を生かし、商工業や都市農業の振興策を推進し、立川の更なる活力や新たな価値の創造につなげるとともに、市内事業者や関係機関と連携し、働きがいのあるまちづくりを進めます。また、地域公共交通など多様な移動手段を構築し、人々の暮らしを支えるとともに、地域の活力を生かしたまちづくり、出かけたくなるまちづくりを推進します。

施策

- | | |
|----|-----------------------|
| 30 | 活力ある産業の振興 |
| 31 | 都市と農業の共生 |
| 32 | 官民連携のまちの形成 |
| 33 | 多様な移動手段による活力ある都市活動の実現 |

目的

多様な産業の集積を生かし、地域経済の活性化やイノベーション*創出を推進し、一層の産業発展を支えます。

POINT / 創業支援による地域経済の活性化

主な課題

- 1 商店街や個店、ものづくり産業、大手事業者の支店等、多様な産業の集積を生かし、ライフステージに応じて働くことができ、地域の経済を活性化させられるよう事業者同士の連携や行政との協働を推進していくことが求められています。
- 2 人手不足や物価高騰等、経営を取り巻く環境が大きく変化する中で、創業希望者の支援、事業承継問題の解決に向けて、様々な支援機関やネットワークを生かした取組が求められています。
- 3 本市への来訪者数を増やすために、本市で得られる体験等を発掘し、魅力として磨き上げ、より多くの観光関連事業者や来訪者に認知していただく必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 団体・事業者は、イベント等の実施や多様な人材の活用等、創意工夫して店舗や地域の魅力の向上に努めます。
- 市民は、市内の魅力ある個店や商店街、商品を知り、市内の店舗を積極的に活用することで、地域経済の活性化に貢献します。
- 団体は、事業者や創業者の課題やニーズを捉え、行政と連携して事業者や創業者の経営基盤強化を支援します。
- 事業者は、立川観光コンベンション協会を中心に、本市への来訪者の増加に向けて新たな魅力創出とともに回遊性向上のための取組に協力します。

個別計画

- 立川市第4次観光振興計画

主要

—

関連



基本事業

- 1 地域経済の活性化
 - 東京都や商工会議所、金融機関など関係機関と連携して、市内の事業者が活発な経済活動ができるよう時代の変化に対応した支援を実施します。
 - 物販、飲食等の商業的な役割だけでなく、地域コミュニティの核として公共的な役割を担う商店街の魅力向上のため、集客・販売促進等のイベントを支援します。
- 2 創業や事業承継への支援と就労機会の創出
 - 創業を希望する方に立川で創業することのメリットを感じられる支援を、関係機関と連携して展開します。
 - 事業承継問題について、関係機関と連携して取り組み、市内事業所の存続と雇用の継続につなげます。
 - 潜在的な労働力へ就労支援を行い、貴重な労働力を地域に送り出すとともに、働きやすい職場づくり等の取組を支援し、人手不足に悩む中小事業者の人材確保につなげます。
 - 国やNPO等のほか、東京しごとセンター多摩・東京都との連携をさらに強化し、女性や若年者、シニア等、様々な年代の潜在的な労働力に対して就労支援を行います。
- 3 観光素材の発掘・創出・認知向上
 - 花火大会をはじめ国営昭和記念公園等で開催されるイベント等を支援することで本市の認知度向上につなげます。
 - 位置情報等を分析し、関係機関と連携して、来訪者増のための施策立案を行います。
 - 市内の回遊性を高めるため、食や体験等を結び付けて魅力を創出します。
 - 本市の様々な魅力を発信するとともに、インバウンド*の増加につなげます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	法人市民税の納税義務者数	7,279社	7,640社
2	創業・事業承継に関する支援数	5事業	7事業
3	本市を来訪した国内旅行者及び外国人旅行者数※1	12,846,300人	19,200,000人

※1 宿泊、日帰りを含む。



目的 都市の強みを活かし、多種多様な農産物の地産地消を促進します。

POINT / 「立川印」を活用した立川産農産物のファンづくり

主な課題

- 1 都市農業の経営基盤強化に取り組み、持続的な農業経営のために、農業者、関係機関、行政が一体となり、対策を考えていく必要があります。
- 2 新鮮で質の高い農産物が身近に手に入ることのメリットについて、市民や事業者の理解をより一層広め、率先して立川産を選ぶ消費者を増やしていくことが求められています。
- 3 都市農業振興基本法で「都市にあるべきもの」と位置づけられた都市に残された貴重な農地を保全し、有効な利活用を促進する必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、立川の農業に対し、身近で愛着あるものとして理解するとともに、率先して地元産農産物の購入・消費に努めます。
- 団体は、事業者の意見をとりまとめ、市と連携して立川農業の振興に努めるとともに、異業種との連携に積極的に取り組み、都市の強みを活かした農業経営を目指します。
- 事業者は、農地の適正な管理、有効な利活用に努めるとともに、地域環境に配慮した農業に取り組みます。

個別計画

主要	● 立川市第6次農業振興計画
関連	—

基本事業

- 1 **持続可能な農業振興策の推進**
 - 農業生産に意欲的に取り組む認定農業者に対し、効率的な生産や安定的な運営に資する支援を行い、経営力の安定・強化につなげます。
 - 有機たい肥や生分解性素材の資材の活用等の支援を通じて、環境に配慮した農業を推進します。
 - 安定した農業経営の妨げになる農作物への鳥獣被害を防止するため、効果的な防除方法の周知や防除策への支援を行います。
- 2 **立川農業の魅力発信**
 - 立川産農産物のブランドマーク「立川印」を活用した取組を通じて、新鮮で質の高い地元産農産物の認知度を高め、立川産を選ぶ消費行動につなげていきます。
 - 立川農業を体験する機会の充実を通じて、市内外に立川農業のファンを作り、農業者の経営安定化につなげます。
- 3 **都市農地の保全と有効な利活用の推進**
 - 立川市版農地バンクの制度を通じて、農地を貸したい方、借りたい方を可視化し、農地の貸借成立につなげることで、農地の保全と有効な利活用を促進します。
 - 周辺住民の理解を得つつ、農地の持つ多面的な機能を発揮するため、地域環境に配慮した設備の整備や直売機能の強化等の取組を支援します。
 - 農地パトロールを実施し、農地の適正管理を促進します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	認定農業者等経営体数	82 経営体	90 経営体
2	農産物を購入する際、市内で生産されたものを購入すると答えた人の割合	75.8%	80.0%
3	都市農地（生産緑地）の面積	194.38ha	170ha 以上



目的 地域の活力を生かしたまちづくりを推進します。

POINT / にぎわいと楽しさがあふれる官民が連携した都市空間の創出

主な課題

- 1 まちづくりの大きな契機となる都市計画道路等の基盤整備や未利用地の活用にあわせ、地域住民の意向や地域の特性を生かしたまちづくりが求められています。
- 2 「中核的な拠点※」であるJR立川駅周辺地域のまちづくり関係団体等と適切な役割分担・連携により、にぎわいのあるまちづくりの推進が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、まちづくりへの理解を深め、勉強会等へ積極的に参加します。
- 市民・団体・事業者は、まちを支える担い手としての自覚を持ち、まちづくりに関心を持ちます。
- 市民・団体・事業者は、適切な役割分担のもと、それぞれが連携しながら取り組みます。

個別計画

主要

—

関連

- 立川市都市計画マスタープラン
- 立川市景観計画

基本事業

- 1 **基盤整備等の進捗にあわせたまちづくりの推進**
 - 立川飛行場跡地（留保地）等に係る土地利用計画と新庁舎周辺地域土地利用計画に基づくまちづくりに取り組みます。
 - JR南武線連続立体交差化計画の進捗にあわせ、西国立駅周辺地域まちづくり構想に基づくまちづくりに取り組みます。
- 2 **JR立川駅周辺地域におけるエリアマネジメント※の推進**
 - 市民、事業者等で構成するまちづくり関係団体や民間事業者と連携し、まちの価値の維持・向上に取り組みます。
 - 建物の老朽化や土地利用の変化を見据え、今後、まちの将来像を官民で共有し、新たな魅力を生み出すまちづくりに取り組みます。
 - 官民が連携して道路や公園等の公共空間の有効活用を進め、あわせて民有地の一部を一体的に利用することで、人々の出会いや交流を生み出す都市空間の創出に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	地域の勉強会等の開催支援回数	7回	8回
2	エリアマネジメントの事業件数	6件	8件



施策 33 多様な移動手段による活力ある都市活動の実現

目的 自転車や地域公共交通等が活用しやすい環境を創出し、安全で快適に出かけたくなるまちづくりを推進します。

POINT 多様な移動手段による出かけたくなる、訪れたくなるまちづくり

主な課題

- 1 新型コロナウイルス感染症による行動規制の緩和に伴い、交通事故件数は増加傾向にあります。特に自転車に関与する事故の件数・割合が増加しており、交通事故件数とともに交通事故に占める自転車関与率の低減の取組が求められています。
- 2 自転車等対策は、施設の有効活用に向けた料金改定や無料駐輪場の有料化等に取り組む必要があります。
- 3 交通事業者の運転士不足、高齢化に伴う運転事故リスク、高齢者の移動手段に対する需要の変化等、地域の公共交通をとりまく環境が変化していることから、多様な移動手段の確保が求められています。
- 4 高齢化に伴う交通事故リスクや外出困難等の移動課題があり、新たな移動手段の確保が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、交通環境の変化を知り、自ら公共交通を使い、勧めることで地域の公共交通をはぐくみます。
- 市民は、交通ルールを順守し、歩行者・自転車・自動車等の各利用者がお互いのルールを理解することで、安心して出かけたくなる環境づくりを行います。
- 団体は、地域の移動の実態（ニーズ）を学び、地域内での移動手段を考え、支えることに協力します。
- 事業者は、交通環境の変化を共有し、主要な交通環境の維持に努めます。また、健康増進や地球温暖化対策を念頭に従業員の自転車通勤を推奨します。

個別計画

- 主要**
- 立川市第2次自転車活用推進計画
 - 第11次立川市交通安全計画
- 関連**
- 立川市都市計画マスタープラン

基本事業

- 1 **良好な交通環境の整備**
 - JR中央線の複々線化等や多摩都市モノレール延伸の早期事業化に向けて、関係機関への要請等を強力に行います。
 - ユニバーサルデザインの視点から公共案内サイン等の維持管理を行うとともに、まちづくりの進展に応じた地区の更新等に取り組みます。
 - 立川市交通安全計画に基づき、自転車利用者のルール・マナーの徹底等の交通安全啓発活動を推進します。
 - 市営駐車場については、施設の大規模修繕等を見据えつつ、新たな管理運営手法の検討を進めます。
- 2 **快適な自転車活用環境の創出**
 - 駅周辺の限られた公共空間における駐輪施設の有効活用に取り組みます。
 - 駐輪施設の新たな管理運営手法や利用料金の考え方等について検討します。
 - 立川市自転車活用推進計画に基づく自転車活用施策を推進し、自転車利用によるQOLの向上に取り組みます。
 - 歩行者・自転車・自動車とともに安全で安心して通行できる自転車走行環境の整備を推進します。
- 3 **地域公共交通計画の展開**
 - くるりんバスを含む定時定路線型のバス運行により、主要な路線の交通ネットワークの構築を進めます。
 - 多様な移動手段の創出により、日常の市民・地域活動や観光・産業等の都市活動の活性化を推進します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	交通事故発生件数	549件 (R5年)	483件 (R11年)
2	シェアサイクル年間総利用回数	82,681回	277,000回
3	地域公共交通の利用者数(路線バス等)	43,699人/日	43,699人/日



くるりんバス

政策8



市民の暮らし



市民の暮らしをサポートするとともに、やさしさにあふれる地域社会を形成します

政策の取組方針

市民協働を推進するとともに、地域での交流を深めることにより、住み良い地域コミュニティを形成していきます。また、市民に寄り添い、日々の暮らしをサポートしつつ、市民のライフスタイルの変化にあわせた利便性の高い行政サービスを目指します。

施策

- 34 市民活動と地域社会・多文化共生の推進
- 35 市民相談機能と消費生活の充実
- 36 ライフステージに応じた適切な手続き手法の提供
- 37 安心して暮らせる住環境の推進
- 38 市民にわかりやすい公正・公平で適正な課税
- 39 納税しやすい環境の整備と安定した税収の確保

目的

多様な主体と連携・協働し、住みよい地域づくりに取り組みます。

POINT

多様な主体との協働の拡大による市民活動や地域コミュニティの活性化

主な課題

- 1 市民や市民活動団体、事業者等の多様な主体と連携し、社会や地域の課題解決に取り組むことにより、活力ある地域社会の実現を図ることが必要です。
- 2 価値観の多様化、ライフスタイルの変化等により、コミュニティ活動の中心を担ってきた自治会は加入世帯数が減少しているため、安定して地域活動ができるよう支援することが必要です。
- 3 外国人市民は増加傾向にあり、かつ多国籍化が進んでいます。このような中で、言葉や生活習慣の違い等から生じる生活上の課題に対応することが求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体は、多文化共生*の意識を高め、外国人が安心して地域で生活できるよう支援します。
- 市民は、自分が暮らす地域に関心を持ち、国籍、年齢、性別等にとらわれることなく、互いを尊重して、連携・協力しながら住みよい地域づくりに取り組みます。
- 団体は、力を出し合って助けあい、支えあいながら地域課題の解決に取り組めます。

個別計画

- 立川市第5次多文化共生推進プラン

主要

関連

基本事業

1 市民活動の支援

- 市民活動やボランティア活動に必要な知識・技術を学ぶ講座、相談等を通じて、担い手の創出や人材の育成に取り組みます。
- 地域の課題解決に向けて自主的な活動に取り組んでいる市民活動団体を支援していきます。
- 多様な主体が協働し、地域課題を解決する取組を支援します。

2 地域コミュニティの活性化支援

- 地域の活動を活性化させるため、自治会・自治会連合会と連携して地域コミュニティを支える自治会への加入促進につながる取組を強化します。
- 地域の絆を深める活動をはじめ、防犯・防災・環境活動等、地域ニーズにあった活動を支援します。
- ICT*を活用して情報を発信・共有し、多世代参加の機運を醸成します。

3 多文化共生の推進

- 国籍や民族等の異なる人々が、文化のちがいを互いに尊重し、共生する地域社会の実現に取り組みます。
- 外国人市民が日常生活に必要な日本語を習得できるよう関係団体と連携して、日本語学習の機会の充実に取り組みます。
- あらゆる人にわかりやすい「やさしい日本語」の活用に取り組みます。また、行政情報を多言語化し、ていねいに発信します。
- 外国人市民向けの生活相談や、地域住民との交流を目的とする事業を実施します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	地域の活動に参加している市民の割合	27.9%	35.0%
2	自治会加入世帯数	33,017 世帯	33,000 世帯
3	多文化共生事業の参加者数	6,267 人	9,300 人



目的 日常生活の中で生じた不安や悩みの解消を支援します。

POINT / 多様な生活不安解消の支援

主な課題

- 1 核家族化や単身世帯の増加等により身近な人に気軽に困りごとを相談できる相手がない市民が増えており、引き続き、初期相談の窓口としての周知に努める必要があります。
- 2 複雑化・多様化する市民相談ニーズの対応に専門的な知識が必要となることが多く増えており、各種相談窓口の周知や庁内関係部署・関係機関等と連携した対応が一層求められています。
- 3 国の犯罪被害者等支援の取組では、市に期待する役割として犯罪被害者等の相談や問い合わせを一元的に把握した上で、必要な支援を積極的に提示・提供できる体制づくりが求められています。
- 4 年々、悪質・巧妙化する手口や新たにSNSを利用した消費者被害が増加しており、被害の拡大防止や回復に向けた迅速かつ的確な消費生活相談の対応強化が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体は、地域や消費者団体同士で連携・協力した消費生活活動を推進し消費者の権利保護に努めます。

個別計画

- | | |
|----|---|
| 主要 | — |
| 関連 | <ul style="list-style-type: none"> ● 立川市第5次地域福祉計画 ● 立川市高齢者福祉介護計画(第9次高齢者福祉計画) ● 立川市高齢者福祉介護計画(第9期介護保険事業計画) ● 立川市第2次いのち支える自殺総合対策計画 |

基本事業

- 1 **市民相談体制の充実**
 - 市民が気軽に相談できる窓口として周知に努めるとともに、相談しやすい雰囲気や環境づくりに取り組みます。
 - 弁護士や司法書士、税理士等による無料の専門相談を実施するほか、市民に適切な窓口や関係機関の案内、情報提供を行い事案の解決を支援します。
 - 市民相談ニーズの変化を捉えた専門相談の拡充や庁内関係部署・関係機関等と連携した新たな相談支援の実施を検討します。
 - 犯罪被害者等支援の総合的対応窓口として、庁内関係部署・関係機関等との連携を進めながら犯罪被害者等の気持ちに寄り添う相談支援体制を構築します。
- 2 **消費生活の充実**
 - 消費者被害やトラブルの未然防止に向けて、消費生活に関する知識の習得や情報提供等により消費者意識の向上を促進します。
 - 複雑化・多様化する消費者被害に対応すべく消費生活相談員の更なる資質向上等による相談体制を充実し、消費者と事業者間とのトラブル解決や被害者の救済に努めます。
 - 消費者被害防止に向けた福祉部門との連携強化や消費者安全確保地域協議会での見守りに取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	専門相談枠の利用率	79.3%	81.6%以上
2	消費生活相談解決率	95.4%	96.4%以上



施策 36 ライフステージに応じた適切な手続き手法の提供

目的 行政手続きのデジタル化*を適切に推進し、事務の効率化と市民の利便性の向上並びに正確な事務の遂行に取り組みます。

POINT / 各種申請手続きのオンライン化の推進

主な課題

- 1 国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX*）推進計画」に基づきオンライン申請の推進・強化や多様な窓口の実現が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、社会状況の変化に応じた市が提供する行政サービスについて理解を深めます。
- 事業者は、迅速かつ的確な行政サービスの提供に努めます。

個別計画

主要	—
関連	—



自宅近くのコンビニで、必要な証明書をすぐに受け取れる便利なサービス

基本事業

- 1 **市民の視点に立った手続きの推進**
 - 戸籍並びに住民基本台帳法等に基づき適正かつ適切に職務を行います。
- 2 **戸籍制度の適正な運営**
 - 日本国籍を有する者の身分関係（家族関係）について時系列で登録し、公証する役割をもつ戸籍制度について、迅速かつ確かな事務を行います。
- 3 **住民基本台帳制度の適正な運営**
 - 市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎となる住民基本台帳制度について適正な事務処理を行い、窓口等における市民ニーズに的確に対応します。
- 4 **ワンストップサービスの適正な運営**
 - 転入・転出等の住民異動に伴う国民健康保険、子育て等の一連の手続きや戸籍・印鑑の届出、各種証明書交付、市税等の収納を行い、ワンストップ*により行政サービスを提供するとともに行政情報を適切に発信します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	行政手続きのデジタル化による改善数（累計）	0件	3件
2	戸籍事務における事故報告件数（累計）	0件	0件
3	窓口サービスにおけるお礼の広聴件数	3件	3件
4	ワンストップにつながるデジタル化の改善数（累計）	0件	1件

目的 市民が安心できる住環境の整備を推進します。

POINT / 公平・公正な市営住宅入居管理

主な課題

- 1 住宅確保要配慮者に対し、関係機関と連携して、健康で文化的な生活を営むに足りる快適で安全な住居確保に向けた居住支援をすることが求められています。
- 2 市営住宅の計画的な改修、修繕を実施して、建物や設備の長寿命化に取り組む必要があります。
- 3 地震や災害等による住宅倒壊や火災被害、異常気象による風水害等から生命や財産を守る安全な住まいづくりを進め、被害を最小限に止める取組が求められています。
- 4 マンションの適正な維持管理を進めるために、管理組合への維持管理の周知、普及啓発や支援が求められています。
- 5 空家等の実態を把握し、空家等の適切な維持管理を所有者に対して促していくことが求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体は、マンション管理の主体として、マンションを適正に管理するとともに、居住者、周辺住民と連携して地域社会の形成、防災機能等、社会機能向上に努めます。
- 市民は、助成事業を活用して木造住宅の耐震化を進めていきます。
- 市民は、関係機関や専門家等と相談しながら空家等の解消、適正な管理に努めます。
- 事業者は、住宅確保要配慮者へ良質な住宅のあっせん、提供に協力します。

個別計画

- 主要**
- 立川市第4次住宅マスタープラン
 - 立川市営住宅長寿命化計画
 - 立川市マンション管理適正化推進計画
 - 立川市空家等対策計画
 - 立川市耐震改修促進計画
- 関連**
-

基本事業

- 1 **市営住宅等の効率的な維持管理**
 - 定期的に市営住宅や高齢者集合住宅（シルバーピア）の入居者を募集します。
 - 市営住宅自治会と協議をして、住環境整備と入居者の利便性向上に努めます。
 - 市営住宅の入居管理は、関係法令に基づき公平・公正に運営します。
- 2 **安全な住環境の推進**
 - 住宅確保要配慮者の賃貸住宅等への入居に係る相談等の居住支援を実施します。
 - 関係機関と連携して安全で低額な住まいの確保に努めます。
 - 木造住宅の耐震化を進めるために、助成事業の周知啓発、耐震化助成事業を実施します。
 - マンションの適切な維持管理のために、マンション管理士等の専門家と連携して、周知啓発、管理組合による自治的かつ適正な維持管理に向けた支援を実施します。
 - 管理されていない空家等の所有者に対し、法令に基づく空家の適正管理を依頼するとともに、計画に基づいた空家対策事業を実施します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	市営住宅入居率	87.3%	90.0%
2	管理状況の届出を行った要届出マンションの割合	98.6%	100%



施策 38 市民にわかりやすい公正・公平で適正な課税

目的

税の意義や役割を市民に正しく理解していただき、公正・公平で適正な課税を実施します。

POINT / 租税教育の推進や正確な調査による適正な課税

主な課題

- 喫煙者の減少に伴うたばこ税への影響が懸念されます。また、若者の車離れが進んでいるほか、軽自動車の生産が国際情勢（半導体の確保等）により影響を受けるため、その動向に注視していく必要があります。
- 個人市民税は少子高齢化の進展に伴う税収への影響が懸念されます。法人市民税は景気動向に左右されやすいため、今後の先行きを注視していく必要があります。
- 固定資産税（土地）は、現状において上昇傾向は見られますが、ゆるやかに横ばいに移っていくことが予想されます。
- 固定資産税（家屋）は、既存家屋において3年毎の評価替えにより、減少傾向となりますが、新築等においての増加要因により、緩やかな上昇傾向が予想されます。
- 固定資産税（償却資産）は、今後、新規開発等が見込まれないことにより、減少となることが懸念されます。

市民・団体・事業者との協力

- 団体は、租税教育推進協議会（税務署、市、関係団体等が会員）を通じて、税の作文・標語を募集し、立川市本庁舎の「多目的プラザ」や、駅前の窓口サービスセンターで展示を行うなど、税を正しく理解し税について考える機会を設けます。

個別計画

主要	—
関連	—



基本事業

- 1 諸税・軽自動車税の適正な課税**
 - 製造たばこを扱う卸売販売業者等が毎月末日までに提出するたばこ税の申告書により、課税標準を把握し、市たばこ税を課税します。
 - 125CC以下の原動機付自転車等の申告は市で受付をし、125CC超の2輪車、軽4輪車等については、他機関（東京運輸支局、軽自動車検査協会）で受付をした申告書を後日、市が受け取り、軽自動車税の賦課決定を行います。
- 2 市民税の適正な課税**
 - 個人市民税の申告書、給与支払報告書等の課税資料、所得税の確定申告書等の閲覧、法人市民税の申告により、個人市民税と法人市民税の適正な課税を行います。
 - 未申告者の実態調査により、申告指導、課税資料の収集をすることで賦課決定を行います。
- 3 固定資産（土地）の適正な評価・課税**
 - 法務局からの登記済通知書に基づき、固定資産税（土地）の課税客体や所有者を確定します。
 - 年3回の現地調査等により、課税客体を把握し、適正に評価・課税を行います。
- 4 固定資産（家屋）の適正な評価・課税**
 - 法務局からの登記済通知書に基づき、固定資産税（家屋）の課税客体や所有者を確定します。
 - 年2回の市内見込調査により、課税客体を把握します。
 - 所有者から提供される資料に基づき、適正に評価・課税を行います。
- 5 固定資産（償却資産）の適正な評価・課税**
 - 償却資産申告書の申告に基づき、賦課決定を行います。
 - 国税資料の閲覧、関係機関からの情報収集と実地調査等により、課税客体を把握し、適正に評価・課税を行います。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	軽自動車税・種別割（現年度課税）調定額	222,867千円	223,000千円
2	市民税（現年度課税）調定額	17,799,326千円	18,174,000千円
3	固定資産税（土地）（現年度課税）調定額	9,580,137千円	10,026,000千円
4	固定資産税（家屋）（現年度課税）調定額	6,846,669千円	7,042,000千円
5	固定資産税（償却資産）（現年度課税）調定額	2,103,614千円	2,101,000千円

施策 39 納税しやすい環境の整備と安定した税収の確保

目的 納税環境の利便性向上と、適正な収納管理により市税等の収入を確保します。

POINT / 納付方法のDX*と市民に寄り添った相談体制の推進

主な課題

- 1 デジタル化*の進展に対応した税務行政が求められています。
- 2 少子化、高齢化による生産年齢人口の減少等により、今後は市税等の大幅な増加は見込めないため、安定した財源の確保が重要となります。
- 3 市の公債権や私債権の未収金増加への対応が必要となっています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、納期内の納付を行います。
- 市民は、市の財政状況に関心を持ちます。

個別計画

主要

—

関連

—

基本事業

- 1 **市税の適正な収納管理**
 - 納税者の利便性を向上させるため、キャッシュレス納付の推進等、税務行政のデジタル化に取り組みます。
- 2 **市税や国民健康保険料等の収入確保**
 - 自主財源を安定的に確保するため、市税等の納期内納付を推進します。
 - 生活環境を考慮した納付相談や納付計画のサポート等を行います。
 - 未納者に対しては、文書や電話・訪問による督促・催告により自主納付を促します。
 - 担税力・納付資力があるにもかかわらず納付交渉に応じない滞納者に対しては、負担の公平性の観点から適正・速やかに滞納処分を実施します。
- 3 **市内債権の適正管理**
 - 市の公債権や私債権の未収金額圧縮を図るため、回収手法の整備に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	キャッシュレス納付比率 (口座振替含む)	55.0%	65.0%
2	市税収入率 (現年分)	99.6%	99.6%
3	市の債権に関する課題に対し解決に至った件数	12件	15件



施策39 納税しやすい環境の整備と安定した税収の確保

政策9



危機管理



あらゆる危機に備え、 人々の安全な暮らしを守ります

政策の取組方針

市民の安全な暮らしを守るため、市民・地域や事業所と連携して災害に備え、防災・減災対策を進めます。誰もが地域で安心して生活や経済活動ができるよう地域の防犯活動を強化するとともに、特に立川駅周辺の市民や来街者などの安心感を高める取組を進めます。同時に、信頼される行政運営を継続するため、市職員のコンプライアンス※や適正な事務の執行を強化し、市民の安心な暮らしにつなげます。

施策

- | | |
|----|-------------------|
| 40 | 危機管理体制の充実と防犯対策の推進 |
| 41 | 防災体制の充実 |
| 42 | コンプライアンスの推進 |

目的

新たな危機事象などに迅速に対応できる危機管理体制を構築するとともに、誰もが安全・安心に過ごせるよう地域の防犯力を高めます。

POINT / 危機事象への迅速な対応ができる危機管理体制の強化

主な課題

- 1 新たな危機事象や想定を上回る危機事象にも迅速に対応できるよう計画やマニュアル等の定期的な見直しによる危機管理体制の充実が求められています。
- 2 立川駅周辺の安全・安心の推進については、依然として解決されていない課題があることから、引き続き改善が求められています。
- 3 自治会等による地域防犯活動を支援し、身近な地域における犯罪抑止と防犯対策を推進することが求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、地域防犯活動を行い身近な地域における防犯対策を推進します。
- 団体・事業者は、立川駅周辺のパトロールや啓発活動を実施し立川駅周辺の体感治安の向上に努めます。

個別計画

主要

- 危機事態対応計画

関連

- 立川市地域防災計画
- 立川市空家等対策計画

基本事業

- 1 危機管理体制の充実
 - 災害や大規模事故、感染症など市民の生命・身体・財産に支障をきたす危機事象に対し、発生時や発生のおそれがある場合に組織的に対応し、被害の最小化を目指します。
 - 平常時より、危機事象への迅速な対応ができる危機管理体制を全庁的に推進し、新たな危機に備えます。
- 2 防犯対策の推進
 - 警察との相互協力を軸にすえながら、地域団体、事業者等と連携してパトロールを実施し、立川駅周辺の体感治安の向上に取り組みます。
 - 特殊詐欺被害の発生や被害拡大を防ぐため、警察と連携し、被害の未然防止・拡大防止に努めます。
 - 地域で取り組む防犯活動を支援し、身近な地域における犯罪抑止と防犯対策を推進します。
 - 自治会等が設置する防犯カメラの整備費用等を補助することで地域の防犯力を高めます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	危機管理個別対応マニュアル見直し率	—	100%
2	立川駅周辺地域の安全・安心が確保されていると感じている市民の割合	80.0%	85.0%以上



施策 41

防災体制の充実

目的

市民や地域、事業者と行政が連携・協働して、防災・減災の活動に取り組みます。

POINT

市民の防災行動力・防災意識の向上と防災関係機関と連携した防災体制の確立

主な課題

- 1 日本各地で大規模な自然災害が相次いでおり、防災体制の一層の強化が求められています。また、市民のライフスタイルの変化や居住実態に応じた防災・減災対策を講じていく必要があります。
- 2 災害による被害を軽減するため、家庭や地域における防災力を向上させていくことが求められています。また、災害復旧・復興にあたっては、被災者の生活環境の確保と早期に日常生活を回復する必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、行政と協働・連携して地域の防災・減災対策に取り組みます。
- 市民・団体・事業者は、行政と協働・連携して災害後の市民生活の再建、安定、地域の復旧・復興に取り組みます。
- 市民は、自ら災害に備える手段を講じて、自己の安全の確保に努めます。

個別計画

主要

- 立川市地域防災計画

関連

- 立川市耐震改修促進計画

基本事業

- 1 防災意識の向上と減災対策の推進
 - 市民や事業者の防災意識の向上により、発災時の被害を最小限にとどめます。
 - 消防団が災害時に迅速かつ有効な活動ができる状態を常に確保します。
 - 市や交通機関、駅前事業者等で体制を構築し、帰宅困難者の一時滞在施設への誘導・受け入れ等に対応できる状態にします。
- 2 自助・共助の取組の推進による地域防災力の向上
 - 市民の防災行動力・防災意識の向上と防災機関の協力体制を確立します。市職員に対しては、災害時における役割の認識と初動対応の習熟を目指します。
 - 市民防災組織の結成促進と活動支援を通して、市民の共助の意識を高め、より多くの市民が災害時に適切に行動できるよう支援します。
 - 避難所運営組織が地域における支援者とともに、各一次避難所で自立した運営ができるよう支援します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	防災対策を行っている市民の割合	72.7%	80.0%
2	総合防災訓練及び地域防災訓練の参加者数	4,348人	8,000人



目的

コンプライアンス*の推進により、適正な事務の執行体制を強化します。

POINT

職員が安心して働ける環境づくりの推進による市民サービスの向上と信頼の確保

主な課題

- 単に法令等を遵守するだけでなく、市民ニーズや社会的要請に的確に応えていくため、職員が自律的に行動できるようにすることが必要です。
- 社会課題の多様化や行政サービスの複雑化が進む中、事務ミス等のリスクの発生や影響をできる限り低減するしくみを構築することが必要です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、コンプライアンス推進の必要性について理解を進めます。

個別計画

主要

—

関連

—

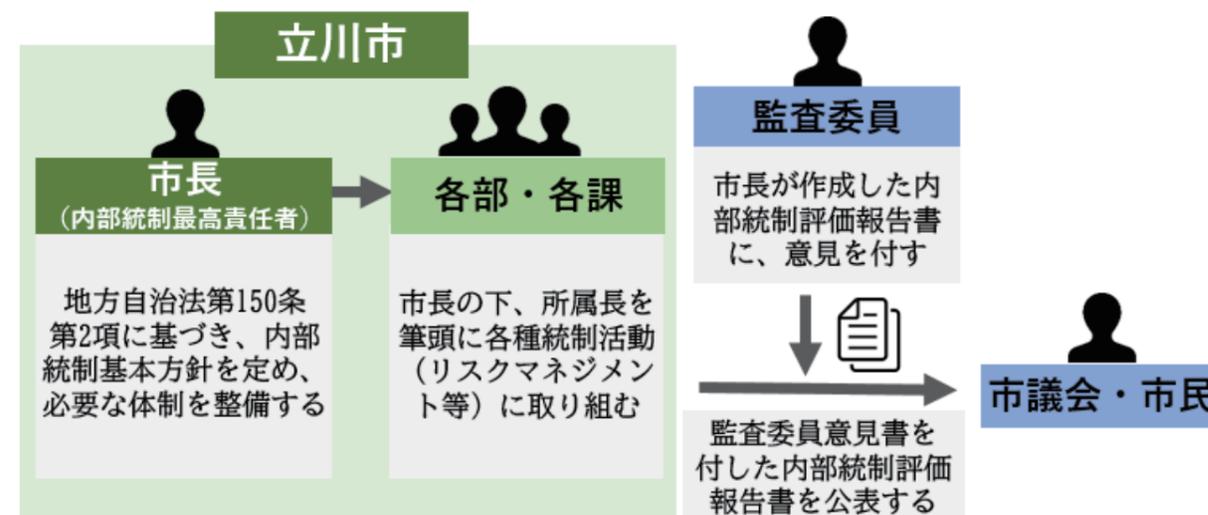


基本事業

- コンプライアンスの推進**
 - コンプライアンスに関する各種取組を進めることにより、コンプライアンスの本旨を職員一人ひとりが理解し、行動できる環境を整えます。
- 内部統制制度*による適正な事務の確保**
 - リスクマネジメント*に関する取組を強化することで、立川市版内部統制制度を構築・運用し、適正な事務執行を確保します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
1	懲戒処分者数	6 件	0 件
2	内部統制制度におけるリスク発生件数	—	80 件

内部統制制度のイメージ



政策 10



文化・スポーツ



文化や学び、スポーツの機会を充実させ、 まちの魅力を高めます

政策の取組方針

市民の文化芸術活動やスポーツ、生涯学習など、地域に根ざした活動や幅広い学びを支援するとともに官民連携による文化芸術活動やプロスポーツ団体等との連携を推進し、文化の香り高いまちづくりを進めます。地域の伝統的文化については、先人の英知が活かされた本市の魅力として後世に引き継いでいきます。

施 策

- | | |
|----|--------------|
| 43 | 文化芸術の振興 |
| 44 | 生涯学習社会の実現 |
| 45 | 図書館サービスの展開 |
| 46 | 立川のまち・くらしの記録 |
| 47 | スポーツの推進 |

目的

だれもが身近に文化芸術に触れることができる、多様な文化芸術活動を支援します。

POINT / 立川のまちに息づいている文化芸術のさらなる支援

主な課題

- 1 文化芸術は人々が社会的・精神的に豊かな生活を送るための基盤ともいえるため、誰もが良質で多様な文化芸術に触れる場や機会の充実が求められています。
- 2 地域の文化芸術の振興を進めていくうえで、地域の文化芸術活動が活発に行われるように環境を整備し、その人材育成支援と活躍の場を創出するための支援体制の構築が課題となっています。

市民・団体・事業者との協力

- 団体・事業者は、文化芸術活動を支援し、機会の提供と情報発信に努めます。
- 市民は、文化芸術活動に積極的に参加し、心豊かに生活します。
- 市民は、地域の文化に関心を持ち、その振興に努めます。

個別計画

- 立川市第5次文化振興計画

主要

関連

基本事業

1 文化芸術に触れる機会の充実

- 「まち全体が美術館」構想を推進するとともに、様々な形で活動している文化芸術団体の連携により、文化芸術を身近に感じられるまちを目指します。
- ファーレ立川アート鑑賞教室や小中学校訪問事業をはじめとする芸術鑑賞事業、ワークショップ等により、子どもの感性を育てます。

2 文化芸術活動の発信・支援

- 地域文化振興財団と連携して、地域での文化芸術活動を支援する体制の構築に取り組みます。
- 立川いったい音楽まつりや市民文化祭、伝統的文化等の自主的な文化芸術活動を支援します。
- たましん RISURU ホール（市民会館）について、文化性の高いパフォーマンスを提供し鑑賞できる場を目指します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
1	日頃から文化芸術に触れる機会がある市民の割合	50.3%	53.0%
2	文化芸術活動を行う市民団体との共催数	15 事業	18 事業



目的

生涯にわたり自分の意志で学ぶことができるよう、必要な場所や情報を提供し、地域において学び合いのネットワークを築きます。

POINT / 生涯学習社会の実現のための学び合いができる場の提供

主な課題

- 1 年齢や障害等の有無に関わらず、誰もがいつでも学習情報を享受できる環境整備が求められています。
- 2 学び直し、キャリア形成、地域の交流促進・課題解決等が生涯学習に求められている中で、多様化する学習ニーズに対応できる場と機会の提供が求められています。
- 3 学習の場を必要とする市民が施設を利用する際に、利用しやすい予約システムの提供が求められています。また、講座の受講や申込等も含めて、デジタル技術の活用が求められています。
- 4 生涯学習に対するニーズの多様化と少子高齢化の進展の中で、これまでの生涯学習の担い手不足が顕在化しており、担い手を増やしていく取組が求められています。
- 5 文化財の経年劣化に対応した適切な保存・管理のほか、所有者の相続等に伴う散逸を防ぐための対応が課題となっています。また、歴史民俗資料館の所蔵資料について、今後の保管・活用が課題となっています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、学習の場や学習の機会を通じて多様な交流に取り組みます。
- 市民・団体は、学習活動に主体的に参加し、学習の成果を地域社会に還元できるように取り組みます。

個別計画

- 主要
- 立川市第7次生涯学習推進計画

関連

—



国宝「六面石幢」

基本事業

- 1 生涯学習施策の推進
 - 生涯学習推進審議会を定期的に開催し、生涯学習の推進に係る調査や審議をするとともに、計画の進捗状況の点検評価を行います。
 - 施設予約システムの申込や支払いの手続きを簡素化した施設予約システムの運用により、施設利用の利便性を向上させるとともに様々な媒体を活用し情報提供を行います。
 - 地域住民団体による学習等供用施設の自主的な管理運営により、地域住民の生涯学習活動の振興、地域コミュニティ意識の醸成等に取り組みます。
- 2 市民の自主的な学習活動支援や生涯学習情報の提供
 - 社会教育活動を行う団体に対して、生涯学習施設の利用を案内するとともに、活動に関心のある市民活動を広く紹介し関心を持つ市民等と結びつけるなどの支援を行います。
 - 生涯学習や文化、スポーツなど様々な分野で専門知識や技術を持っている市民を登録し、団体等の要望に応じて指導者として紹介をします。
 - 学社一体の観点から、学校ボランティア等の制度を活用し、市内小中学校を支援します。
- 3 連携・協働による学習機会の提供
 - 市民目線での生涯学習社会の実現のため、たちかわ市民交流大学市民推進委員会が行う市民企画講座等の運営を支援します。
 - 庁内横断的な連携・調整のもと行政企画型講座を推進します。
- 4 学習の場と機会の提供
 - 地域学習館においては、地域の課題解決の取組に必要な情報提供を行うなど、地域の課題解決のための支援を強化します。
 - 市民が快適に利用できる地域学習館の環境整備を進めます。
 - 利用者のニーズを踏まえたデジタル技術を活用した講座の開催に取り組みます。
- 5 文化財の継承
 - 文化財を適切に保存・保護し、維持管理に対する助言や支援を行い、次の世代に継承します。
 - 学校等との連携により、子どもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を確保し、伝統文化の継承に取り組みます。
 - 歴史民俗資料館や古民家園において、郷土の歴史や文化についての理解を深める展示や講座、体験学習等を行います。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	月に1回以上学習活動を行っている割合	35.4%	50.0%
2	社会教育関係団体登録者数	1,137団体	1,137団体
3	市民交流大学講座受講者数	63,947人	63,947人
4	地域学習館利用者数	227,216人	273,698人
5	歴史民俗資料館来館者数	5,031人	5,326人

目的

読書や学びの場を確保し、必要な資料や情報を提供することで、市民の豊かな心の育成や課題解決の支援に取り組みます。

POINT / 図書館9館と電子図書館による読書と学びの場の確保

主な課題

- 1 電子図書館運営における学校連携・民間連携事業の安定した運用が求められています。
- 2 子どもの読書量や図書館利用の減少への対応、中高生世代への図書館利用のアプローチが求められています。
- 3 地域資料（行政資料を含む）の網羅的な収集と、デジタル化*を含めた体系的な整理・保存のあり方について工夫が求められています。
- 4 施設の老朽化対策のほか、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化といった社会的ニーズへの対応が必要です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、読書習慣を身につけ、多様な価値観や自発的に調べ学ぶ意識を醸成します。
- 団体は、行政とスキルアップ等担い手の育成支援に取り組むほか、定期的に連絡会を開催し、情報交換に努めます。

個別計画

- 主要
- 立川市第4次図書館基本計画
 - 立川市第5次子ども読書活動推進計画
- 関連
-



基本事業

- 1 図書館サービスの充実
 - 市民の知的好奇心を満たし、市民生活に関する様々な情報を提供するため、資料の収集・整理・保存を進めるとともに、電子や音声、視聴覚資料等、様々な媒体によるサービスの充実に取り組みます。
 - 図書館（電子含む）における図書資料の貸出、閲覧等の利用促進と、本や読書の魅力を伝える行事等の開催や情報発信に取り組みます。
 - 中央図書館による統括のもと、8館の地区図書館による身近な読書環境を確保します。
- 2 子どもの読書環境の充実
 - 図書館として子どもの読書活動の推進と、読書環境の整備に取り組みます。
 - 家庭や地域で読書しやすい環境の整備のため、関係機関・部署との連携強化を進めます。
 - 市内学校図書館との連携により、児童・生徒が読書に取り組める環境整備を進めます。
- 3 情報収集と課題解決支援の充実
 - 地域・行政資料の計画的な収集・保存を進めます。
 - レファレンスサービス・相談サービスの充実とともに、図書館職員の資質の向上を進め、専門性の高い職員の育成を推進します。
 - 障害の有無に関わらず、誰もが読書を楽しめる環境整備を推進します。
- 4 図書館施設・機能の充実
 - 図書館施設利用者が安全・安心で快適に利用できるよう、施設の適正な維持管理を行います。
 - 図書館情報管理システムの安定運用と、時代のニーズや市民の利便性向上の視点を取り入れたサービスの充実に取り組みます。
 - 読書活動や調査研究活動を通じて、多様な価値観の醸成や課題解決等の支援につながる生涯学習拠点としての図書館機能の強化に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	貸出総数	1,478,098冊	1,478,000冊以上
2	児童図書の貸出総数	566,936冊	567,000冊以上
3	レファレンス処理件数	2,920件	3,066件
4	図書館資料を借りた延べ利用者数	566,556人	567,000人以上

目的

まち・くらしの記録の整理により、まちの歴史や出来事を後世に継承します。

POINT / 立川のまちの歴史のわかりやすい継承

主な課題

- 1 前回の立川市史編さんから 50 年以上が経過し、その間の出来事や新たに明らかになった事柄を記録した新たな立川市史の編さんが必要となっています。
- 2 市史編さん事業における新たな資料について、今後の保管・活用が課題となっています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体は、伝統的文化を大切に保存し、守っていく意識を継承します。
- 市民は、立川の歴史や地域の文化に関心を持ち、まちの変遷についての理解を深めます。

個別計画

主要	—
関連	● 立川市第5次文化振興計画

基本事業

1 市史の編さん

- 歴史的な資料を整理し記録するとともに、立川市の歴史や文化、まちやくらしの移り変わりをわかりやすく市民に伝えるため、『新編立川市史』の編さんを進めます。
- 市史編さんにより集まった新たな資料を適正に保存・管理し、公開・活用するための施設のあり方や体制、方法についての検討を進めます。
- 市史編さん事業の過程で判明した本市の歴史の変遷について、調査・研究に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
1	新編立川市史刊行数	16 点	25 点



目的

「する」「みる」「ささえる」を誰もが楽しみながら実践し、新たな価値につながるスポーツを推進します。

POINT

「楽しさ」や「喜び」を感じ、多様な人々と互いにつながりながら、ワクワクするスポーツ活動機会を創出

主な課題

- 1 高齢化率が年々高まり、健康で日常生活が制限されることなく生活できる期間を伸ばしていくため、スポーツの役割が期待されています。そのため、年齢や性別、障害等の有無に関わらず、全ての人がスポーツに取り組める機会の創出が求められています。
- 2 立川市をホームタウンとするプロスポーツチームとの連携や、多くのボランティアが参加する立川シティハーフマラソン等、「する」「みる」「ささえる」を具現化する様々な取組があり、スポーツが文化として定着する持続的な取組が求められています。
- 3 スポーツを日常的に楽しむための指導者の育成や、中学校部活動の地域連携・地域移行への対応等、ハードとソフト両面の環境整備が求められています。
- 4 スポーツ施設は、多くの施設で老朽化が進んでいるため、安全かつ安定的に利用できる施設環境整備を計画的に実施していく必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 団体・事業者は、スポーツを通して市民と交流し、相互に理解を深めながら互いにつながります。
- 市民は、スポーツに楽しみながら主体的に取り組み、心身の健康づくりに努めます。
- 市民は、プロスポーツチームを観戦する機会や、スポーツをささえる活動等を通じて、スポーツに親しみます。

個別計画

- 立川市第3次スポーツ推進計画

主要

関連



地域とプロスポーツがつながる、プロスポーツ連絡会



親子でゴール！

基本事業

- 1 誰もがスポーツを楽しむ機会の創出
 - 勝敗や記録を競うものだけでなく、余暇時間や仕事時間等を問わず楽しみながら健康につながるスポーツ活動の普及・啓発を推進します。
 - 年齢や性別、障害の有無に関わらず、誰もが楽しみながらスポーツに取り組めるよう、スポーツ協会やスポーツ推進委員等と連携してスポーツを楽しむ機会の創出に取り組みます。
- 2 交流と連携によるスポーツ文化の形成
 - 市内の多岐にわたる関係団体との連携関係や、これまで築き上げてきた市が有するスポーツ資源を未来に引き継ぐためのしくみづくりに取り組みます。
 - 立川をホームタウンとするトップチームとの連携や、立川シティハーフマラソン大会等を通じて、多様な交流機会を創出し、スポーツを通じたシビックプライド[※]の醸成に取り組みます。
- 3 スポーツ環境の充実
 - 多様化するスポーツニーズをとらえ、より多くの市民がスポーツを楽しむことができるスポーツ施設の有効活用・利用促進に取り組みます。
 - 市内の各スポーツ団体や地域の多様な人材がスポーツを通じて地域に貢献し、活躍できる環境づくりに取り組みます。
- 4 スポーツ施設の整備・マネジメント
 - スポーツ施設の今後のあり方や方向性を示した「体育施設のあり方」に基づき、安全で使いやすいスポーツ施設の整備に取り組みます。
 - スポーツ施設の老朽化を見据え、施設の適正規模や配置、機能の集約化等の課題について多角的に検討するとともに、市民のスポーツニーズに応じたスポーツ施設環境の向上に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	週1回以上スポーツを行っている市民の割合	53.2%	60.0%
2	プロスポーツチームやスポーツ関係団体等との連携事業数	54事業	65事業
3	市スポーツ施設利用者数（屋内／屋外）	811,603人	1,000,000人
4	スポーツ施設の中長期的な維持管理・整備計画の策定施設数	—	26施設

政策 11



総合戦略



計画的かつ社会潮流に応じた政策を 戦略的に進めます

政策の取組方針

社会潮流の変化に対応した政策を機動的に展開しつつ、将来にわたって健全で持続可能な行財政運営を効果的に進めます。また、国や自治体との広域的な連携、さらには市民・事業者との連携・協働、立川の魅力の積極的な発信、多様な主体が活躍できる環境を整えることにより、にぎわいと住み良さを兼ね備えた選ばれるまちづくりを進めます。

施策

- | | |
|----|-----------------|
| 48 | 総合戦略の推進 |
| 49 | 行財政改革の推進 |
| 50 | 持続可能な財政運営の推進 |
| 51 | 適正な公共調達の実現 |
| 52 | 市政情報とまちの魅力の発信 |
| 53 | 公共施設マネジメントの推進 |
| 54 | 男女平等参画社会・多様性の推進 |

施策 48

総合戦略の推進

目的

市の総合的な政策をPDCAサイクルや社会潮流に応じて企画・調整するとともに、官民連携、自治体連携、国との連携を拡充し、効果的な施策を推進します。

POINT / 未来を切り拓く 官民連携・広域連携の深化

主な課題

- 1 変動性、不確定定、複雑性が増す行政課題について、適宜、国や東京都、関連自治体のほか、庁内調整を進めるとともに、機動的に組織体制を構築しながら、効率的・効果的に政策を推進する必要があります。
- 2 第5次長期総合計画に掲げた施策を確実に推進することが求められています。そのために、行政評価を活用したPDCAサイクルによる効果的な行政運営が必要です。
- 3 自治体の広域的な連携事業の具体化をより積極的に進めるほか、民間事業者との効果的な連携を拡大していく必要があります。
- 4 市民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決や行政の透明性・信頼の向上のため、積極的なオープンデータの公開が求められています。
- 5 市民の安心なくらしのため、市内に所在する米軍横田基地や立川飛行場に起因する諸問題への対応が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、行政と積極的に連携し、まちづくりに参画します。
- 市民・団体・事業者は、立川市の資源を次の世代に発展的に引き継ぐための行動と選択を継続します。

個別計画

- 主要
- 立川市第3次総合戦略
 - 立川市第2次国土強靱化地域計画
- 関連
-



基本事業

- 1 **総合調整及び社会潮流に応じた政策の推進**
 - 社会潮流と国や東京都の動向を踏まえ、庁内調整や効果的な組織編成を行い、重要施策を推進します。
- 2 **基本計画の推進と自治体戦略の展開**
 - 第5次長期総合計画を確実に推進するため、PDCAサイクルに基づく評価、見直しを効果的に行い、計画的かつSDGsの視点から施策を展開します。
 - 人口戦略としての少子化問題については、庁内横断的に検討を進め、国や東京都、周辺自治体、民間事業者と連携して取り組みます。
- 3 **官民連携、自治体連携の強化**
 - 立川市周辺9市を始め、広域的な自治体連携により、効果的な施策を展開し、持続可能な圏域を構築するとともに、民間事業者等との包括連携を拡充し、協定、連携事業を進めます。
 - 市の施策に資する民間提案による連携事業を積極的に進めます。
- 4 **適切な統計情報の収集・整理・発信**
 - EBPM※（証拠に基づく政策立案）の推進のため、国や東京都の統計情報を収集するほか、市のオープンデータを適切に公開します。
- 5 **基地に起因する諸問題の解消**
 - 基地に起因する課題に対し、国や東京都、周辺自治体とより緊密に連携し、関係機関に要請を行い、市民の安全な生活環境の確保に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	庁議協議件数	79件	94件
2	基本計画の指標の進捗率（各施策目標到達率が80%を超えた施策の割合）	75.7%	90.0%
3	官民連携・自治体連携事業数	330件	495件
4	オープンデータ掲載数	255項目	382項目
5	基地等に関する苦情件数	59件	59件

施策 49

行財政改革の推進

目的

限られた経営資源を効率的・効果的に活用することで、市民サービスの向上や持続可能な行政運営につなげます。

POINT / 市民サービス向上のための新たな技術や手法の有効な活用

主な課題

- 1 多様化する市民ニーズや時代の変化に対応するため、組織の活性化や機能強化、施策横断的な課題の解決が求められています。
- 2 限られた経営資源を有効に活用しつつ、市として提供すべき適切なサービス水準や手法の検討を進める必要があります。
- 3 市民の利便性向上と業務の効率化を同時に実現し、質の高い市民サービスの持続的な提供につなげるため、デジタル技術の活用やサービスデザインの視点に立った業務の見直し、しくみの再構築を進める必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、行財政運営の課題を自分事として捉え、関心を持ちます。
- 市民・団体・事業者は、相互の連携・協働により、行財政改革を進める必要があることの理解を進めます。
- 団体・事業者は、関係市民のデジタルデバインド*の解消に努めます。
- 市民は、行政のDX*推進について関心を持ち、取組に対する正しい評価に努めます。

個別計画

- 立川市第3次行政経営計画
- 立川市DX推進計画

主要

関連



基本事業

- 1 **重要事項の計画的な推進**
 - 市長公約をはじめとした市民の期待の高い政策の実現や、施策横断的な課題の解決等の重要事項について、庁内外の関係機関との総合調整や各課業務の伴走支援等を行います。
 - 重要事項を適切に進捗管理し、計画的に推進します。
- 2 **サービス水準と提供手法の適正化に向けた事業の再構築**
 - 行政評価等を活用し、事業を取り巻く状況の変化を踏まえ、適切なサービス水準や最適なサービス提供手法への見直しを推進します。
 - 指定管理者制度の推進や民間事業者等の活用により、適切なサービス提供の取組を進めます。
- 3 **DXの推進による市民サービス向上と業務効率化の推進**
 - 行政手続のオンライン化を推進するとともに、デジタル技術を活用した「新たな窓口」への転換を進め、利用者の負担を減らす等、市民サービス向上の取組を進めます。
 - 継続的にBPR*に取り組み、RPA*や生成AI*等のデジタル技術を有効に利活用しながら業務の効率化を進めます。
 - デジタル技術の活用を進める一方で、デジタルデバインドの解消に向けた取組を進めます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	重要事項の進行計画に基づく進捗率	—	進行計画通りに進んでいるものの割合が80.0%以上
2	第3次行政経営計画における達成した成果指標の割合	—	100%
3	行政手続のオンライン化率	3.4%	100%



施策 50

持続可能な財政運営の推進

目的

中長期的な視点に基づき、一般財源の規模に見合った、弾力的で均衡の取れた財政運営を推進します。

POINT / 社会情勢の変化等にも対応できる持続可能な財政運営

主な課題

- 1 社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化等に対応していくためには、これまで以上に施策の選択と集中を進め、効率的で実効性の高い事業への転換・再構築を行っていく必要があります。
- 2 行財政運営に対して市民等の理解・協力を得るためには、財政状況を正しく伝えていく必要があります。
- 3 将来の財政リスクに備えて、健全な財政運営を維持するための財源を確保しておく必要があります。
- 4 公共施設の再編等に多額の費用がかかる見込みとなっていることから、公債費負担を考慮しつつ財政収支の均衡を保つ必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、市の財政状況への理解を深め関心を持ちます。

個別計画

主要	—
関連	● 立川市第3次行政経営計画



基本事業

- 1 効果的な予算編成及び適切な執行管理
 - 健全な財政基盤を確立し、将来世代に継承するため、第3次行政経営計画に則った予算編成を行い、適切に執行していきます。
- 2 財政状況への理解の促進
 - 財政データ集とやさしい財政白書の発行と広報たちかわと市ホームページでの財政状況の公表を通じて、市の財政状況をわかりやすく説明していきます。
 - 国が示す統一的な基準による財務書類を作成して公表します。
- 3 計画的な財政運営
 - 計画的な財政運営を進めることにより、将来のリスクに備えた財源（基金残高）を着実に確保していきます。
- 4 計画的な資金調達
 - 公共施設の建設事業等、多額の費用を必要とする事業について、市債を活用することにより年度間負担の平準化に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	経常収支比率	85.1%	90.0%以下
2	市ホームページにおける財政データの公表件数	13項目	13項目
3	財政調整基金残高	119億5千万円	標準財政規模の10%以上
4	実質公債費比率	2.7%	5.5%以下



5 立川さんちの家計簿
立川市の令和4年度決算を1万分の1の規模にして、1つの家庭の家計簿に例えてみました。

収入		支出	
貯蓄積立	334.8万円	生活費(人件費)	108.6万円
借入金・ローン借入	573.0万円	学費・医療費等(扶養費)	282.1万円
給与(市税)	415.8万円	借金の返済(返済費)	28.3万円
アルバイト収入(借入金・返済金)	116.6万円	自宅などの大規模な修繕(設備的修繕)	145.0万円
株の配当金等(借入金返済金)	72.6万円	消費品等(物件費)	152.3万円
賞与(国庫・基金)	338.3万円	自宅などの修繕や修繕(修繕費)	8.1万円
雑収入	943.3万円	自治会費等(雑費)	104.7万円
借入金(借入)	54.9万円	仕送り(借入金)	62.2万円
合計	998.2万円	貯蓄等(借入金・返済金)	42.5万円
		合計	933.8万円

目的

競争性・公正性・透明性が確保された契約事務により、公共調達の適正化に取り組めます。

POINT / 公正な競争と最適調達の確保

主な課題

- 1 事業者の負担軽減や業務の効率化・ペーパーレス化等のために電子契約の導入を進めていく必要があります。
- 2 公契約※において、競争性・公正性・透明性に留意しながら、地域に貢献している市内事業者の受注機会の確保や公共事業に従事する労働者等の適正な労働環境の整備が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 団体・事業者は、公契約において法令等を遵守し、公正で自由な競争に努めるとともに、業務品質の向上と労働者等の適正な労働環境の確保に取り組めます。
- 市民は、公共調達が適正に行われているか関心を持ちます。

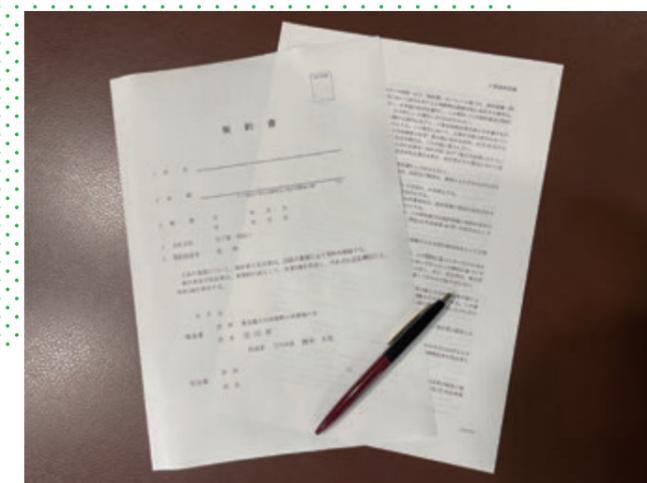
個別計画

主要	—
関連	—

基本事業

- 1 契約制度の適切かつ効率的な運用
 - 電子による条件付き一般競争入札を原則に、法令等に則った手続きで、競争性・公正性・透明性を確保するとともに、効率的な契約事務を執行します。
- 2 契約制度の継続的な改善
 - 公契約条例の制定に併せて見直した入札・契約制度で、公契約における市内事業者の受注確保や労働者等の適正な労働環境の整備に取り組めます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	電子契約による契約の割合	0%	50.0%以上
2	総合評価落札方式による入札の割合 (工事)	0%	5.0%以上



施策 52

市政情報とまちの魅力の発信

目的

市政に関する情報やまちの魅力を発信し、市民や団体等と共有を行うことで、まちの価値を高めます。

POINT / たちかわをまるごと発信

主な課題

- 1 市民や団体等が、市政情報を必要とするタイミングで取得できるようにするため、多様な媒体を通じたわかりやすい情報発信が求められています。また、多くの市民の「声」を聴き、市政に反映することを通じて市政に参画できる場を継続して確保していくことが必要です。
- 2 人口減少社会において、今後とも行財政力を維持するためには立川市に住みたい・住み続けたい人を増やすとともに、立川市に対し貢献したい人を増やす取組に力を入れる必要があります。
- 3 市民に寄り添った市政運営を行うために、市長が市民等の声を聴き、市長の思いを伝えることが必要です。理事者が効果的・効率的に公務を行えるようスケジュールの調整等を行う必要があります。また、市長に関する情報の発信が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、広報紙やホームページ、SNS等を通じて、市政に関する情報の収集に努めます。
- 市民・団体・事業者は、立川市の魅力発信する担い手として協力します。
- 市民・団体・事業者は、広聴制度を通じて市政に関する提案や意見表明を行います。

個別計画

主要	—
関連	—

基本事業

- 1 市政情報の効果的な発信と共有
 - 広報紙やホームページ、SNSといった市の持つ媒体をそれぞれの特性に応じて効果的に活用することによって、市政情報を必要とする方に適切に発信します。
 - 市政に対する意見や提案について、広聴制度を通じて広く把握し、市政に反映していくことで市民が市政に積極的に参画する機会を確保します。
- 2 シビックプライド※の醸成を目的とした情報発信
 - 市政に関する情報のうち、市民からのニーズが高い情報を、手軽に得られるように広報を行います。
 - 市民・団体・事業者から提供された立川市の魅力を様々な手段を用いて発信するしくみを導入します。
 - 立川市の様々な魅力とともに、各界で活躍する立川市にゆかりのある人物や事業者を市民がより身近に感じるために、市ホームページ等で紹介します。
- 3 市長・副市長の円滑な公務の実施と情報発信
 - 市長と副市長が円滑に公務を行えるよう諸調整を行うとともに、市長に関する情報について、ホームページで公務予定や公務日誌を公開します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	SNSのフォロワー数	32,269件	50,000件
2	立川市公式動画チャンネルで公開した動画の視聴数	35,120回	70,000回
3	来客組数及び対外公務出席件数	714件	900件



目的

公共施設の再編と計画的な更新を進めるとともに、市の公有財産を効果的に活用し、効率的な管理を行います。

POINT / 市が保有する土地・建物等の整備や利活用の推進

主な課題

- 1 公共施設の多くは老朽化が進んでおり、安全性や市民サービスの点から、計画的な施設の更新が必要となっています。
- 2 将来的な人口減少が見込まれており、公共施設を人口や人口構造に見合った適切な機能と規模で更新することが必要です。
- 3 昨今の原材料費や人件費の高騰により建設費が大幅に上昇しており、今後も上昇することが予想されているため、適切な対応が求められています。
- 4 公共施設の複合化等により発生した跡地・跡施設や未利用地については、売却や貸付等、財源確保の視点に立った有効活用を検討する必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 団体・事業者は、公有財産の利活用に有効な効率的・効果的な手法を提供します。
- 市民は、「行政サービスの拠点」として期待される公共施設の役割と更新や維持管理にかかる財政負担の双方を理解し、今後の必要性等を検討する場に参加します。

個別計画

主要

- 立川市公共施設等総合管理計画
- 立川市公共施設再編計画
- 立川市公共施設再編個別計画

関連

- 立川市第3次行政経営計画
- 立川市第4次学校教育振興基本計画

基本事業

- 1 持続可能な公共施設の再編
 - 将来の人口動向や市の財政状況等を踏まえて、公共施設に係る課題を整理し、公共施設の再編や更新、保全や管理に関する計画の策定、必要に応じた計画の見直し等に取り組みます。
- 2 公有財産の有効活用
 - 公共施設の再編に伴って生じた跡地や跡施設、市有地の有効利用の基本方針に基づき処分対象となった未利用地について、売却や貸付等の利活用を進めます。
 - 市が保有する不動産を公有財産台帳に登録するとともに、普通財産の管理を行います。
 - 普通財産や一部の行政財産について、適切に貸付（使用許可）を行い、貸付料（使用料）を徴収します。
- 3 公共施設の計画的な更新
 - 前期施設整備計画と前期施設整備計画整備順序方針等に基づき、施設を所管する部署と連携し、施設ごとの整備基本計画の策定や必要に応じた見直し等を行いながら、計画的に更新を進めます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	整備基本計画策定施設数	6施設	8施設
2	売却や貸付によって有効活用できた公有財産（土地・建物）の面積（累計）	—	35,000㎡
3	前期施設整備計画の整備進捗率	51.5%	100%



施策 54

男女平等参画社会・多様性の推進

目的

市民一人ひとりが互いの価値観や人権が尊重され、あらゆる分野に参画できる社会の形成に取り組みます。

POINT / 男女平等参画の推進に向けた情報発信と啓発

主な課題

- 1 男女がともにその個性や能力を発揮し活躍できる社会づくりを推進し、誰もが平等に輝ける社会を築くことが求められています。また、働きやすい社会を作るためには、ワーク・ライフ・バランス*の推進、男性の家事育児への積極的な参加促進が求められています。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、女性の就業や生活への影響、DV相談件数の増加、女性の貧困問題等が可視化され、適切な支援が求められています。
- 3 性の多様性を尊重し、様々な人権を守るための施策展開が求められています。
- 4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、困難な問題を抱える女性への支援に係る取組が求められています。
- 5 暴力の根絶や被害の早期発見・早期対応に向けた体制整備と相談しやすい環境整備が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、男女平等参画に関する意識啓発に努めます。
- 市民・団体・事業者は、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。
- 市民・団体・事業者は、性の多様性を尊重し、様々な人権が守れる社会の実現に努めます。
- 団体は、配偶者等からの暴力防止のために、啓発や支援に協力します。

個別計画

- 立川市第8次男女平等参画推進計画

主要

関連



基本事業

- 1 男女平等参画の推進
 - 家事や子育て、介護等に対する多様な価値観の浸透と意識改革に向けた情報発信・啓発を推進します。
 - ワーク・ライフ・バランスを推進する意識が浸透し、多様な働き方が選択できる社会を目指します。
- 2 性の多様性及び人権尊重の推進
 - 性の多様性への理解や人権の尊重等、多様な生き方を認め合う社会づくりを進めます。
 - 困難な問題を抱える女性への支援に関する情報発信に取り組みます。
- 3 配偶者等からの暴力の防止
 - 女性に対する暴力を根絶し、安全・安心に暮らせる環境をつくるため、意識啓発や情報発信に取り組みます。
 - 配偶者等からの暴力を早期に発見し、迅速に対応することで安全を確保します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	男女平等参画の浸透度	31.6%	50.0%
2	性の多様性に関する認知度	62.0%	80.0%
3	カウンセリング相談件数に占める配偶者等からの暴力に関する相談件数の割合※1	20.7%	10.0%

※1 配偶者等は、内縁者と交際相手を含む。



政策 12



行政運営



効率的・効果的に行政を運営する しくみを整えます

政策の取組方針

市民に、より質の高い行政サービスを提供し続ける体制を整備します。市民に信頼される職員の育成や庁内デジタル環境の整備、公文書の効率的な管理、公共工事・公共サービスの品質の確保、公共施設の適切な維持保全など、適正かつ効率的・効果的な行政運営を進めます。

施 策

- | | |
|----|-----------------------|
| 55 | 職員の育成・確保および働きやすい職場づくり |
| 56 | デジタル環境の整備と維持管理 |
| 57 | 庁舎・公文書管理と例規整備 |
| 58 | 公共調達における品質の確保 |
| 59 | 公共施設の保全 |
| 60 | 公金の適正管理 |

施策 55 職員の育成・確保および働きやすい職場づくり

目的

自律した職員を育成・確保するとともに、職員が力を発揮できる組織風土を形成します。

POINT / 市民サービスの向上に向けた人材育成・確保、職場づくり

主な課題

- 1 複雑化・多様化する行政課題に対応するための職員の能力向上や、職員の能力を最大限に引き出し、やりがい・成長実感を得られ、多様な働き方を受け入れる職場環境づくりが求められています。
- 2 採用環境の変化から技術職をはじめとする人材の確保が困難となっており、より働きやすい魅力ある職場づくりを進めるとともに、効果的な採用試験を実施していく必要があります。
- 3 心身ともに健康で働きやすい職場環境とするため、健康診断受診率が100%となることやラインケア*・セルフケア*の充実が求められています。
- 4 適切な給与支給と職員の保健・元気回復に資する福利厚生事業を実施することが求められます。
- 5 給与決定の原則（職務給の原則、均衡の原則、条例主義）に基づき、職員の給与制度を適正に運用することが求められます。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、研修等を市と連携して取り組みます。

個別計画

- | | |
|----|---|
| 主要 | <ul style="list-style-type: none"> ● 立川市第5次職員人材育成実施計画 ● 立川市第4次特定事業主行動計画 |
| 関連 | — |

基本事業

- 1 職員の成長の支援
 - 各種研修の実施や資格取得助成制度を通じ、職員の能力向上を推進します。
 - OJT支援制度の活用等により、働きやすい職場の雰囲気づくりを進めます。
 - eラーニングや派遣研修を実施し、DX*推進人材の育成と職員のデジタルスキル向上を推進します。
- 2 職員の適正配置
 - 採用試験を実施し、職員定数を充足できるよう、意欲や能力の高い人材を確保します。
 - 時間外勤務の縮減、育児・介護との両立支援等を通じて働き方改革に取り組み、職員が働きやすい魅力ある職場づくりを進めます（ワーク・ライフ・バランス*の推進）。
 - 会計年度任用職員制度を効果的に運用していきます。
- 3 職員の健康維持・増進と職場の安全確保
 - 各健康診断や健康相談を実施し、職員の健康維持・増進に取り組みます。
 - メンタルヘルス対策として、高ストレス者・職場のフォロー体制を構築して職場環境の改善を推進するとともに、職場復帰支援プログラムに基づき再療養とならない復職を支援します。
 - ハラスメントに関する基本方針等に基づいて、ハラスメントの発生しない職場環境づくりに取り組みます。
- 4 職員の生活の安定と福祉の向上
 - 職員の給与を適切に支給します。
 - 東京都市町村職員共済組合に関する手続きを適切に実施します。
 - 職員の保健や元気回復のため、職員の互助会である立川市職員共済会を運営します。
- 5 職員の給与制度の適正な適用
 - 国や東京都の状況等を参考に、職員の給与制度を適切に整備します。
 - 職員の発揮した能力と業績を把握し、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、人事評価を実施します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	全職員数に占める人事評価結果が標準以上の職員数の割合	98.2%	100%
2	時間外勤務の時間数（職員一人あたりの年平均）	13.2時間	11.4時間
3	健康診断・人間ドック受診率	94.1%	100%
4	会員制福利厚生制度を利用した職員の割合	68.0%	100%
5	東京都の給与制度に準拠していない制度数	1制度	0制度

施策 56

デジタル環境の整備と維持管理

目的 庁内のデジタル環境を整備し、安定的に維持管理します。

POINT / 安全で安定的なデジタル環境の整備

主な課題

- DX*の推進に寄与するデジタル環境の整備を進めるとともに、デジタル技術の進展への対応と情報セキュリティの確保が同時に求められています。
- 社会保障・税番号制度に対応しながらシステムを安定的に稼働させるとともに、市民サービスの向上と事務処理の効率化を進めることが求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、デジタル環境整備の必要性について理解を進めます。

個別計画

主要

—

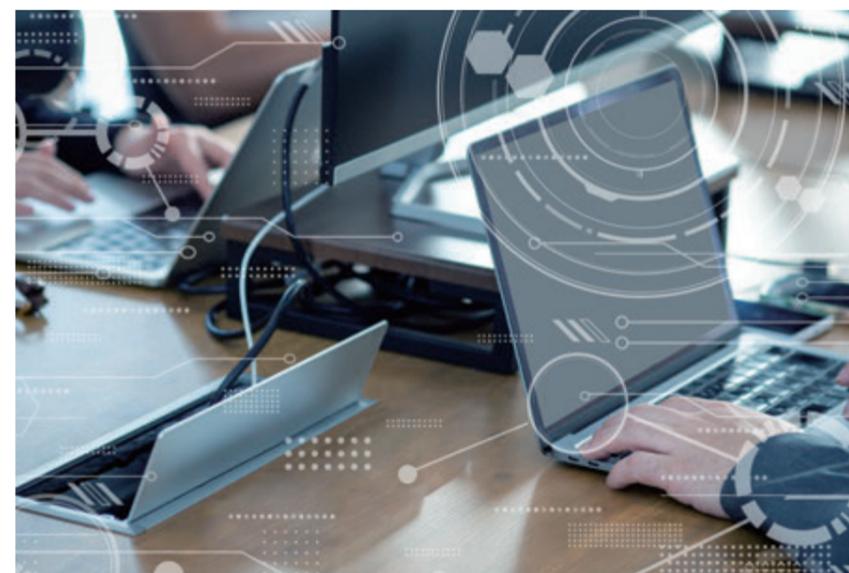
関連

- 立川市DX推進計画

基本事業

- デジタル環境の整備と情報セキュリティの確保**
 - ネットワーク環境の見直しやデジタルツールの活用等により、DXを踏まえた庁内情報基盤の整備を進めるとともに、安定的に稼働させます。
 - デジタル技術の進展に対応しながら情報セキュリティ確保の取組を進めます。
- システムの安定稼働による事務処理の推進**
 - ガバメントクラウド*を活用しながらシステムを安定的に維持管理し、市民サービスの向上と事務処理の効率化を進めます。
 - 社会保障・税番号制度を適切に運用するとともに、マイナンバーカードの利活用を進めます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	庁内情報基盤安定稼働率	100%	100%
2	住民情報システム安定稼働率 (SLA*年間ポイント率)	69.4%	100%



目的

適正な庁舎維持管理・公文書管理を進めるとともに例規の整備を行います。

POINT / 公文書管理・例規整備の適正な実施

主な課題

- 1 庁舎の経年劣化が進む中、維持・保全の考え方を整理するとともに、市職員の執務環境を改善するため、ペーパーレス化・働き方を含め効率的・効果的な庁舎管理を行う必要があります。
- 2 紙媒体の公文書を保存する書庫の収納率がひっ迫し、紙文書の電子化を進める必要があります。
- 3 各課の事務事業に関連する例規類の制定改廃について、法令等に基づき適正に行われる必要があります。
- 4 公文書管理における個人情報の保護を適正に行うとともに、公文書公開等により、公正性・透明性のある市政を推進する必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、公文書公開や行政情報の公開により、市政への理解を深め関心を持ちます。

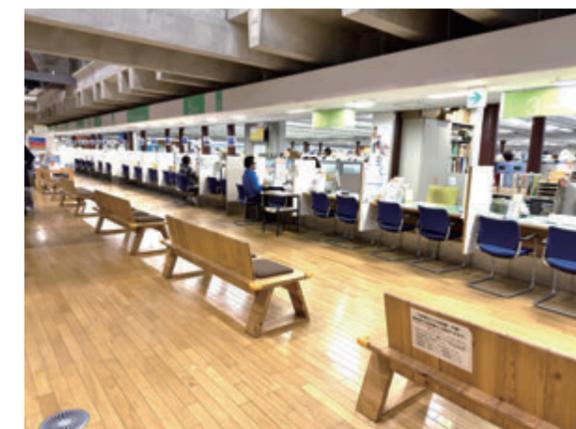
個別計画

主要	—
関連	—

基本事業

- 1 庁舎管理運営
 - 来庁者の利便性を向上させるとともに、市職員の良い執務環境を確保する安全で適正な庁舎維持管理を行います。
- 2 公文書の統括・管理
 - 文書管理システムによる公文書管理や書庫の管理を行うとともに、紙文書の電子化を進めます。
 - 郵便の発送業務や庁内印刷を適切に実施し、複写機等の管理を行います。
- 3 法制執務・争訟事務の実施
 - 例規類の制定改廃について立案や審査を行います。
 - 議案の作成や市議会への送付を行います。
 - 行政不服審査制度の運用や争訟事務を行います。
- 4 公正性・透明性のある市政の推進
 - 立川市情報公開条例に基づく公文書公開や、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報開示等を行います。
 - 市政情報コーナーの運営により、市政情報の提供を行います。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	年間トラブルカード数（統括管理から提出）	41件	41件
2	文書管理システムによる電子決裁率	78.5%	83.0%
3	条例等の制定改廃を適正に処理した割合	100%	100%
4	公文書公開および個人情報開示等の件数	116件/47件	116件/47件



目的

公共調達における品質の確保・向上のため、検査の適正な執行を進めるとともに、公正で透明性の高い入札・契約制度改革を進めます。

POINT / 公共調達の品質確保・向上

主な課題

- 1 土木、建築と設備に関する工事と委託業務の品質の検査を行い適切な評価を行うことが求められています。また、担い手となる職員の指導に課題があることから技術職員の育成が必要です。
- 2 労働者等の適正な労働環境の整備の推進と品質の確保を目指すため、公契約条例を制定する必要があります。また、あわせて物価高騰や人材不足等の社会的課題も鑑みて既存の入札・契約制度の見直しが求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、公共調達に関する理解を深めます。
- 団体・事業者は、行政との意見交換や協力を行います。
- 団体は、行政と研修事業を行います。

個別計画

主要

—

関連

- 立川市第5次職員人材育成実施計画

基本事業

- 1 入札契約制度改革
 - 契約制度の公正性・透明性・競争性を確保したより良い契約手法の見直しに取り組みます。
 - 適正な労働環境や賃金等の確認や、公共工事と公共サービスの品質の確保ができる制度を導入します。
- 2 公共工事等の品質確保
 - 工事若しくは製造その他の請負契約または物品の買入その他の契約について、品質の良いものを調達するために確認・検査・評価を行います。
- 3 技術職員の技術力の向上
 - 技術職員の育成のため、専門機関による研修や庁内研修を行い、専門知識と技術の習得を支援します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	契約制度等検討委員会の会議を経て見直しを行った案件数	1件	3件
2	工事成績評定点の平均	71.1点	75.0点
3	技術職員研修の受講者数(延べ)	111人	150人



品質の確保のため検査します



現場視察で深まる理解

目的 安全・安心に利用できる公共施設の機能の維持を行います。

POINT / 予防保全や緊急的な修繕の実施

主な課題

- 1 各主管課が管理する施設の不具合を把握し、情報を共有することで適切な維持管理を行う必要があります。
- 2 中規模改修工事を含む工事を適切に行い、施設の機能維持に取り組む必要があります。
- 3 老朽化している施設の建替えを行い、安全・安心に利用できる施設の建築を行う必要があります。
- 4 施設内の老朽化している設備の改修を行い、環境に配慮した設備機器の設置を行う必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 団体・事業者は、行政と協力し適切な施設の維持管理を行います。
- 市民は、維持管理された施設の状態を保持できるような丁寧な利用を心がけます。

個別計画

主要

-
- 関連
- 立川市公共施設再編計画
 - 立川市公共施設再編個別計画



基本事業

- 1 **施設の適正な保全と維持管理**
 - 「市有施設日常点検マニュアル」に基づき、主管課が把握した施設の状態を共有することで維持管理に関する予防保全の助言を行います。
 - 台風や集中豪雨等の自然災害に対する事前の注意喚起の実施、事後の被害状況を把握し、突発的な施設の不具合に対応するため緊急修繕を行います。
- 2 **施設の予防保全の実施**
 - 主管課からの依頼に基づき、施設の改修工事を行い、老朽化した施設の機能維持に取り組みます。
- 3 **施設の新築・改修工事**
 - 施設整備順序方針等、各主管課の持つ計画等に基づき、安全・安心に利用できる施設の新築、改修等を行います。
- 4 **設備の機能維持**
 - 主管課からの依頼に基づき、老朽化した設備の改修工事を行うことで機能維持に取り組みます。
 - 環境に配慮した省エネルギーや再エネルギー設備の設置に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	施設チェック表の提出率	100%	100%
2	改修工事等の工事完了件数 (累計)	16件 (H31~R5年度)	25件
3	新築工事等の工事完了件数 (累計)	0件 (H31~R5年度)	3件
4	設備工事等の工事完了件数 (累計)	23件 (H31~R5年度)	45件

目的 公金を適正に管理し、円滑な会計事務を進めます。

POINT 透明性・信頼性の高い会計事務の遂行と、安定的・継続的な運用収益の確保

主な課題

- 1 支払手法の多様化とともに、公金にかかる各種手数料の増加が見込まれ、市民の利便性向上と経費圧縮のため、キャッシュレス化やペーパーレス化が求められています。DX※への対応を進め、効率的で適正に会計事務を執行することが必要です。
- 2 資金需要を踏まえ、安全性を第一とした金融機関への預金や債券の購入による運用収益の確保が求められています。経済状況に応じた確実な運用を行うとともに、長期債券の購入では、社会貢献に通じるESG債※への投資も必要です。

市民・団体・事業者との協力

- 団体・事業者は、法令順守により適正な会計事務処理を行います。
- 市民は、公表された決算書等により会計事務に関心を持ち、正しい評価に努めます。

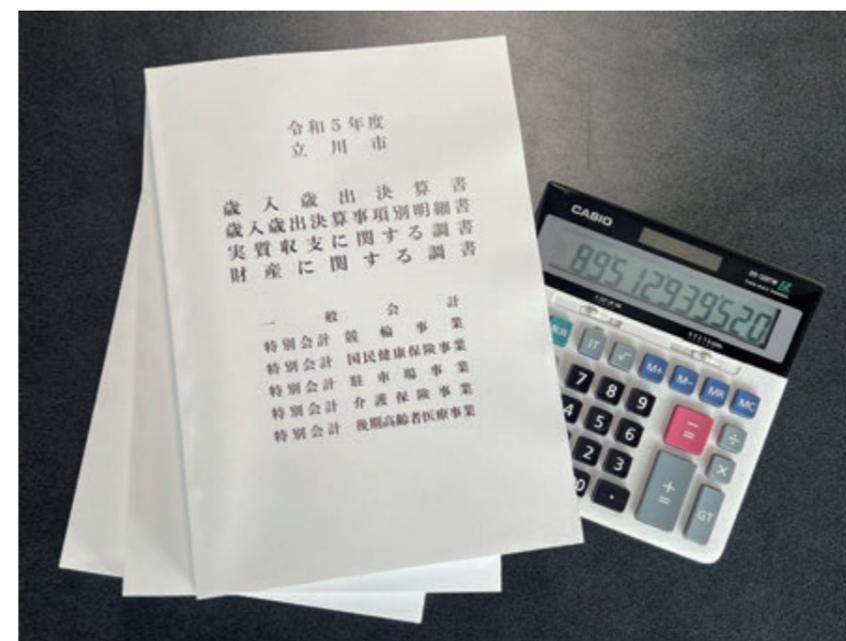
個別計画

主要	—
関連	—

基本事業

- 1 適正な会計事務の推進
 - 地方自治法と地方自治法施行令等に基づき、公金を適正に収入・支出し決算書により公表することで、会計の透明性を確保し信頼性を維持します。
- 2 安全で効果的な歳計現金・基金の保管と運用
 - 歳計現金と基金の安全性を優先し、確実かつ効率的な運用に取り組み、運用利子を確保します。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	適正な会計事務処理率	99.0%	100%
2	運用利子額	5,618千円	80,000千円



政策 13



収益事業



市財政や地域のにぎわい創出に寄与するための 公営競技を効果的に実施します

政策の取組方針

立川競輪場への来場促進など立川競輪の経営戦略に基づいた各種施策を進め、競輪事業の安定化と経営基盤の強化に取り組み、市財政や地域のにぎわい創出に寄与するとともに、地域に愛され貢献する競輪場を目指します。

施 策

61 競輪運営による持続した収益の確保

目的 市財政へ寄与するための公営競技を効果的に実施します。

POINT 魅力ある競輪事業を展開することによる収益の確保

主な課題

- 1 コロナ禍以降は現金決済からキャッシュレス決済への利用が急速に進んだ影響等により、インターネットによる車券売り上げが好調であり、引き続きインターネット等、様々な方で車券売上げを確保する必要があります。
- 2 特別競輪である KEIRIN グランプリは、立川での開催を期待しているお客様も多く収益性も高いため、毎年開催することが求められていますが、現在特別競輪は全国競輪施行者からの公募制となっているため、定期的な開催が難しい状況となっていることが課題です。
- 3 全国の競輪場や場外車券発売所には、収益金の確保のため、市営開催時に車券を発売してもらう必要があります。
- 4 立川競輪場施設改修基本計画に基づき施設の改修工事を行っていますが、引き続き管理エリアを含め計画的に改修を進める必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体は、行政と連携を密にしながら円滑な開催運営に協力をします。
- 事業者は、適法かつ確実な開催運営を行います。

個別計画

主要	—
関連	—

基本事業

- 1 **収益金の確保**
 - 令和6（2024）年度に策定した「立川競輪経営戦略」に基づく各種施策を実施することで収益を確保し、一般会計への繰出しを行います。
 - キャッシュレス投票を推進することで、新規顧客の獲得と経費削減に取り組みます。
- 2 **特別競輪の誘致**
 - KEIRIN グランプリについては、競輪業界が定めた「中期基本方針」と「立川競輪経営戦略」に沿った各種施策に取り組み、立川競輪場での開催を多く獲得します。
- 3 **他競輪場や場外車券発売所での売り上げ確保**
 - 市営開催においては、本場発売・インターネット発売に加え、より多くの競輪場・場外車券発売所に車券を発売してもらうことで、多くの収益金を確保します。
- 4 **施設の維持管理**
 - 老朽化した施設・設備を計画的に改修することで、お客様に居心地の良い施設の提供や安全な競輪運営を行います。
 - 令和5（2023）年度から令和11（2029）年度にかけて、施設改修工事（第2期）、選手管理棟と選手宿舎棟建替工事、バンク全面改修工事の施設改善を行います。

基本事業	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
1	一般会計への繰出し額	2億円	3億円
2	KEIRIN グランプリ延べ実施回数	—	2回
3	委託場外発売延べ日数（特別競輪除く）	2,650日	2,800日
4	施設改善の進捗率（出来高ベース）	2.6%	100%



資料編

- 個別計画一覧
- 用語解説
- 施策体系図
- 前期基本計画の施策とSDGsの対応表
- 第5次長期総合計画基本構想資料編（再掲）



1 個別計画一覧

政策名	施策番号	施策名	主要個別計画	関連個別計画※1	施策統括課
子ども・子育て	1	子ども・子育て政策の推進	● 第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン		子ども政策課
	2	子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援		● 第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン	子ども家庭センター
	3	途切れのない成長・発達支援	● 立川市第3次発達支援計画	● 第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン ● 立川市第4次特別支援教育実施計画	児童発達支援センター
	4	子どもの居場所づくりと育ちの推進		● 第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン	子ども育成課
	5	未就学児の子育てと仕事の両立支援		● 第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン	保育課
教育	6	学校教育の充実		● 立川市第4次学校教育振興基本計画	指導課
	7	特別支援教育の推進	● 立川市第4次特別支援教育実施計画	● 第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン ● 立川市第4次学校教育振興基本計画 ● 立川市第3次発達支援計画	教育支援課
	8	学校教育環境の充実		● 立川市第4次学校教育振興基本計画	学務課
	9	学校給食の提供と食育の充実		● 立川市第4次学校教育振興基本計画	学校給食課
	10	教育行政の推進	● 立川市第4次学校教育振興基本計画		教育総務課
保健・医療	11	健康づくりの推進	● 健やかたちかわ 21 プラン 第4次（立川市第6次地域保健医療計画） ● 立川市第2次いのち支える自殺総合対策計画		健康推進課
	12	豊かな長寿社会の実現	● 立川市高齢者福祉介護計画（第9次高齢者福祉計画）		高齢政策課
	13	介護保険制度の適正な運営	● 立川市高齢者福祉介護計画（第9期介護保険事業計画）		介護保険課
	14	国民健康保険制度等の安定運営	● 立川市国民健康保険第3期データヘルス計画		保険年金課

※1：関連個別計画は、各施策や基本事業単位で関連するものを掲載しています。

政策名	施策番号	施策名	主要個別計画	関連個別計画	施策統括課
社会福祉	15	福祉行政の推進		● 立川市第5次地域福祉計画 ● 立川市高齢者福祉介護計画（第9次高齢者福祉計画） ● 立川市高齢者福祉介護計画（第9期介護保険事業計画） ● 健やかたちかわ 21 プラン 第4次（立川市第6次地域保健医療計画） ● 立川市第2次いのち支える自殺総合対策計画	福祉総務課
	16	地域福祉の推進	● 立川市第5次地域福祉計画 ● 立川市第2次成年後見制度利用促進計画 ● 立川市再犯防止推進計画	● 立川市第7次障害者計画 ● 立川市高齢者福祉介護計画（第9次高齢者福祉計画） ● 立川市高齢者福祉介護計画（第9期介護保険事業計画） ● 健やかたちかわ 21 プラン 第4次（立川市第6次地域保健医療計画） ● 立川市第2次いのち支える自殺総合対策計画 ● 第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン	地域福祉課
	17	障害福祉の推進	● 立川市第7次障害者計画 ● 立川市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	● 立川市第5次地域福祉計画 ● 立川市高齢者福祉介護計画（第9次高齢者福祉計画） ● 立川市高齢者福祉介護計画（第9期介護保険事業計画）	障害福祉課
	18	セーフティネットによる生活支援の充実		● 立川市第5次地域福祉計画	生活福祉課
環境	19	持続可能な環境の保全	● 立川市第3次環境基本計画		環境政策課
	20	持続可能な資源循環の実現	● 立川市第2次一般廃棄物処理基本計画	● 立川市第3次環境基本計画	ごみ対策課
	21	廃棄物の適正処理の促進		● 立川市第2次一般廃棄物処理基本計画 ● 立川市第3次環境基本計画	クリーンセンター
	22	下水道の管理		● 立川市下水道総合計画 ● 立川市下水道ストックマネジメント計画	下水道管理課

政策名	施策番号	施策名	主要個別計画	関連個別計画	施策統括課
環境	23	下水道の整備	●立川市下水道総合計画 ●立川市下水道ストックマネジメント計画		下水道整備課
	24	下水ポンプ場の運営		●立川市下水道総合計画 ●立川市下水道ストックマネジメント計画	下水道施設課
都市づくり	25	良好な市街地環境の形成	●立川市都市計画マスタープラン ●立川市景観計画		都市計画課
	27	道路の管理	●立川馬北口・南口デッキ長寿命化修繕計画 ●立川市道路整備基本計画 ●立川市道路修繕計画	●立川市都市計画マスタープラン	道路課
	28	道路の整備	●生活道路拡幅事業計画 ●立川市橋りょう長寿命化修繕計画 ●立川市無電柱化推進計画	●立川市都市計画マスタープラン	工事課
	29	公園・水辺管理と緑の保全	●立川市緑の基本計画	●立川市都市計画マスタープラン	公園緑地課
	30	活力ある産業の振興	●立川市第4次観光振興計画		産業観光課
産業まちづくり	31	都市と農業の共生	●立川市第6次農業振興計画		農業振興課
	32	官民連携のまちの形成		●立川市都市計画マスタープラン ●立川市景観計画	まちづくり推進課
	33	多様な移動手段による活力ある都市活動の実現	●立川市第2次自転車活用推進計画 ●第11次立川市交通安全計画	●立川市都市計画マスタープラン	交通企画課
市民の暮らし	34	市民活動と地域社会・多文化共生の推進	●立川市第5次多文化共生推進プラン		市民協働課
	35	市民相談機能と消費生活の充実		●立川市第5次地域福祉計画 ●立川市高齢者福祉介護計画（第9次高齢者福祉計画） ●立川市高齢者福祉介護計画（第9期介護保険事業計画） ●立川市第2次いのち支える自殺総合対策計画	暮らし相談課
	37	安心して暮らせる住環境の推進	●立川市第4次住宅マスタープラン ●立川市営住宅長寿命化計画 ●立川市マンション管理適正化推進計画 ●立川市空家等対策計画 ●立川市耐震改修促進計画		住宅課

政策名	施策番号	施策名	主要個別計画	関連個別計画	施策統括課
危機管理	40	危機管理体制の充実と防犯対策の推進	●危機事態対応計画	●立川市地域防災計画 ●立川市空家等対策計画	危機管理課
	41	防災体制の充実	●立川市地域防災計画	●立川市耐震改修促進計画	防災課
文化・スポーツ	43	文化芸術の振興	●立川市第5次文化振興計画		地域文化課
	44	生涯学習社会の実現	●立川市第7次生涯学習推進計画		生涯学習推進センター
	45	図書館サービスの展開	●立川市第4次図書館基本計画 ●立川市第5次子ども読書活動推進計画		図書館
	46	立川のまち・くらしの記録		●立川市第5次文化振興計画	市史編さん室
	47	スポーツの推進	●立川市第3次スポーツ推進計画		スポーツ振興課
総合戦略	48	総合戦略の推進	●立川市第3次総合戦略 ●立川市第2次国土強靱化地域計画		企画政策課
	49	行財政改革の推進	●立川市第3次行政経営計画 ●立川市DX推進計画		改革推進課
	50	持続可能な財政運営の推進		●立川市第3次行政経営計画	財政課
	53	公共施設マネジメントの推進	●立川市公共施設等総合管理計画 ●立川市公共施設再編計画 ●立川市公共施設再編個別計画	●立川市第3次行政経営計画 ●立川市第4次学校教育振興基本計画	公共施設マネジメント課
	54	男女平等参画社会・多様性の推進	●立川市第8次男女平等参画推進計画		男女平等推進課
	55	職員の育成・確保および働きやすい職場づくり	●立川市第5次職員人材育成実施計画 ●立川市第4次特定事業主行動計画		人事課
行政運営	56	デジタル環境の整備と維持管理		●立川市DX推進計画	情報システム課
	58	公共調達における品質の確保		●立川市第5次職員人材育成実施計画	品質管理課
	59	公共施設の保全		●立川市公共施設再編計画 ●立川市公共施設再編個別計画	施設課

2 用語解説

あ行

用語	解説
イノベーション	革新的な技術やアイデアによって新たな価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらすこと。
医療的ケア	経管栄養、痰の吸引等、医療機関ではないところで生活を営むうえで必要とされる医療的な生活援助行為のこと。
インバウンド	外から中へ入ってくる人や物のことで、観光業等において日本を訪れる外国人旅行者を指す。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、市民、商店街、事業者等による主体的な取組のこと。

か行

用語	解説
ガバメントクラウド	国や自治体が行政に関する業務システムをクラウドサービスとして共同利用できるようにしたIT基盤のこと。
かん養	雨や川の水などが地下に浸透して帯水層に流れ込むこと。
ケアプラン	介護を必要とする人が直面している課題や支援方法、介護保険サービスの内容や目標等をまとめた計画書のこと。
公契約	国や自治体の事業等（公共工事・業務委託・物品調達等）を民間事業者に発注する際に締結する契約のこと。
合理的配慮	筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助けなど、障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で、状況に応じて行われる配慮のこと。
コンプライアンス	法令等を遵守するとともに、市民ニーズや社会的要請を的確にとらえ、自律的に職務を遂行すること。一般的には法令等の遵守と解されるが、立川市では市民ニーズや社会的要請に応える姿勢として、自律的に職務を遂行するという側面も重要視している。

さ行

用語	解説
再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガス等の有限な資源である化石エネルギーと異なり、一度利用しても比較的短期間に再生可能で、資源が枯渇せず繰り返し利用できる太陽光や風力、地熱等の自然界に常に存在するエネルギーのこと。
シビックプライド	地域や自治体に対する住民の誇りや愛着、地域社会に貢献する意識のこと。

用語	解説
社会的孤立	家族以外との付き合いがほとんどなく、社会との結び付きが希薄となり、孤独や不安を感じる状態のこと。
生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。
セルフケア	一人ひとりの労働者が主体的にストレスやメンタルヘルスに対する正しい知識を身に付け、自分自身のストレスに気づいて対処すること。
0次予防	病気や健康のことを考えなくても、自然と健康的な行動や生活習慣ができるように、地域や社会を整えるという考え方のこと。

た行

用語	解説
待機児童	子育て中の保護者が保育施設または学童保育施設に入所申請しているにもかかわらず、保育施設等の不足や定員超過で入所できず、入所待ちしている児童のこと。
多文化共生	異なる国籍や民族の人々が互いの文化的な違いを尊重し、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「受け手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
中核的な拠点	交通利便性などを生かした業務・ビジネス、商業、文化、飲食サービスなど高度な機能集積により、東京圏の都市活力や都市文化をリードする拠点。本市では、立川駅周辺地域のこと。
デジタル化	既存の業務にデジタル技術を導入し、品質の向上や業務の効率化、多様な働き方の実現などを図ること。
デジタルデバイド	インターネットやコンピュータ等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる社会的格差（情報格差）のこと。
特定健康診査	糖尿病や高脂血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、40～74歳の医療保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームの該当者や予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を抽出するために行う健康診査のこと。
特別支援教育	障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導や支援を行う教育のこと。

な行	
用語	解説
内部統制制度	事務の適正な執行を確保するため、リスクマネジメントの取組などにより、リスクを一定水準以下に抑えるために組織内全ての者によって遂行されるプロセスのこと。

は行	
用語	解説
ピアサポート	病気、障害、介護、犯罪被害等、さまざまな理由で苦しみや生きづらさを抱える共通の経験を持つ人で支えあうこと。
ファミリー・サポート・センター	保育施設までの送迎や子どもの預かり等、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員登録し、地域で相互援助活動を行う制度のこと。ファミリー・サポート・センターは会員同士の相互援助活動のマッチングや連絡・調整等を行う。
不明水	家庭等から排出される汚水を処理するための下水道の污水管に何らかの原因で流入する雨水や地下水のこと。
フレイル	加齢とともに心と体の動きが弱くなってきた状態のこと。適切な評価・対策を行うことで、一定の機能回復が可能とされている。

や行	
用語	解説
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。子どもの自己実現、学業、友人関係に影響が及ぶ。

ら行	
用語	解説
ライフコースアプローチ	胎児期・幼少時から少年期、成人期、老年期に至る人の生涯を経時的に捉えて病気やリスクの予防等の健康づくりを考える方法のこと。
ラインケア	労働者の心の健康を守るため、管理監督者が部下の異変を早期に察知し、相談対応、職場環境の改善を通じてストレスの軽減を図ること。
リスクマネジメント	組織目的運営の達成を阻害する要因(リスク)を事前に洗い出し、その影響について評価したうえで、対応策を講じることで、リスクの発生を予防し、発生した場合の被害を最小限に抑える取組のこと。

用語	解説
レセプト	患者が受けた保険診療について、医療機関が保険者の市町村や健康保険組合に請求する医療報酬の明細書のこと。

わ行	
用語	解説
ワーク・ライフ・バランス	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子ども・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つ健康で豊かな生活を送るために、仕事と生活の調和を図ること。
ワンストップ	窓口の一本化を通じて、複数の部署や庁舎に分かれていた手続きを1か所で完結できるようにすること。

A～Z	
用語	解説
AI (エーアイ)	Artificial Intelligence の略称。一般的に「人工知能」のこと。
BPR (ビーピーアール)	Business Process Re-engineering の略称。目的達成に向けて業務プロセスを抜本的に再構築し、業務改革を図ること。
DX (ディーエックス)	Digital Transformation の略称。AI、IoT、ビッグデータ等のデジタル技術を社会に浸透させることで、人々の生活やビジネスをより良いものへと変革すること。
EBPM (イービーピーエム)	Evidence Based Policy Making の略称。政策目的を明確化したうえで行政が持つデータや事業の効果等の合理的根拠(エビデンス)に基づいて政策を立案すること。
ESG (イーエスジー) 債	環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)に関する課題の解決に資するプロジェクトの資金調達のために発行される債権のこと。
ICT (アイシーティー)	Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関する技術一般のこと。
PFI (ピーエフアイ)	Private Finance Initiative の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法のこと。
RPA (アールピーイー)	Robotic Process Automation の略称。これまで人間のみが対応可能と想定していた作業等を人間に代わって実施するしくみのこと。
SLA (エスエルイー)	Service Level Agreement の略称。サービス提供事業者と利用者間で結ばれるサービスのレベルに関する合意サービス水準、サービス品質保証のこと。サービスを提供する事業者が契約者に対して、どの程度まで品質を保証できるかを明示したもので、通信サービスやクラウドサービスなどで用いられる。
VUCA (ブーカ)	「Volatility (変動性)」「Uncertainty (不確実性)」「Complexity (複雑性)」「Ambiguity (曖昧性)」の頭文字をとった言葉で、先行き不透明で、将来の予測が困難な社会状況のこと。

3 施策体系

政策名	施策名	基本事業	担当課
子ども・子育て	1 子ども・子育て政策の推進	子どもの権利尊重の視点に立った政策の推進 子育て世帯等への経済的支援	子ども政策課
	2 子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援	安心して地域で子育てができる環境づくり 配慮を必要とする家庭への支援 子育てひろばにおける保護者への支援 妊産婦や乳幼児等の状況把握と支援 安心して出産・子育てができる環境整備 妊娠期から子育て期まで切れ目のない健康診査・相談の実施	子ども家庭センター
	3 途切れない成長・発達支援	発達支援の理解啓発 子どものライフステージに応じた成長・発達支援 配慮を必要とする就学前児童への療育と保護者支援	児童発達支援センター
	4 子どもの居場所づくりと育ちの推進	子育て施策の推進 学童保育の実施と量の確保 地域における子どもの居場所づくり 学童保育の質の維持・向上 青少年と地域のつながりづくり	子ども育成課
	5 未就学児の子育てと仕事の両立支援	多様な保育ニーズに応えるサービスの提供 保育・幼児教育施設の運営支援と保護者負担の軽減 保育の質の維持・向上と量の確保 公立保育所における保育の実施 保育施策の推進	保育課
教育	6 学校教育の充実	学力・体力の向上 豊かな心を育む教育の推進 円滑な教育活動の推進 教職員の適正配置と環境整備	指導課
	7 特別支援教育の推進	連続性のある多様な学びの場と支援の充実 学校における指導の充実 相談・連携体制の充実	教育支援課
	8 学校教育環境の充実	教育ICT環境の整備 就学の機会と通学時の安全・安心の確保 児童・生徒の保健衛生の推進	学務課
	9 学校給食の提供と食育の充実	学校給食事業の適切な運営 安全・安心な給食の提供と食育の充実	学校給食課
	10 教育行政の推進	教育委員会の運営 総合的な教育行政の企画と推進 学校施設環境の維持管理と充実	教育総務課

政策名	施策名	基本事業	担当課
保健・医療	11 健康づくりの推進	生活習慣病予防対策の推進 健康に関する教育及び啓発 予防接種の適正な実施 自発的な健康づくり 保健医療体制の充実	健康推進課
	12 豊かな長寿社会の実現	介護予防活動の育成・支援 認知症施策の推進 高齢者の相談・サービス支援 高齢者の権利擁護支援事業	高齢政策課
	13 介護保険制度の適正な運営	介護保険給付の適正な実施と制度の周知・啓発 介護保険サービス事業者の運営指導 介護サービス基盤の整備 介護保険料の適正な賦課と収入確保 適正な介護認定の実施	介護保険課
	14 国民健康保険制度等の安定運営	効果的な保健事業の推進 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の資格・給付事務の適正な運営 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の賦課徴収事務の適正な運営 国民年金制度の適正な運営	保険年金課
社会福祉	15 福祉行政の推進	福祉関連施設の管理運営 生きがいの創出と社会参加の推進 適正な社会福祉事業及び障害福祉サービス事業の推進	福祉総務課
	16 地域福祉の推進	地域のつながりづくり・支えあい活動の推進 支援を求めやすい相談体制の充実 地域共生社会実現に向けた支援体制の充実	地域福祉課
	17 障害福祉の推進	障害者の権利擁護の推進 相談体制の整備 地域生活の支援 自立に向けた就労支援・社会参加の促進	障害福祉課
	18 セーフティネットによる生活支援の充実	生活保護費の適正支給 日常生活の支援と自立の促進 面接・相談体制の充実 生活困窮者の支援 困難な問題を抱える女性や母子の自立への支援	生活福祉課

政策名	施策名	基本事業	担当課	
環境	19 持続可能な環境の保全	脱炭素社会の実現 健全な生活環境の実現 環境施策の基盤づくり	環境政策課	
	20 持続可能な資源循環の実現	資源循環の推進 家庭ごみ減量の促進 事業系ごみ減量の促進 資源と燃やせないごみの安定した適正処理	ごみ対策課	
	21 廃棄物の適正処理の促進	燃やせるごみの安定した適正処理と啓発の推進	クリーンセンター	
	22 下水道の管理	安定した下水道経営 下水道施設の機能維持 雨水流出抑制の促進	下水道管理課	
	23 下水道の整備	公共用水域の水質向上 雨水対策 適正な施設管理	下水道整備課	
	24 下水ポンプ場の運営	計画的な施設管理と更新 不明水対策としての一時貯留 下水道事業の官民連携	下水道施設課	
	都市づくり	25 良好な市街地環境の形成	地域の特性を生かした市街地環境の形成 適正な土地利用を推進し持続可能な都市を形成 優良・安全な生活環境の整備	都市計画課
		26 建築基準行政の適正な実施	建築基準行政に関する事務管理 建築物の適正な維持管理 建築物の適法性・安全性の確保 建築構造設備の適法性・安全性の確保	建築指導課
		27 道路の管理	道路利用の適正化の推進 道路維持管理 交通安全施設管理 道路境界管理	道路課
		28 道路の整備	道路の新設・道路の改修・無電柱化 道路の改良・長寿命化 用地買収	工事課
29 公園・水辺管理と緑の保全		公園の維持管理 緑の環境の向上と継承 計画的な公園整備や施設更新	公園緑地課	
産業まちづくり		30 活力ある産業の振興	地域経済の活性化 創業や事業承継への支援と就労機会の創出 観光素材の発掘・創出・認知向上	産業観光課
		31 都市と農業の共生	持続可能な農業振興策の推進 立川農業の魅力発信 都市農地の保全と有効な利活用の推進	農業振興課
	32 官民連携のまちの形成	基盤整備等の進捗にあわせてまちづくりの推進 J R立川駅周辺地域におけるエリアマネジメントの推進	まちづくり推進課	
	33 多様な移動手段による活力ある都市活動の実現	良好な交通環境の整備 快適な自転車活用環境の創出 地域公共交通計画の展開	交通企画課	

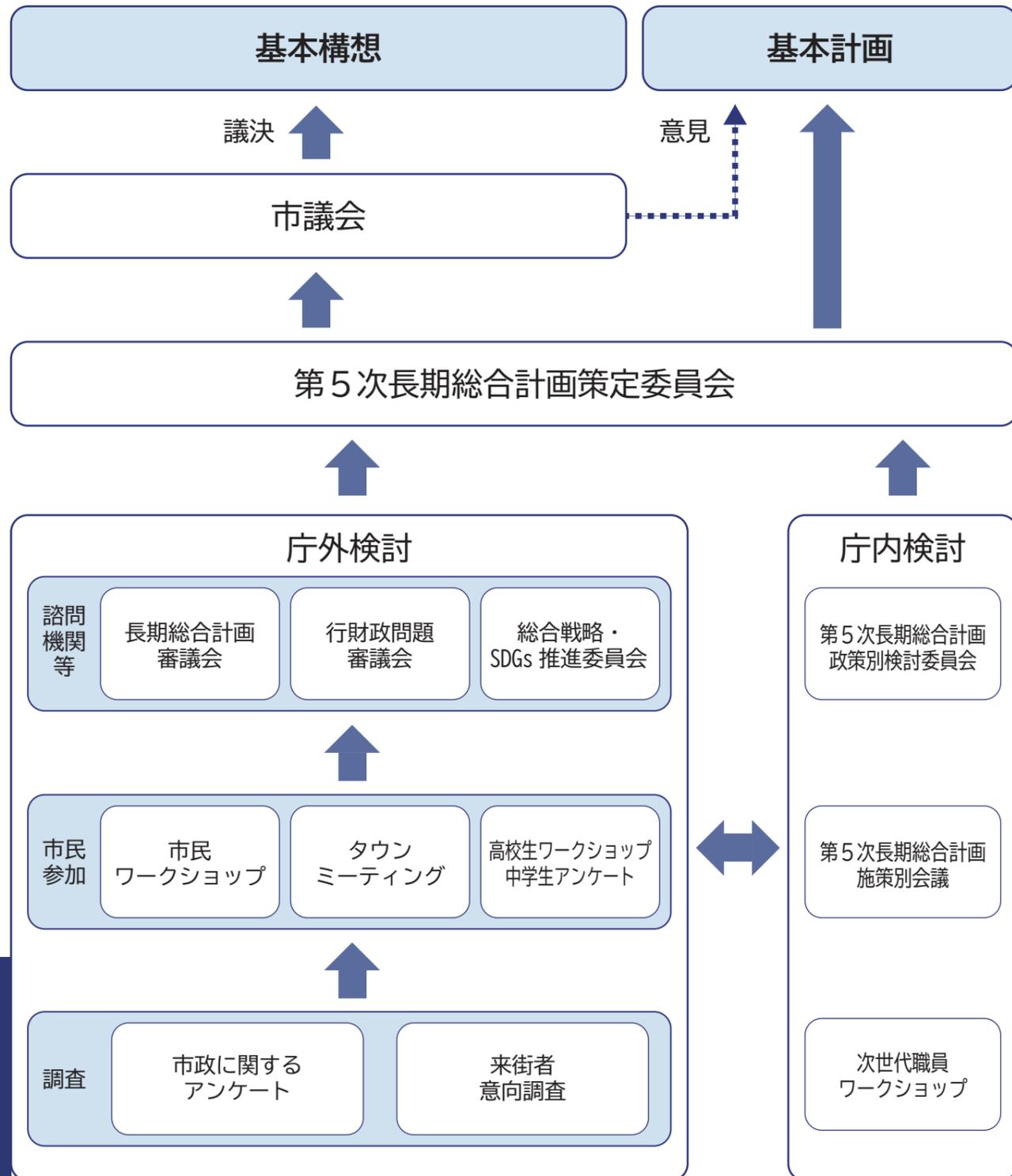
政策名	施策名	基本事業	担当課	
市民の暮らし	34 市民活動と地域社会・多文化共生の推進	市民活動の支援 地域コミュニティの活性化支援 多文化共生の推進	市民協働課	
	35 市民相談機能と消費生活の充実	市民相談体制の充実 消費生活の充実	暮らし相談課	
	36 ライフステージに応じた適切な手続き手法の提供	市民の視点に立った手続きの推進 戸籍制度の適正な運営 住民基本台帳制度の適正な運営 ワンストップサービスの適正な運営	戸籍住民課	
	37 安心して暮らせる住環境の推進	市営住宅等の効率的な維持管理 安全な住環境の推進	住宅課	
	38 市民にわかりやすい公正・公平な課税	諸税・軽自動車税の適正な課税 市民税の適正な課税 固定資産（土地）の適正な評価・課税 固定資産（家屋）の適正な評価・課税 固定資産（償却資産）の適正な評価・課税	課税課	
	39 納税しやすい環境の整備と安定した税収の確保	市税の適正な収納管理 市税や国民健康保険料等の収入確保 庁内債権の適正管理	収納課	
	危機管理	40 危機管理体制の充実と防犯対策の推進	危機管理体制の充実 防犯対策の推進	危機管理課
		41 防災体制の充実	防災意識の向上と減災対策の推進 自助・共助の取組の推進による地域防災力の向上	防災課
		42 コンプライアンスの推進	コンプライアンスの推進 内部統制制度による適正な事務の確保	コンプライアンス推進課
	文化・スポーツ	43 文化芸術の振興	文化芸術に触れる機会の充実 文化芸術活動の発信・支援	地域文化課
44 生涯学習社会の実現		生涯学習施策の推進 市民の自主的な学習活動支援や生涯学習情報の提供 連携・協働による学習機会の提供 学習の場と機会の提供 文化財の継承	生涯学習推進センター	
45 図書館サービスの展開		図書館サービスの充実 子どもの読書環境の充実 情報収集と課題解決支援の充実 図書館施設・機能の充実	図書館	
46 立川のまち・くらしの記録		市史の編さん	市史編さん室	
47 スポーツの推進		誰もがスポーツを楽しむ機会の創出 交流と連携によるスポーツ文化の形成 スポーツ環境の充実 スポーツ施設の整備・マネジメント	スポーツ振興課	

政策名	施策名	基本事業	担当課
総合戦略	48 総合戦略の推進	総合調整及び社会潮流に応じた政策の推進	企画政策課
		基本計画の推進と自治体戦略の展開	
		官民連携、自治体連携の強化	
		適切な統計情報の収集・整理・発信	
		基地に起因する諸問題の解消	
	49 行財政改革の推進	重要事項の計画的な推進	改革推進課
		サービス水準と提供手法の適正化に向けた事業の再構築	
		DXの推進による市民サービス向上と業務効率化の推進	
	50 持続可能な財政運営の推進	効果的な予算編成及び適切な執行管理	財政課
		財政状況への理解の促進	
計画的な財政運営			
計画的な資金調達			
51 適正な公共調達の実現	契約制度の適切かつ効率的な運用	契約課	
	契約制度の継続的な改善		
52 市政情報とまちの魅力の発信	市政情報の効果的な発信と共有	広報プロモーション課・秘書課	
	シビックプライドの醸成を目的とした情報発信		
	市長・副市長の円滑な公務の実施と情報発信		
53 公共施設マネジメントの推進	持続可能な公共施設の再編	公共施設マネジメント課	
	公有財産の有効活用		
	公共施設の計画的な更新		
54 男女平等参画社会・多様性の推進	男女平等参画の推進	男女平等推進課	
	性の多様性及び人権尊重の推進		
	配偶者等からの暴力の防止		
行政運営	55 職員の育成・確保および働きやすい職場づくり	職員の成長の支援	人事課
		職員の適正配置	
		職員の健康維持・増進と職場の安全確保	
		職員の生活の安定と福祉の向上	
		職員の給与制度の適正な適用	
	56 デジタル環境の整備と維持管理	デジタル環境の整備と情報セキュリティの確保	情報システム課
		システムの安定稼働による事務処理の推進	
	57 庁舎・公文書管理と例規整備	庁舎管理運営	総務文書課
		公文書の統括・管理	
		法制執務・争訟事務の実施	
公正性・透明性のある市政の推進			
58 公共調達における品質の確保	入札契約制度改革	品質管理課	
	公共工事等の品質確保		
	技術職員の技術力の向上		
59 公共施設の保全	施設の適正な保全と維持管理	施設課	
	施設の予防保全の実施		
	施設の新築・改修工事		
	設備の機能維持		
60 公金の適正管理	適正な会計事務の推進	会計課	
	安全で効果的な歳計現金・基金の保管と運用		

政策名	施策名	基本事業	担当課
収益事業	61 競輪運営による持続した収益の確保	収益金の確保 特別競輪の誘致 他競輪場や場外車券発売所での売り上げ確保 施設の維持管理	事業課

5 第5次長期総合計画基本構想資料編（再掲）

1 策定体制



2 策定経過

令和4（2022）年

日程	内容
9月20日	立川市第5次長期総合計画策定方針決定
10月～11月	市長と語ろう！市長との意見交換会（タウンミーティング）を開催
11月16日	次世代職員ワークショップを開催

令和5（2023）年

日程	内容
1月12日	立川市第5次長期総合計画政策別検討委員会を設置
2月2日	立川市第5次長期総合計画策定委員会を設置
2月27日～3月2日	各常任委員会に「立川市第4次長期総合計画総括（中間報告）」を報告
4月～5月	市政に関するアンケートを実施
5月～6月	立川未来のまちづくりアンケート（中学生アンケート）を実施
6月18日	立川そぞろ会議 2035（市民ワークショップ）を設置
8月23日	たちかわ未来留学 2035（高校生ワークショップ）を開催
9月	将来人口推計調査報告書作成
9月	来街者意向調査報告書作成
10月16日	立川市長期総合計画審議会を設置、「立川市第5次長期総合計画における基本構想」について諮問
11月23日	立川そぞろ会議 2035 報告会を実施
12月7日	「立川市第5次基本構想について」を特定事件とする立川市第5次基本構想審査特別委員会を設置
12月19日	立川市第5次基本構想審査特別委員会に「立川市第4次長期総合計画総括」を報告

令和6（2024）年

日程	内容
1月15日	立川市行財政問題審議会に「第5次長期総合計画に向けた行財政運営の考え方について」を諮問
1月～3月	市長と語ろう！市長との意見交換会（タウンミーティング）を開催
6月25日	立川市長期総合計画審議会から市長に「立川市第5次長期総合計画における基本構想」について答申
8月14日	立川市行財政問題審議会から市長に「第5次長期総合計画（前期基本計画）」に向けた行財政運営の考え方について」を答申
12月	立川市第5次長期総合計画素案の市民意見公募（パブリックコメント）を実施（12月25日～1月20日）



立川市第5次基本構想審査特別委員会

令和7(2025)年

日程	内容
1月18日	市長が語る！立川の未来ビジョン(立川市第5次長期総合計画素案市民説明会)を開催
2月18日	市議会に議案「立川市第5次基本構想について」を上程、立川市第5次基本構想審査特別委員会に付託
3月10日	立川市第5次基本構想審査特別委員会が、同案を可決すべきものとして採択
3月24日	市議会本会議において、同案を可決
3月31日	立川市第5次長期総合計画を決定

(1) 委員構成

	氏名	備考
委員長	門倉 正子	
副委員長	稲橋 ゆみ子	
委員	永元 香子	
	山本 洋輔	
	高畠 奈美	
	松本 あきひろ	令和6年3月から
	江口 元気	令和6年3月まで
	大沢 純一	
	中町 聡	
	中山 ひと美	

(敬称略)

(2) 審議経過

開催日	検討内容
令和5(2023)年12月19日	・第4次長期総合計画総括について ・第5次長期総合計画策定の進捗について
令和6(2024)年3月19日	・第5次基本構想骨子案について ・第5次長期総合計画前期基本計画政策・施策の見直しの方向性について
令和6(2024)年6月21日	・第5次基本構想素案概略について ・第5次長期総合計画前期基本計画骨子案について
令和6(2024)年9月25日	・長期総合計画審議会の答申について ・第5次基本構想素案について ・行財政問題審議会の答申について ・第5次長期総合計画前期基本計画素案概略について ・第5次長期総合計画前期基本計画政策・施策体系について
令和6(2024)年12月16日	・第5次基本構想素案について ・第5次長期総合計画前期基本計画素案について
令和7(2025)年3月10日	・第5次長期総合計画基本構想原案について ・第5次長期総合計画前期基本計画原案について

4 立川市長期総合計画審議会

(1) 委員構成

区分		氏名	所属団体等
関係市民団体が推薦する者		芦澤 清八	特定非営利活動法人 立川市スポーツ協会 会長
		川口 哲生	立川商工会議所 会頭
		小林 優貴	公益社団法人立川青年会議所 顧問
		田所 佳洋	立川市民生委員・児童委員協議会 代表副会長
		平澤 豊	立川市文化協会 副会長
		福永 毅	立川市子ども会連合会 副会長
		萬田 和正	立川市自治会連合会 会長
市民		長井 琢英	公募市民
		西内 絵梨子	公募市民
		宮本 直樹	公募市民
		森林 育代	公募市民
学識経験を有する者	会長	朝日 ちさと	東京都立大学都市環境学部 都市政策科学科 教授
		片岡 滋	立川市三師会 会長
		甲野 毅	大妻女子大学家政学部 ライフデザイン学科 教授
		篠原 俊博	株式会社SHIFT DX&戦略プロジェクト本部 戦略イニシアティブ プリンシパル (元デジタル庁統括官)
		辻本 愛子	東京弁護士会 弁護士
	副会長	松浦 司	中央大学経済学部 准教授
市長の部内の職員		大塚 正也	立川市 総合政策部長

(敬称略 区分ごとに五十音順)

(2) 審議経過

	開催日	検討内容
第1回	令和5(2023)年10月16日	<ul style="list-style-type: none"> 第5次長期総合計画の概要 審議会の進め方(スケジュール) 立川市の状況 基礎調査等結果報告
第2回	令和5(2023)年11月23日	<ul style="list-style-type: none"> 市民ワークショップ報告会意見聴取 市民ワークショップの意見について
第3回	令和5(2023)年12月4日	<ul style="list-style-type: none"> 市民ワークショップ実施報告 第4次長期総合計画総括 第5次長期総合計画の政策体系
第4回	令和6(2024)年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりの方向性について 政策分野から見た都市像に生かす視点
第5回	令和6(2024)年4月8日	<ul style="list-style-type: none"> 答申の示し方について 答申書案について
第6回	令和6(2024)年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> 答申書案について 第5次基本構想素案概略



5 市民参加

(1) 立川そうぞう会議2035（市民ワークショップ）

長期総合計画策定にあたって、多様な市民の意見を参考とするため、市民ワークショップを開催しました。ワークショップでは、市が目指すべき姿や課題、必要な取組の方向性等について参加者同士で話し合い、班ごとに取りまとめた意見を報告会で発表しました。

開催期間	令和5（2023）年6月～11月 全6回
場 所	立川市役所・たましん RISURU ホール
参加人数	49人（公募市民20人、無作為抽出市民20人、大学生4人、関係市民団体等推薦5人）
対 象 者	18歳以上の市内在住・在勤・在学の方



(2) 立川未来のまちづくりアンケート（中学生アンケート）

立川市の将来を担う中学生の意見を参考とするため、市内の中学生を対象に、中学生が考える立川市の魅力や定住志向、未来の立川のスローガン等について、オンラインアンケートを実施しました。

調査期間	令和5（2023）年5月29日～6月30日
対 象 者	立川市立中学校2年生
有効回答数・回答率	905件（72.1%）

(3) たちかわ未来留学2035（高校生ワークショップ）

立川市の将来を担う高校生の意見を参考とするため、立川市内の高等学校・中等教育学校後期課程に通学する生徒を対象にワークショップを開催しました。参加者が考える「住みたいまち」「あえて行きたいまち」と立川を比較して、「立川の足りないところ」「立川のさらに伸ばした方が良いところ」を話し合ったうえで、「私が住みたいまち、立川」「私が行きたいまち、立川」を高校生ならではの視点で検討しました。

開催期間	令和5（2023）年8月23日
場 所	立川市役所
参加人数	19人（高校生15人、市民ワークショップに参加している大学生4人）
対 象 者	立川市内の高等学校・中等教育学校後期課程に通学する生徒



(4) 市政に関するアンケート

行政評価の一環として、第4次長期総合計画後期基本計画の進捗管理および成果指標の基礎資料とするため、市民の皆さんが市の施策について感じていることや生活の実態、問題意識を調査しました。令和5年度は、長期総合計画の策定に向け、立川市が今後10年間、優先的に取り組むべき政策分野について質問し、回答をいただきました。

調査期間	令和5（2023）年4月1日～4月24日回答投函締切 ※令和5（2023）年5月26日到着分まで受け付け
対 象 者	立川市に住民票を有する令和5年3月1日現在で満18歳以上の方から無作為に3,000人を抽出。
有効回答数・回答率	956件（31.9%）

6 庁内体制

(5) 来街者意向調査

長期総合計画の策定にあたって、来街者の意向を把握するためにアンケート調査を実施しました。来街目的や立川市の印象等について質問し、調査結果を集計・分析し計画策定に向けた基礎資料としました。

調査期間	令和5（2023）年3月14～5月20日のうち計8日間
対象者	JR立川駅周辺で、概ね中高生以上の来街者を対象に、街頭インタビュー形式によるアンケートを実施。
有効回答数	775件

(6) 市長と語ろう！市長との意見交換会（タウンミーティング）

市民の皆さんの声を市政に反映させるとともに、地域づくりや市政を身近に感じていただくため、市長が市民の皆さんと意見交換を行う「市長と語ろう！」を開催しました。いただいた意見は長期総合計画の策定にも活かしています。

開催期間	令和4（2022）年度：令和4（2022）年10月～11月 全7回 令和5（2023）年度：令和6（2024）年1月～3月 全7回
対象者	立川市在住、在勤、在学の方等
参加者数	令和4（2022）年度：121人 令和5（2023）年度：217人

(7) 市長が語る！立川の未来ビジョン（立川市第5次長期総合計画素案市民説明会）

第5次長期総合計画素案について、市民の皆さんに説明をさせていただき、市民意見公募（パブリックコメント）として、ご意見をいただく機会を創出しました。

開催期間	令和7（2025）年1月18日 全2回
対象者	立川市在住、在勤、在学の方等
参加者数	28人

(8) 市民意見公募（パブリックコメント）

第5次長期総合計画素案に対して、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、26人から59件のご意見をいただきました。

公募期間	令和6（2024）年12月25日～令和7（2025）年1月20日
提出者数・件数	26人・59件
意見を反映した件数	3件

(1) 立川市第5次長期総合計画策定委員会

市議会や各審議会、市民ワークショップ、庁内検討組織の議論を踏まえて、第5次長期総合計画基本構想及び前期基本計画の案を策定しました。

①組織概要

委員構成	市長、副市長、教育長、部長
設置期間	令和5（2023）年2月～令和7（2025）年3月

②検討経過

	開催日	検討内容
第1回	令和5（2023）年2月2日	・第4次長期総合計画総括（中間報告）について ・市民ワークショップについて
第2回	令和5（2023）年5月18日	・第5次長期総合計画の策定について
第3回	令和5（2023）年8月24日	・第5次長期総合計画の策定について ・将来人口推計調査結果について ・来街者意向調査結果について
第4回	令和5（2023）年11月10日	・第4次長期総合計画総括について
第5回	令和6（2024）年2月5日	・基本構想骨子案について ・第5次長期総合計画前期基本計画について（仮）
第6回	令和6（2024）年4月23日	・第5次長期総合計画検討経過について ・第5次長期総合計画政策・施策体系について
第7回	令和6（2024）年5月13日	・第5次長期総合計画基本構想素案概略 ・第5次長期総合計画前期基本計画骨子案
第8回	令和6（2024）年8月27日	・長期総合計画審議会の答申について ・第5次基本構想素案について ・行財政問題審議会の答申について ・第5次長期総合計画前期基本計画素案概略について ・第5次長期総合計画前期基本計画政策・施策体系について
第9回	令和6（2024）年11月28日	・第5次基本構想素案について ・第5次長期総合計画前期基本計画素案について ・市民説明会の開催について
第10回	令和7（2025）年2月6日	・第5次基本構想原案について ・第5次長期総合計画前期基本計画原案について



関係条例

立川市長期総合計画審議会条例

昭和46年3月19日条例第7号
改正
平成10年3月5日条例第13号
平成25年6月18日条例第9号
令和5年11月2日条例第32号

(2) 立川市第5次長期総合計画政策別検討委員会

第5次長期総合計画の政策の検討、施策間の調整及び施策内容の検討等を行いました。

①組織概要

委員構成	部長、施策統括課長
設置期間	令和5（2023）年1月～令和7（2025）年3月

②検討経過

	開催日	検討内容
第1回～第6回	令和5（2023）年1月12日～1月18日	・第4次長期総合計画総括（中間報告）の内容について ・第4次長期総合計画前期基本計画の主な課題と後期基本計画の主な実績について
第7回～第11回	令和5（2023）年6月27日～7月7日	・第5次長期総合計画基本計画の施策体系の見直しについて
第12回～第16回	令和5（2023）年10月13日～10月18日	・第4次長期総合計画総括の内容について
第17回～第21回	令和6（2024）年1月4日～1月15日	・第5次長期総合計画の政策・施策体系について
第22回～第26回	令和6（2024）年2月21日～3月27日	・第5次長期総合計画の施策体系・基本事業について
第27回～第32回	令和6（2024）年7月10日～7月30日	・第5次長期総合計画の施策・基本事業について

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政を図るための基本構想について審議するため、立川市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 関係市民団体が推薦する者 7人以内
- (2) 市民 4人以内
- (3) 学識経験を有する者 6人以内
- (4) 市長の部内の職員 1人

2 委員の任期は、諮問に係る審議が終了したときまでとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第6条 審議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。

3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから互選によって定める。

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 47 年 12 月 14 日条例第 40 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 5 日条例第 13 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 18 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 11 月 2 日条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

全部で
7か所あるよ！

くるりん み~つけた！

答え合わせ（基本計画編）



- ①P. 91 施策 22 マンホールカードの写真
- ②P.117 施策 33 くるりんバスの車体
- ③P.150 施策 47 プロスポーツ連絡会の写真
- ④P.152 政策 11 総合戦略の見出し
- ⑤P.163 施策 52 立川市ウェブサイトの中
- ⑥P.163 施策 52 立川市公式LINEの中
- ⑦P.211 資料編 たちかわ未来留学の写真

※概要版 P.12 の質問の解答です。

立川市第5次長期総合計画前期基本計画

魅力咲きほこり
つどい華やぐまち立川
～新風を吹き込み 美風を守る～

令和7（2025）年4月発行

発行 立川市

〒190-8666

東京都立川市泉町 1156 番地の9

TEL 042-523-2111（代表）

FAX 042-521-2653

URL <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編集 政策財務部企画政策課



立川市第5次長期総合計画
前期基本計画

Basic Plan Tachikawa city
2025 to 2030